

【平成 23 年度版】

# 地方公共団体における官公需施策事例

～ 地方公共団体の中小企業の受注機会の増大

のための措置状況等調査結果 ～

(調査期間;平成 23 年 5 月～7 月)

平成 24 年 3 月

中小企業庁事業環境部取引課



# 目 次

I. 平成 22 年度地方公共団体における官公需の契約実績 .....	1
II. 地方公共団体の中小企業の受注機会の増大 のための措置状況等取りまとめ表（総合表） .....	2
III. 地方公共団体の中小企業の受注機会の増大 のための措置状況等取りまとめ表（詳細表） .....	7
IV. 地方公共団体の中小企業の受注機会の増大のための措置状況等回答例 .....	15
V. 地方公共団体施策事例	
1. 条例等	
(1) 条例	
①中小企業の官公需における受注機会の確保 を目的とした条例を制定している自治体 .....	22
②中小企業振興等のための条例において、中小企業者の官公需における 受注機会の確保を規定している自治体 .....	24
③その他の条例において、中小企業者の官公需における 受注機会の確保を規定している自治体 .....	29
(2) その他（規則、事務処理要綱等） 規則、事務処理要綱等において、中小企業の官公需における 受注機会の確保を規定している自治体 .....	30
2. 契約の方針等	
(1) 中小企業の官公需における受注機会の確保を目的とした 方針を制定している自治体 .....	43
(2) 入札や契約方針等において、中小企業者の官公需における 受注機会の確保を規定している自治体 .....	47
(3) 施政執行方針（市議会）において、中小企業者の官公需における 受注機会の確保を規定している自治体 .....	49
(4) 所管部局の運営方針において、中小企業者の官公需における 受注機会の確保を言及している自治体 .....	50

### 3. 個別事例

中小企業者の官公需における受注機会の確保を目的とした 特別の施策を実施している自治体 .....	51
(1) 官公需に関する中小企業者の受注機会確保等に係る施策の推進について、 関係部署に通達している事例 .....	51
(2) 発注工事等を受注した登録事業者に対し、「下請(資材)発注する場合には 地元中小企業に優先発注するよう配慮する」ことを要請している事例 .....	52
(3) 地元企業の受注機会増加に関する調達方針を定めている事例 .....	55
1. 地元企業の受注機会拡大に特化した調達方針を定めている例	
2. 地元企業の受注機会確保等を目的とした要綱を定めている例	
3. 発注方針のなかに地元企業の受注機会の確保を定めている事例	
(4) トライアル発注制度等を実施し、域内中小企業等の育成や 販路拡大を図る事例 .....	62
(5) 研究会や部会を設置し、官公需や中小企業の受注対策等の 具体的施策を継続的に検討している事例 .....	68
(6) 小規模事業者登録制度を実施し、 域内の小規模事業者の受注機会の拡大を図る事例 .....	70
1. 一般的な小規模事業者登録制度の例	
2. 小規模事業者の条件を、中小企業者であることや従業者規模により明記している例	
(7) 地産地消、域内産資材の優先使用を推進し、 域内企業者の育成や受注機会の確保を図る事例 .....	72
1. 地産地消や域内産資材の優先使用のための条例を制定している例	
2. 地産地消や域内産資材の優先使用のための要領等を定めている例	
(8) 競争参加資格要件で優先順位を定め、 地元中小企業者受注機会拡大への配慮を定めている事例 .....	74
1. 中小企業者を最優先とし、かつ中小企業者のなかで優先順位を区分している例	
2. 地元業者を最優先とし、かつ広域的な地元業者のなかで優先順位を区分している例	
(9) 公募型見積合せの参加条件を中小企業のみとしている事例 .....	75
(10) 分離・分割発注についての方針や事務規定等を定めている事例 .....	76
(11) 地元中小企業者に共同企業体(JV)を結成させ、 中小企業者の受注機会の増大や技術向上を図ろうとしている事例 .....	77
(12) 入札参加資格の審査項目の算定方法において 官公需適格組合に対し、特例の設定を行っている事例 .....	79

(13) 落札者を除外した入札を行うことで、 多数の事業者の仕事振り分け、受注機会の増大を図る事例	82
(14) 官公需特定品目の入札を中小企業者に発注し、受注機会の増大を図る事例	84
(15) 創業間もないベンチャー企業に対して優先的な発注を行い、 地域産業化や地域経済の活性化を図る事例	85
(16) 公共調達契約に際して、受注者が適用労働者に支払う賃金 についての評価を定めている事例	86
(17) 入札参加資格等において、防災協定や災害協定を締結している 事業者に対する評価を定めている事例	88
1. 入札参加資格審査において防災協定や災害協定の締結を評価項目としている例	
2. 防災協定や災害協定の締結を競争入札参加要件としている例	
(18) 低入札価格調査制度により、品質確保と適正価格での入札 を図ろうとする事例	91
1. 失格基準を定めている例	
2. 低価格入札に対するペナルティを定めている例	
3. 低価格入札に対するペナルティをHP等で周知している例	
(19) 高い落札率であった入札に対し調査を実施する制度により、 適正価格での入札や談合対策を図ろうとする事例	101
(20) 下請け要件を付した条件(制限)付き一般競争入札等の要綱を定め、 地元業者の受注機会増大を図っている事例	102
(21) 調達と政策目標や社会貢献とリンクさせ、政策目標の実現とともに 地元業者の受注機会増大を図っている事例	104
1. 社会貢献項目を競争参加資格や指名選定の評点としている例	
2. 地域・社会貢献度を認証制度化し、その証明書を有する事業者への優先発注を定めている例	
3. 特定の政策目的に限定し、それを達成する事業者への優先発注を定めている例	
① 男女共同参画の推進 (中小企業者)	
② 障害者の雇用促進および障害者支援 (中小企業者)	
③ 環境保全活動の促進および環境配慮 (中小企業者)	
「V. 地方公共団体施策事例」で引用掲載した条例・要綱等の一覧	118

本冊子の掲載事例は、都道府県(47)、人口10万人以上の市(273)及び東京特別区(23)へのアンケート調査(平成23年4~7月実施)結果、及び、地方自治体のホームページ検索等により判明したもののうち、参考となりうる事例を主として抽出し、掲載しているものです。



## I. 平成22年度地方公共団体における官公需の契約実績

都道府県名	官公需総額 (A)	うち中小企業者向け (B)	比率 (B)/(A)
	(億円)	(億円)	(%)
北海道	6,149	5,128	83.4
青森県	1,605	1,369	85.3
岩手県	1,434	1,213	84.5
宮城県	1,201	922	76.8
秋田県	1,172	1,034	88.2
山形県	1,158	973	84.0
福島県	518	424	81.7
茨城県	2,068	1,501	72.6
栃木県	1,304	1,093	83.8
群馬県	1,875	1,583	84.4
埼玉県	4,447	3,372	75.8
千葉県	4,682	3,001	64.1
東京都	17,686	10,959	62.0
神奈川県	6,393	4,502	70.4
新潟県	3,998	3,557	89.0
長野県	1,724	1,438	83.4
山梨県	1,272	1,119	88.0
静岡県	3,631	2,798	77.1
愛知県	5,986	3,938	65.8
岐阜県	1,732	1,306	75.4
三重県	1,934	1,667	86.2
富山県	1,285	1,040	80.9
石川県	1,167	927	79.4
福井県	1,021	885	86.6
滋賀県	952	737	77.4
京都府	1,591	1,142	71.8
奈良県	949	704	74.2
大阪府	6,945	4,667	67.2
兵庫県	4,372	3,204	73.3
和歌山県	993	818	82.4
鳥取県	880	684	77.7
島根県	1,130	1,000	88.5
岡山県	1,584	1,152	72.8
広島県	2,443	1,764	72.2
山口県	1,695	1,383	81.6
徳島県	566	505	89.3
香川県	897	645	71.8
愛媛県	1,474	1,252	85.0
高知県	777	652	84.0
福岡県	4,236	3,475	82.0
佐賀県	892	804	90.1
長崎県	1,634	1,431	87.6
熊本県	1,540	1,353	87.9
大分県	1,297	1,105	85.2
宮崎県	1,629	1,391	85.4
鹿児島県	2,272	2,021	88.9
沖縄県	3,200	2,792	87.3
<b>計</b>	<b>119,390</b>	<b>90,430</b>	<b>75.7</b>

(注1) 地方公共団体の契約実績は、都道府県、人口10万人以上の市及び東京特別区を対象としている。

(注2) 東日本大震災により被災し集計困難となった地方公共団体の全部、または一部の機関の数値が含まれていない。

## Ⅱ. 地方公共団体の中小企業の受注機会の増大のための措置状況等取りまとめ表(総合表)

都道府県別	問1 中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じているか。		問2 それは、どのような措置か。 (複数回答可)			問3 「その他」の措置とは、具体的に何か。	問4 講じていない場合の理由は。
	講じている	講じていない	条例	方針	その他	措置記入の有無	理由記入の有無
北海道	10		3	2	9	9	
青森県	3	1	1		3	3	1
岩手県	2	3			2	2	3
宮城県	2	2			2	2	2
秋田県	2	1		1	2	2	1
山形県	2	2			2	2	2
福島県	2	1			2	2	
茨城県	5	4	1	1	4	4	4
栃木県	5	3		2	3	3	2
群馬県	5	1		2	3	3	1
埼玉県	20	3	2	3	17	17	2
千葉県	13	4	1	3	12	12	4
東京都	37	4		9	28	28	4
神奈川県	13	3	1	7	9	9	3
新潟県	5	1	2		5	5	
長野県	4	2			4	4	2
山梨県	2			2	2	2	
静岡県	11	1			11	11	1
愛知県	14	3			14	14	3
岐阜県	4	2			4	4	1
三重県	4	4		1	4	4	3
富山県	3				3	3	
石川県	3	1		1	3	3	1
福井県	2		1		2	2	
滋賀県	5	1		2	4	4	1
京都府	2	1		2	1	1	1
奈良県	2	2			2	2	1
大阪府	19	4	2	6	14	14	3
兵庫県	10	1		2	8	8	1
和歌山県	2				2	2	
鳥取県	3				3	3	
島根県	3				3	3	
岡山県	4		1		4	4	
広島県	7	1		1	7	7	1
山口県	4	3			4	4	3
徳島県	1	1	1		1	1	1
香川県	3		1		3	3	
愛媛県	4	1		1	4	4	1
高知県	2			1	1	1	
福岡県	7	2		2	6	6	2
佐賀県	3				3	3	
長崎県	4				4	4	
熊本県	2	1	1		2	2	
大分県	2	1			2	2	
宮崎県	2	2			2	2	2
鹿児島県	4	1		1	3	3	1
沖縄県	4	1		2	4	4	2
<b>合計</b>	<b>272</b>	<b>69</b>	<b>18</b>	<b>54</b>	<b>237</b>	<b>237</b>	<b>60</b>
<b>(県)</b>	<b>46</b>		<b>9</b>	<b>14</b>	<b>39</b>	<b>39</b>	
<b>(区)</b>	<b>21</b>	<b>2</b>		<b>5</b>	<b>16</b>	<b>16</b>	<b>2</b>
<b>(市)</b>	<b>205</b>	<b>67</b>	<b>9</b>	<b>35</b>	<b>182</b>	<b>182</b>	<b>58</b>

(注1) 地方公共団体の措置状況は、都道府県、人口 10 万人以上の市及び東京特別区を対象としている。

(注2) 東日本大震災により被災し調査困難となった地方公共団体については、措置状況の回答数に含まれていない。



都道府県別	問5						問6					
	平成23年度の官公需総予算額に占める中小企業者向けの契約見込み額、またはその比率について、目標値を設定しているか。						平成22年度の官公需契約実績額及び中小企業向け契約実績、またはその比率について、公表しているか。					
	設定している	公表している		公表を検討中		公表していない	公表している	HP	その他	公表を検討中	公表していない	
	HP	その他										
北海道	1	1	1	1		9	2	1	1		8	
青森県						4					4	
岩手県						5					5	
宮城県						4					4	
秋田県						3					3	
山形県						4					4	
福島県						3					3	
茨城県						9					9	
栃木県						8					8	
群馬県	1	1	1			5	2		1	1	3	
埼玉県	2				2	21				1	22	
千葉県						17	1		1		16	
東京都						41	1		1	1	39	
神奈川県	1	1	1			15	2	2			14	
新潟県						6					6	
長野県						6					6	
山梨県						2	1	1			1	
静岡県						12	1		1		11	
愛知県	1				1	16	3	2	2		14	
岐阜県						6					6	
三重県	1				1	7					8	
富山県						3					3	
石川県						4					4	
福井県						2					2	
滋賀県						6					6	
京都府						3					3	
奈良県	1				1	3					4	
大阪府	1	1	1			22					23	
兵庫県	1	1		1		10					11	
和歌山県						2					2	
鳥取県						3					3	
島根県						3					3	
岡山県						4					4	
広島県						8					8	
山口県						7					7	
徳島県						2					2	
香川県						3	1	1			2	
愛媛県						5	1	1			4	
高知県						2	1	1			1	
福岡県	1	1		1		8	2		2		7	
佐賀県						3	1	1			2	
長崎県						4					4	
熊本県						3					3	
大分県						3					3	
宮崎県						4					4	
鹿児島県						5					5	
沖縄県						5					5	
合計	11	6	4	3	5	330	19	10	9	3	319	
(県)	7	5	3	3	2	39	8	3	4		38	
(区)						23	1		1		22	
(市)	4	1	1		3	268	10	7	4	3	259	

(注1) 地方公共団体の措置状況は、都道府県、人口10万人以上の市及び東京特別区を対象としている。

(注2) 東日本大震災により被災し調査困難となった地方公共団体については、措置状況の回答数に含まれていない。

地方公共団体における官公需施策事例(平成 23 年版)

都道府県別	問7		問8	問9		問10	問11		問12
	物品の発注を行う際、入札参加条件として中小企業者の受注機会の増大に資する何らかの条件等を付与しているか。		それは、具体的にどのような条件の付与なのか。	役務の発注を行う際、入札参加条件として中小企業者の受注機会の増大に資する何らかの条件等を付与しているか。		それは、具体的にどのような条件の付与なのか。	工事の発注を行う際、入札参加条件として中小企業者の受注機会の増大に資する何らかの条件等を付与しているか。		それは、具体的にどのような条件の付与なのか。
	付与している	付与していない	内容記入の有無	付与している	付与していない	内容記入の有無	付与している	付与していない	内容記入の有無
北海道	3	7	3	3	7	3	5	5	5
青森県	1	3	1	1	3	1	2	2	2
岩手県	1	4	1	2	3	2	3	2	3
宮城県	1	3	1	1	3	1	1	3	1
秋田県	2	1	2		3		2	1	2
山形県	3	1	3	3	1	3	3	1	3
福島県	1	2	1	1	2	1	1	2	1
茨城県	5	4	5	5	4	5	7	2	7
栃木県	5	3	5	6	2	6	5	3	5
群馬県	4	2	4	4	2	4	5	1	5
埼玉県	14	9	14	12	11	12	16	7	16
千葉県	8	9	8	9	8	9	11	6	11
東京都	21	20	21	21	20	20	28	13	28
神奈川県	9	7	9	9	7	8	10	6	9
新潟県	4	2	4	3	3	3	6		6
長野県	2	4	2	2	4	2	4	2	4
山梨県	2		2		2		1	1	1
静岡県	5	7	5	5	7	5	5	7	5
愛知県	6	11	6	5	12	5	10	7	10
岐阜県	2	4	2	2	4	2	3	3	3
三重県	3	5	3	3	5	3	5	3	5
富山県		3			3		1	2	1
石川県	1	3	1	1	3	1	2	2	2
福井県	1	1	1	1	1	1	1	1	1
滋賀県	1	5	1	1	5	1	2	4	2
京都府	2	1	2	1	2	1	2	1	2
奈良県	1	3	1	1	3	1	2	2	3
大阪府	10	13	10	10	13	10	15	8	15
兵庫県	5	6	5	4	7	4	8	3	8
和歌山県	2		2	2		2	1	1	1
鳥取県	2	1	2	2	1	2	2	1	2
島根県	2	1	2	2	1	2	3		3
岡山県	3	1	3	3	1	3	3	1	3
広島県	4	4	4	4	4	4	5	3	5
山口県	1	6	1	1	6	1	3	4	3
徳島県	2		2	2		2	2		2
香川県	2	1	3	2	1	3	2	1	3
愛媛県	1	4	1	1	4	1	3	2	3
高知県	2		2	2		2	1	1	1
福岡県	3	6	3	3	6	3	6	3	6
佐賀県	1	2	1	1	2	1	2	1	2
長崎県	3	1	3	2	2	2	2	2	2
熊本県	1	2	1	1	2	1	1	2	1
大分県	1	2	1	1	2	1	3		3
宮崎県	1	3	1	2	2	2	3	1	3
鹿児島県	2	3	2	2	3	2	5		5
沖縄県	4	1	4	4	1	4	4	1	4
合計	160	181	161	153	188	152	217	124	218
(県)	25	21	25	22	24	22	35	11	35
(区)	11	12	11	10	13	10	14	9	14
(市)	124	148	125	121	151	120	168	104	169

(注1) 地方公共団体の措置状況は、都道府県、人口 10 万人以上の市及び東京特別区を対象としている。

(注2) 東日本大震災により被災し調査困難となった地方公共団体については、措置状況の回答数に含まれていない。

都道府県別	問13 ①物品		問13 ②役務		問13 ③工事		問14 ①物品		問14 ②役務		問14 ③工事	
	物品において、ダンピング対策として、低入札価格調査制度を実施していますか。		役務において、ダンピング対策として、低入札価格調査制度を実施していますか。		工事において、ダンピング対策として、低入札価格調査制度を実施していますか。		物品において、ダンピング対策として、最低制限価格制度を導入していますか。		役務において、ダンピング対策として、最低制限価格制度を導入していますか。		工事において、ダンピング対策として、最低制限価格制度を導入していますか。	
	実施している	実施していない	実施している	実施していない	実施している	実施していない	導入している	導入していない	導入している	導入していない	導入している	導入していない
北海道	1	9	4	6	10		1	9	9	1	9	1
青森県		4		4	3	1	1	3	3	1	3	1
岩手県		5		5	1	4		5	1	4	4	1
宮城県	1	3	2	2	2	2	1	3	2	2	4	
秋田県		3	1	2	3			3	2	1	3	
山形県	1	3	3	1	3	1	1	3	1	3	2	2
福島県		3	1	2	2	1		3	3		3	
茨城県		9		9	7	2		9		9	4	5
栃木県		8		8	7	1	1	7	1	7	7	1
群馬県	2	4	1	5	5	1	1	5	4	2	6	
埼玉県		23	2	21	11	12		23	8	15	19	4
千葉県		17	5	12	15	2	1	16	8	8	14	3
東京都		41	4	37	18	23	3	38	21	20	39	2
神奈川県	1	15	2	14	10	6		16	13	3	14	2
新潟県	1	5	2	4	3	3	1	5	4	2	6	
長野県		6	2	4	3	3		6	3	3	5	1
山梨県		2		2	2			2		2	2	
静岡県		12	1	11	10	2	1	11	2	10	9	3
愛知県		17	4	13	11	6	1	16	4	13	14	3
岐阜県		6	1	5	6			6		6	3	3
三重県		8	1	7	3	5		8	5	3	8	
富山県		3	1	2	3			3		3		3
石川県		4		4	2	2		4	1	3	4	
福井県		2		2	1	1		2	1	1	2	
滋賀県		6		6	2	4		6	1	5	6	
京都府		3	1	2	3			3	3		3	
奈良県		4		4	1	3		4	2	2	4	
大阪府		23	6	17	9	14		23	11	12	21	2
兵庫県		11	1	10	7	4		11	6	5	10	1
和歌山県		2		2	2			2	1	1	2	
鳥取県		3		3	1	2	1	2	1	2	3	
島根県		3	1	2	3			3		3	3	
岡山県		4	2	2	4			4	2	2	4	
広島県		8	1	7	6	2		8	4	5	8	
山口県	1	6	2	5	7			7	1	6	3	4
徳島県		2		2	2			2		2	2	
香川県		3		3	1	2		3		3	3	
愛媛県		5		5	5			5	1	4	4	1
高知県		2	1	1	1	1		2	2		2	
福岡県	1	8	1	8	4	5		9	2	7	9	
佐賀県		3	1	2	2	1	1	2	3		3	
長崎県		4		4	1	3		4	3	1	4	
熊本県		3	3		3			3	1	2	2	1
大分県		3		3	1	2		3		3	3	
宮崎県		4		4	1	3		4	2	2	4	
鹿児島県		5	1	4	4	1		5	2	3	5	
沖縄県		5	1	4	2	3		5	1	4	4	1
合計	9	332	59	282	213	128	15	326	145	196	296	45
(県)	3	43	17	29	44	2	9	37	18	28	42	4
(区)		23	3	20	14	9	3	20	14	9	21	2
(市)	6	266	39	233	155	117	3	269	113	159	233	39

(注1) 地方公共団体の措置状況は、都道府県、人口10万人以上の市及び東京特別区を対象としている。

(注2) 東日本大震災により被災し調査困難となった地方公共団体については、措置状況の回答数に含まれていない。

(注3) 特定の業務や一部の部局のみの実施、導入であった場合は、「実施している」、「導入している」に計上している。

地方公共団体における官公需施策事例(平成 23 年版)

都道府県別	問15	問16		問17	問18	問19
	その他のダンピング対策を講じているか。	競争入札参加資格の審査において、官公需適格組合に対する総合点数の算定方法に関する特例を設定しているか。		設定していない場合、その理由は何か。	その他官公需適格組合に対する特別な措置があるか。	東日本大震災で被災した中小企業者に対し、官公需における何らかの特別な措置を講じたか。
	措置記入の有無	設定している	設定していない	理由記入の有無	措置記入の有無	措置記入の有無
北海道	1	4	6	5	2	3
青森県		2	2	2		3
岩手県	1	1	4	4		1
宮城県	2	2	2	1		3
秋田県	1	1	2	2		2
山形県	1	1	3	3		2
福島県			3	2		2
茨城県		5	4	4		5
栃木県	1		8	6	1	2
群馬県	2	2	4	4		3
埼玉県	4	23				8
千葉県	1	10	7	6		5
東京都	8	11	30	26	1	15
神奈川県	2	6	10	7	2	8
新潟県		1	5	6		1
長野県	1	1	5	4		
山梨県		1	1		1	
静岡県	3	3	9	8		
愛知県	4		17	12		3
岐阜県			6	5		
三重県	2		8	6		2
富山県	1	1	2	1		
石川県	2	1	3	3		
福井県	1		2	2		1
滋賀県	1	1	5	5	1	2
京都府	1	2	1	1		2
奈良県		2	2	2		1
大阪府	5	4	19	16	2	4
兵庫県	5		11	10	1	2
和歌山県	2		2	2		
鳥取県	1		3	2		
島根県	1		3	3		1
岡山県	2	3	1	1	1	1
広島県	2	2	6	6		2
山口県		3	4	3		
徳島県			2	1		1
香川県			3	3		2
愛媛県	2		5	5		
高知県		1	1	2		1
福岡県	1	3	6	3		3
佐賀県			3	2		
長崎県	2		4	4		1
熊本県		1	2	1		
大分県		2	1			1
宮崎県		1	3	3		
鹿児島県	1		5	4		
沖縄県	3	1	4	4		1
合計	67	102	239	202	12	94
(県)	16	28	18	20		21
(区)	6	6	17	14	1	8
(市)	45	68	204	168	11	65

(注1) 地方公共団体の措置状況は、都道府県、人口 10 万人以上の市及び東京特別区を対象としている。

(注2) 東日本大震災により被災し調査困難となった地方公共団体については、措置状況の回答数に含まれていない。

(注3) 問16に関しては、特定の業務や一部の部局のみの設定であった場合は、「設定している」に計上している。

## Ⅲ. 地方公共団体の中小企業の受注機会の増大のための措置状況等取りまとめ表(詳細表)

1. 「問5. 平成23年度の官公需総予算額に占める中小企業者向けの契約見込み額、またはその比率について、目標値を設定しているか？」の設問に「設定している」と回答した地方自治体。

都道府県別	問5				
	平成23年度の官公需総予算額に占める中小企業者向けの契約見込み額、またはその比率について、目標値を設定しているか。				
	設定している	公表している	HP	その他(公表手段)	公表を検討中
北海道	○	○	○	○ (道議会へ報告)	
群馬県	○	○	○		
春日部市	○				
富士見市	○				
相模原市	○	○	○		
名古屋市	○				
三重県	○				
奈良県	○				
大阪府	○	○	○		
兵庫県	○	○		○ (次年度予算に関する記者発表資料内で公表)	
福岡県	○	○		○ (報道発表など)	
<b>合計</b>	<b>11</b>	<b>6</b>	<b>4</b>	<b>3</b>	<b>0</b>

2. 「問6. 平成22年度の官公需契約実績額及び中小企業向け契約実績、またはその比率について、公表しているか？」の設問に「公表している」または「公表を検討中」と回答した地方自治体

都道府県別	問6			
	平成22年度の官公需契約実績額及び中小企業向け契約実績、またはその比率について、公表しているか。			
	公表している	HP	その他(公表手段)	公表を検討中
北海道	○		○ (道議会へ報告)	
札幌市	○	○		
群馬県	○			
前橋市	○		○ (情報公開請求により公開。)	
太田市				○
加須市				○
千葉県	○		○ (官公需問題研究会等の各種会議において公表している。)	
墨田区	○		○ (議会資料として提出している。)	
西東京市				○
神奈川県	○	○		
相模原市	○	○		
山梨県	○	○		
静岡県	○		○ (地方推進協議会にて報告。)	
名古屋市	○		○ (市議会への資料提供。)	
岡崎市	○	○		
豊田市	○	○	○ (あいち電子調達協同システム)	
丸亀市	○	○		
西条市	○	○		
高知県	○	○		
福岡県	○		○ (報道発表など)	
春日市	○		○ (情報公開の開示請求があった場合には公開している。)	
唐津市	○	○		
<b>合計</b>	<b>19</b>	<b>10</b>	<b>9</b>	<b>3</b>

3.「地方自治体における低入札価格調査制度の実施(問13①~③)、及び最低制限価格調査制度の導入(問14①~③)状況。

都道府県別	物品				役務				工事			
	低入札価格調査制度 (問13 ①)		最低制限価格制度 (問14 ①)		低入札価格調査制度 (問13 ②)		最低制限価格制度 (問14 ②)		低入札価格調査制度 (問13 ③)		最低制限価格制度 (問14 ③)	
	実施している	実施していない	導入している	導入していない	実施している	実施していない	導入している	導入していない	実施している	実施していない	導入している	導入していない
北海道		○		○	○		○		○		○	
札幌市		○		○	○		○		○		○	
函館市		○		○		○		○		○		○
小樽市		○		○		○		○		○		○
旭川市		○		○		○		○		○		○
釧路市	○		○		○		○		○		○	
帯広市		○		○		○		○		○		○
北見市		○		○	○		○		○		○	
苫小牧市		○		○		○		○		○		○
江別市		○		○		○		○		○		○
青森県		○	○			○		○		○		○
青森市		○		○		○		○		○		○
弘前市		○		○		○		○		○		○
八戸市		○		○		○		○		○		○
岩手県		○		○		○		○		○		○
盛岡市		○		○		○		○		○		○
花巻市		○		○		○		○		○		○
一関市		○		○		○		○		○		○
奥州市		○		○		○		○		○		○
宮城県	○		○		○		○		○		○	
仙台市		○		○	○		○		○		○	
石巻市		○		○		○		○		○		○
大崎市		○		○		○		○		○		○
秋田県		○		○	○		○		○		○	
秋田市		○		○		○		○		○		○
横手市		○		○		○		○		○		○
山形県		○	○		○		○		○		○	
山形市	○			○	○		○			○		○
鶴岡市		○		○	○		○		○			○
酒田市		○		○		○		○		○		○
福島県												
福島市		○		○	○		○		○		○	
会津若松市		○		○		○		○		○		○
郡山市												
いわき市		○		○		○		○		○		○
茨城県		○		○		○		○		○		○
水戸市		○		○		○		○		○		○
日立市		○		○		○		○		○		○
土浦市		○		○		○		○		○		○
古河市		○		○		○		○		○		○
取手市		○		○		○		○		○		○
つくば市		○		○		○		○		○		○
ひたちなか市		○		○		○		○		○		○
筑西市		○		○		○		○		○		○
栃木県		○		○		○		○		○		○
宇都宮市		○	○			○		○		○		○
足利市		○		○		○		○		○		○

都道府県別	物品				役務				工事			
	低入札価格 調査制度 (問13 ①)		最低制限 価格制度 (問14 ①)		低入札価格 調査制度 (問13 ②)		最低制限 価格制度 (問14 ②)		低入札価格 調査制度 (問13 ③)		最低制限 価格制度 (問14 ③)	
	実施 している	実施 して いない	導入 している	導入 して いない	実施 している	実施 して いない	導入 している	導入 して いない	実施 している	実施 して いない	導入 している	導入 して いない
栃木市		○		○		○		○	○		○	
佐野市		○		○		○		○	○		○	
鹿沼市		○		○		○		○	○		○	
小山市		○		○		○		○		○	○	
那須塩原市		○		○		○		○	○			○
群馬県	○		○		○		○		○		○	
前橋市		○		○		○		○	○		○	
高崎市	○			○		○		○	○		○	
桐生市		○		○		○		○	○		○	
伊勢崎市		○		○		○		○	○		○	
太田市		○		○		○		○		○	○	
埼玉県		○		○		○		○	○		○	
さいたま市		○		○	○		○		○		○	
川越市		○		○		○		○		○	○	
熊谷市		○		○	○		○		○		○	
川口市		○		○		○		○	○		○	
所沢市		○		○		○		○	○			○
加須市		○		○		○		○	○			○
春日部市		○		○		○		○		○	○	
狭山市		○		○		○		○		○	○	
鴻巣市		○		○		○		○		○	○	
深谷市		○		○		○		○		○	○	
上尾市		○		○		○		○	○			○
草加市		○		○		○		○		○	○	
越谷市		○		○		○		○		○	○	
戸田市		○		○		○		○	○		○	
入間市		○		○		○		○		○	○	
朝霞市		○		○		○		○	○		○	
新座市		○		○		○		○		○	○	
久喜市		○		○		○		○		○		○
富士見市		○		○		○		○	○		○	
三郷市		○		○		○		○		○	○	
坂戸市		○		○		○		○		○	○	
ふじみ野市		○		○		○		○	○		○	
千葉県		○		○	○		○		○		○	
千葉市		○		○	○		○		○		○	
市川市		○		○		○		○	○		○	
船橋市		○		○		○		○	○		○	
木更津市		○	○			○		○	○		○	
松戸市		○		○		○		○		○	○	
野田市		○		○		○		○	○			○
成田市		○		○		○		○	○		○	
佐倉市		○		○	○		○		○			○
習志野市		○		○	○		○		○		○	
柏市		○		○		○		○	○		○	
市原市		○		○	○		○		○		○	
流山市		○		○		○		○	○			○
八千代市		○		○		○		○	○		○	
我孫子市		○		○		○		○		○	○	
鎌ヶ谷市		○		○		○		○	○		○	
浦安市		○		○		○		○	○		○	

都道府県別	物品				役務				工事			
	低入札価格 調査制度 (問13 ①)		最低制限 価格制度 (問14 ①)		低入札価格 調査制度 (問13 ②)		最低制限 価格制度 (問14 ②)		低入札価格 調査制度 (問13 ③)		最低制限 価格制度 (問14 ③)	
	実施 している	実施 して いない	導入 している	導入 して いない	実施 している	実施 して いない	導入 している	導入 して いない	実施 している	実施 して いない	導入 している	導入 して いない
東京都		○		○		○		○	○		○	
千代田区		○		○		○		○	○		○	
中央区		○	○			○	○		○		○	
港区		○		○		○		○		○	○	
新宿区		○		○		○	○		○		○	
文京区		○		○		○		○	○			○
台東区		○		○	○		○		○		○	
墨田区		○		○	○		○		○		○	
江東区		○		○		○		○		○	○	
品川区		○		○		○		○		○		○
目黒区		○		○		○	○		○		○	
大田区		○		○		○	○			○	○	
世田谷区		○		○		○	○		○		○	
渋谷区		○		○		○	○			○	○	
中野区		○		○		○	○		○		○	
杉並区		○		○		○	○		○		○	
豊島区		○	○			○	○		○		○	
北区		○		○		○		○		○	○	
荒川区		○	○		○		○			○	○	
板橋区		○		○		○		○		○	○	
練馬区		○		○		○	○			○	○	
足立区		○		○		○	○		○		○	
葛飾区		○		○		○		○	○		○	
江戸川区		○		○		○		○	○		○	
八王子市		○		○		○				○	○	
立川市		○		○	○		○			○	○	
武蔵野市		○		○		○		○		○	○	
三鷹市		○		○		○	○			○	○	
青梅市		○		○		○		○		○	○	
府中市		○		○		○	○		○		○	
昭島市		○		○		○		○		○	○	
調布市		○		○		○		○		○	○	
町田市		○		○		○	○			○	○	
小金井市		○		○		○		○		○	○	
小平市		○		○		○	○			○	○	
日野市		○		○		○		○		○	○	
東村山市		○		○		○		○		○	○	
国分寺市		○		○		○		○	○		○	
東久留米市		○		○		○		○		○	○	
多摩市		○		○		○	○		○		○	
西東京市		○		○		○		○		○	○	
神奈川県		○		○		○	○		○		○	
横浜市		○		○	○		○		○		○	
川崎市		○		○		○	○		○		○	
相模原市		○		○		○	○		○		○	
横須賀市		○		○		○	○			○	○	
平塚市		○		○		○	○		○		○	
鎌倉市		○		○		○		○	○			○
藤沢市		○		○		○	○		○		○	
小田原市		○		○		○	○			○	○	
茅ヶ崎市		○		○		○	○		○		○	



都道府県別	物品				役務				工事			
	低入札価格 調査制度 (問13 ①)		最低制限 価格制度 (問14 ①)		低入札価格 調査制度 (問13 ②)		最低制限 価格制度 (問14 ②)		低入札価格 調査制度 (問13 ③)		最低制限 価格制度 (問14 ③)	
	実施 している	実施 して いない	導入 している	導入 して いない	実施 している	実施 して いない	導入 している	導入 して いない	実施 している	実施 して いない	導入 している	導入 して いない
秦野市		○		○		○	○			○	○	
厚木市		○		○		○	○			○	○	
大和市		○		○		○	○			○	○	
伊勢原市		○		○		○		○		○	○	
海老名市	○			○	○			○	○			○
座間市		○		○		○	○		○		○	
新潟県		○	○			○		○	○		○	
新潟市	○			○	○			○	○		○	
長岡市		○		○		○	○			○	○	
三条市		○		○		○		○		○	○	
新発田市		○		○		○	○		○		○	
上越市		○		○	○			○		○	○	
長野県		○		○		○		○	○			○
長野市		○		○	○			○	○		○	
松本市		○		○	○			○		○	○	
上田市		○		○		○		○		○	○	
飯田市		○		○		○		○		○	○	
佐久市		○		○		○	○		○		○	
山梨県		○		○		○		○	○		○	
甲府市		○		○		○		○	○		○	
静岡県		○	○		○			○	○		○	
静岡市		○		○		○	○		○		○	
浜松市		○		○		○	○		○		○	
沼津市		○		○		○		○	○		○	
三島市		○		○		○		○	○			○
富士宮市		○		○		○		○	○		○	
島田市		○		○		○		○		○		○
富士市		○		○		○		○	○		○	
磐田市		○		○		○		○	○			○
焼津市		○		○		○		○	○		○	
掛川市		○		○		○		○		○	○	
藤枝市		○		○		○		○	○		○	
愛知県		○	○		○			○	○		○	
名古屋市		○		○	○			○	○		○	
豊橋市		○		○		○	○		○		○	
岡崎市		○		○		○	○		○		○	
一宮市		○		○		○		○		○	○	
瀬戸市		○		○		○		○	○		○	
半田市		○		○		○		○	○			○
春日井市		○		○		○		○		○	○	
豊川市		○		○		○		○	○		○	
刈谷市		○		○		○		○	○		○	
豊田市		○		○	○		○		○		○	
安城市		○		○		○		○		○	○	
西尾市		○		○		○		○	○			○
江南市		○		○		○		○		○	○	
小牧市		○		○		○		○		○	○	
稲沢市		○		○		○		○		○	○	
東海市		○		○	○			○	○			○
岐阜県		○		○		○		○	○		○	
岐阜市		○		○	○			○	○		○	

都道府県別	物品				役務				工事			
	低入札価格 調査制度 (問13 ①)		最低制限 価格制度 (問14 ①)		低入札価格 調査制度 (問13 ②)		最低制限 価格制度 (問14 ②)		低入札価格 調査制度 (問13 ③)		最低制限 価格制度 (問14 ③)	
	実施 している	実施 して いない	導入 している	導入 して いない	実施 している	実施 して いない	導入 している	導入 して いない	実施 している	実施 して いない	導入 している	導入 して いない
大垣市		○		○		○		○	○			○
多治見市		○		○		○		○	○			○
各務原市		○		○		○		○	○			○
可児市		○		○		○		○	○		○	
三重県		○		○	○		○		○		○	
津市		○		○		○		○		○	○	
四日市市		○		○		○		○	○		○	
伊勢市		○		○		○		○		○	○	
松阪市		○		○		○		○		○	○	
桑名市		○		○		○		○		○	○	
鈴鹿市		○		○		○		○	○		○	
伊賀市		○		○		○		○		○	○	
富山県		○		○		○		○	○			○
富山市		○		○		○		○	○			○
高岡市		○		○	○		○		○			○
石川県		○		○		○		○		○	○	
金沢市		○		○		○	○		○		○	
小松市		○		○		○		○	○		○	
白山市		○		○		○		○		○	○	
福井県		○		○		○		○	○		○	
福井市		○		○		○	○			○	○	
滋賀県		○		○		○		○	○		○	
大津市		○		○		○		○		○	○	
彦根市		○		○		○	○			○	○	
長浜市		○		○		○		○	○		○	
草津市		○		○		○		○		○	○	
東近江市		○		○		○		○		○	○	
京都府		○		○		○	○		○		○	
京都市		○		○	○		○		○		○	
宇治市		○		○		○	○		○		○	
奈良県		○		○		○	○		○		○	
奈良市		○		○		○		○		○	○	
橿原市		○		○		○	○			○	○	
生駒市		○		○		○		○		○	○	
大阪府		○		○	○		○		○		○	
大阪市		○		○	○		○		○		○	
堺市		○		○		○	○		○		○	
岸和田市		○		○	○		○			○	○	
豊中市		○		○		○	○			○	○	
池田市		○		○		○		○		○	○	
吹田市		○		○		○	○			○	○	
高槻市		○		○		○	○		○		○	
守口市		○		○		○		○		○		○
枚方市		○		○	○		○		○		○	
茨木市		○		○		○		○		○	○	
八尾市		○		○		○		○		○	○	
泉佐野市		○		○		○		○		○	○	
富田林市		○		○	○		○			○	○	
寝屋川市		○		○	○		○		○		○	
河内長野市		○		○		○		○		○	○	
松原市		○		○		○		○	○		○	

都道府県別	物品				役務				工事			
	低入札価格 調査制度 (問13 ①)		最低制限 価格制度 (問14 ①)		低入札価格 調査制度 (問13 ②)		最低制限 価格制度 (問14 ②)		低入札価格 調査制度 (問13 ③)		最低制限 価格制度 (問14 ③)	
	実施 している	実施 して いない	導入 している	導入 して いない	実施 している	実施 して いない	導入 している	導入 して いない	実施 している	実施 して いない	導入 している	導入 して いない
大東市		○		○		○		○	○			○
和泉市		○		○		○		○	○		○	
箕面市		○		○		○	○			○	○	
羽曳野市		○		○		○		○		○	○	
門真市		○		○		○		○		○	○	
東大阪市		○		○		○	○			○	○	
兵庫県		○		○		○		○	○		○	
神戸市		○		○	○		○		○		○	
姫路市		○		○		○		○	○		○	
尼崎市		○		○		○				○	○	
明石市		○		○		○	○		○			○
西宮市		○		○		○			○		○	
伊丹市		○		○		○		○	○		○	
加古川市		○		○		○		○		○	○	
宝塚市		○		○		○	○			○	○	
川西市		○		○		○		○	○		○	
三田市		○		○		○	○			○	○	
和歌山県		○		○		○		○	○		○	
和歌山市		○		○		○	○		○		○	
鳥取県		○	○			○		○		○	○	
鳥取市		○		○		○		○	○		○	
米子市		○		○		○	○			○	○	
島根県		○		○		○		○	○		○	
松江市		○		○		○		○	○		○	
出雲市		○		○	○		○		○		○	
岡山県		○		○	○		○		○		○	
岡山市		○		○	○		○		○		○	
倉敷市		○		○		○		○	○		○	
津山市		○		○		○	○		○		○	
広島県		○		○		○		○	○		○	
広島市		○		○	○		○		○		○	
呉市		○		○		○	○			○	○	
三原市		○		○		○	○		○		○	
尾道市		○		○		○	○		○		○	
福山市		○		○		○				○	○	
東広島市		○		○		○	○		○		○	
廿日市市		○		○		○	○		○		○	
山口県	○			○	○		○		○			○
下関市		○		○		○		○	○		○	
宇部市		○		○		○	○		○			○
山口市		○		○		○		○	○			○
防府市		○		○		○		○	○		○	
岩国市		○		○		○		○	○			○
周南市		○		○	○		○		○		○	
徳島県		○		○		○		○	○		○	
徳島市		○		○		○		○	○		○	
香川県		○		○		○		○	○		○	
高松市		○		○		○		○		○	○	
丸亀市		○		○		○		○		○	○	

都道府県別	物品				役務				工事			
	低入札価格 調査制度 (問13 ①)		最低制限 価格制度 (問14 ①)		低入札価格 調査制度 (問13 ②)		最低制限 価格制度 (問14 ②)		低入札価格 調査制度 (問13 ③)		最低制限 価格制度 (問14 ③)	
	実施 している	実施 して いない	導入 している	導入 して いない	実施 している	実施 して いない	導入 している	導入 して いない	実施 している	実施 して いない	導入 している	導入 して いない
愛媛県		○		○		○		○	○		○	
松山市		○		○		○	○		○		○	
今治市		○		○		○		○	○		○	
新居浜市		○		○		○		○	○		○	
西条市		○		○		○		○	○			○
高知県		○		○	○		○		○		○	
高知市		○		○		○	○			○	○	
福岡県		○		○		○		○	○		○	
北九州市	○			○	○		○		○		○	
福岡市		○		○		○	○		○		○	
大牟田市		○		○		○		○		○	○	
久留米市		○		○		○		○	○		○	
飯塚市		○		○		○		○		○	○	
筑紫野市		○		○		○		○		○	○	
春日市		○		○		○		○		○	○	
糸島市		○		○		○		○		○	○	
佐賀県		○	○		○		○		○		○	
佐賀市		○		○		○	○		○		○	
唐津市		○		○		○	○			○	○	
長崎県		○		○		○		○	○		○	
長崎市		○		○		○	○			○	○	
佐世保市		○		○		○	○			○	○	
諫早市		○		○		○		○		○	○	
熊本県		○		○	○		○		○		○	
熊本市		○		○	○			○	○		○	
八代市		○		○	○			○	○			○
大分県		○		○		○		○	○		○	
大分市		○		○		○		○		○	○	
別府市		○		○		○		○		○	○	
宮崎県		○		○		○		○		○	○	
宮崎市		○		○		○	○			○	○	
都城市		○		○		○		○		○	○	
延岡市		○		○		○		○		○	○	
鹿児島県		○		○	○		○		○		○	
鹿児島市		○		○		○	○		○		○	
鹿屋市		○		○		○		○	○		○	
薩摩川内市		○		○		○		○	○		○	
霧島市		○		○		○		○		○	○	
沖縄県		○		○	○		○		○		○	
那覇市		○		○		○		○		○	○	
浦添市		○		○		○		○	○			○
沖縄市		○		○		○		○		○	○	
うるま市		○		○		○		○		○	○	
<b>合計件数</b>	<b>9</b>	<b>332</b>	<b>15</b>	<b>326</b>	<b>59</b>	<b>282</b>	<b>145</b>	<b>196</b>	<b>213</b>	<b>128</b>	<b>296</b>	<b>45</b>

(注1) 東日本大震災により被災し調査困難となった地方公共団体については、措置状況の回答数に含まれていない。

(注2) 特定の業務や一部の部局のみの実施、導入であった場合は、「実施している」、「導入している」に計上している。

#### IV. 地方公共団体の中小企業の受注機会の増大のための措置状況等回答例

問3. 中小企業者の受注機会の増大のために講じている措置のうち、「条例」、「方針」以外に講じている措置とは何か？ (複数回答可、類似回答を集約)

回答内容	回答数	
		(%)
国(または都道府県等の上位地方公共団体)の方針を関係部署等に配付するなどの周知・要請、または他団体等に対して協力依頼通知を发出している。	80	33.8
指名競争入札の指名業者には地元業者(中小企業者)を優先している。またはその基準(要綱等)を定めている。	71	30.0
少額で内容が軽易な案件について、小規模事業者を対象とした受注希望者を事前登録する制度を設け、地元小規模業者への受注機会の拡大を図っている。 (例:小規模修繕契約希望者登録制度等)。	32	13.5
一般競争入札等の入札参加条件などに地域要件を設け、地元業者の保護育成や受注機会の確保に配慮している。	31	13.1
中小企業者の受注機会の増大のための分離・分割発注。	21	8.9
「発注・調達等の方針、基準」等において、地元業者の受注機会の確保に配慮するよう明記している。	9	3.8
規則・要綱等はないが、原則として地元業者を対象・優先とした入札・発注を行っている。	9	3.8
制限・条件付の一般競争入札を実施し、中小企業の受注機会の増大に努めている。 (地元業者、小規模事業者等を参加対象とするもの、下請要件を付するもの等)	7	3.0
地元業者(中小企業者)で履行可能な案件は、地元業者(中小企業者)を対象とした入札や発注をしている。	7	3.0
受注者に対し、下請を要する場合は、可能な限り地元の中小企業者に発注するよう配慮すること、その際の適切な契約等を指導している。	6	2.5
地元事業者(中小企業者)等が開発・生産した新商品等を、機関の長(知事、市長等)が認定し、この新商品を随意契約で調達できる制度を導入(例:トライアル制度等)。	6	2.5
格付制度の導入、及び地元業者や中小企業者に配慮した格付制度の運用。	6	2.5
随意契約が可能な金額の案件については、地元企業(中小企業)を優先している。	5	2.1
一般競争入札において、地元事業者に対する入札参加条件の緩和や要綱等の改正を実施している。	4	1.7
組織(庁)内における契約事務等の説明会を開催し、そのなかで各課に対し地元業者へ可能な限り発注するよう要請している。	4	1.7
受注者に対し、材料の仕入れには、可能な限り地元の中小企業に発注するよう配慮するよう要請している。	4	1.7
案件の規模、予定価格に応じた地元業者優先策を定めている。	4	1.7
目標値や発注計画を設定し、中小企業者への発注に努めている。	3	1.3
官公需確保対策地方推進協議会、「官公需問題懇談会」などに出席し、県内中小企業組合等を対象に、国の方針や県の取組み等について説明している。	3	1.3
ホームページやリーフレットの作成・配付により、取組や情報をPRしている。	3	1.3
緊急経済対策の一環として、官公需や民需における地元業者の受注機会への配慮や対策を講じている。	2	0.8
研究会や部会を設置し、官公需や中小企業の受注対策等の具体的施策を検討している。	2	0.8
中小企業者の受注機会の増大のための共同企業体に対する発注取扱要綱を定めている。	2	0.8
前払金の設定等による措置(対象額引下げ、限度額引上げ、中間前払金の設定など)。	2	0.8
毎年、庁内全局、出資団体に対し、官公需実績額について報告を行い、より一層受注機会を増やすよう要請している。	1	0.4
地元業者(中小企業)への発注基準額の引き下げ。	1	0.4
ベンチャー中小企業の販路開拓支援。	1	0.4
官公需適格組合について、入札参加時に配慮している。	1	0.4
経審点で差をつけるなど、中小企業が入札に参加できる条件を調整している。	1	0.4
地元企業の受注機会の確保、雇用の維持を目的とした育成型入札制度を推進している。	1	0.4
中小企業者で一定の環境マネジメントシステムの取組を行う環境配慮企業を対象とする物品の優先調達を行っている。	1	0.4
地元業者に対しては、域外業者よりも多く受注希望案件を登録できるようにする等、受注機会を与えている。	1	0.4

回答機関数 237

問4. 中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じていない場合、その理由は何か？

(複数回答可、類似回答を集約)

回答内容	回答数	(%)
地元業者(ほとんどが中小企業者)への優先指名・発注など受注機会の増大に努めており、中小企業者に限定した追加的措置の必要性がない。	22	36.7
従前より地元業者が履行可能な案件は、地元業者を指名するという対応を取っているため。	8	13.3
既に中小企業者との契約比率が高く、概ね受注機会が確保されていると考えるため。	7	11.7
地元業者のほとんどが中小企業者であるため、中小企業者に限定した追加的措置の必要性がない。	6	10.0
発注案件の多くが、中小企業向けとなっているため。また、契約者が中小企業者となる場合が多いため。	5	8.3
入札参加資格者名簿に登録のある全社(登録者のほとんどが中小企業者)を公平に取り扱うため。	3	5.0
地域要件等を付した制限付一般競争入札を実施しているため。	2	3.3
経営事項審査を主な入札参加基準としているため。	2	3.3
具体的な検討を行っていない。	2	3.3
調達する業務の特殊性等により、一律的な措置を講じられないため。	1	1.7
中小企業者の受注機会の増大のための方針を記した要綱を、現在策定中である。	1	1.7
理由なし。	1	1.7
<b>回答機関数 60</b>		

問8. 物品の入札参加条件として中小企業者の受注機会の増大に資する何らかの条件等を付与している場合、それはどのような条件か？

(複数回答可、類似回答を集約)

回答内容	回答数	(%)
指名競争入札の指名業者には地元業者(中小企業者)を優先指名し、地元業者の保護育成や受注機会の確保に配慮している。またはその基準(要綱等)を定めている。	47	29.2
発注にあたっては、地元業者(中小企業者)を優先している。	29	18.0
一般競争・指名競争において(適正な履行確保、適正な競争確保を前提とした)地域要件を設定・付与している。	21	13.0
一般競争入札等における地域要件や格付区分の設定等により、地元業者(中小企業者)を優先するなど、受注機会を確保している。	21	13.0
地元業者で履行可能な案件は、地元業者に発注する方針(指名業者選定及び入札参加条件等)としている。	16	9.9
入札参加資格において、(適正な競争が確保される場合に)地元(地域)業者等の条件を設定している。	12	7.5
「指名基準」や「契約方針」等に「地元業者(中小企業者)の受注機会拡大への配慮」を定めている。	10	6.2
制限・条件付一般競争入札や公募型見積合わせ等における入札参加資格を、地元業者(中小企業者)としている。	6	3.7
オープンカウンター方式等を採用し、予定価格が一定基準未満の案件については、すべて地元業者に限定した入札を行っている。	3	1.9
随意契約が可能な金額の契約・案件については、地元企業(中小企業)を優先している。または、地元企業(中小企業)と規定している。	3	1.9
中小企業者へ発注することを基本とした発注を行っている。	3	1.9
少額で内容が軽易な案件について、小規模事業者を対象とした受注希望者を事前登録する制度を設け、地元小規模業者への受注機会の拡大を図っている。(例:小規模修繕契約希望者登録制度等)	2	1.2
入札参加条件の緩和等、地元業者優先策を定めている。	1	0.6
事業協同組合や官公需適格組合を活用している。	1	0.6
地産地消の推進、地域内資材や物品等の優先調達。	1	0.6
<b>回答機関数 161</b>		

問10. 役務の入札参加条件として中小企業者の受注機会の増大に資する何らかの条件等を付与している場合、それはどのような条件か？ (複数回答可、類似回答を集約)

回答内容	回答数	
		(%)
指名競争入札の指名業者には地元業者(中小企業者)を優先指名し、地元業者の保護育成や受注機会の確保に配慮している。またはその基準(要綱等)を定めている。	46	30.3
発注にあたっては、地元業者(中小企業者)を優先している。	26	17.1
一般競争・指名競争において(適正な履行確保、適正な競争確保を前提とした)地域要件を設定・付与している。	24	15.8
一般競争入札等における地域要件や格付区分の設定等により、地元業者(中小企業者)を優先するなど、受注機会を確保している。	20	13.2
地元業者で履行可能な案件は、地元業者に発注する方針(指名業者選定及び入札参加条件等)としている。	17	11.2
入札参加資格において、(適正な競争が確保される場合に)地元(地域)業者等の条件を設定している。	16	10.5
「指名基準」や「契約方針」等に「地元業者(中小企業者)の受注機会拡大への配慮」を定めている。	10	6.6
中小企業者へ発注することを基本とした発注を行っている。(分離・分割発注を含む)	5	3.3
少額で内容が軽易な案件について、小規模事業者を対象とした受注希望者を事前登録する制度を設け、地元小規模業者への受注機会の拡大を図っている。(例:小規模修繕契約希望者登録制度等)	4	2.6
入札参加条件の緩和等、地元業者優先策を定めている。	3	2.0
随意契約が可能な金額の契約・案件については、地元企業(中小企業)を優先している。または、地元企業(中小企業)と規定している。	1	0.7
制限・条件付一般競争入札や公募型見積合わせ等における入札参加資格を、地元業者(中小企業者)としている。	1	0.7
地産地消の推進、地域内資材や物品等の優先調達。	1	0.7
規則・要綱等はないが、地元業者の受注機会の増大を推進するよう努めている。	1	0.7

回答機関数 152

問12. 工事の入札参加条件として中小企業者の受注機会の増大に資する何らかの条件等を付与している場合、それはどのような条件か？ (複数回答可、類似回答を集約)

回答内容	回答数	
		(%)
一般競争や指名競争において(適正な履行確保、適正な競争確保を前提とした)地域要件を設定・付与している。	42	19.4
指名競争入札の指名業者には地元業者(中小企業者)を優先指名し、地元業者の保護育成や受注機会の確保に配慮している。またはその基準(要綱等)を定めている。	42	19.4
一般競争入札等における地域要件や格付区分の設定等により、地元業者(中小企業者)を優先するなど、受注機会を確保している。	33	15.2
地元業者で履行可能な案件は、地元業者に発注する方針(指名業者選定及び入札参加条件等)としている。	24	11.1
制限・条件付一般競争入札や公募型見積合わせ等における入札参加資格を、地元業者(中小企業者)としている。	24	11.1
入札参加資格において、(適正な競争が確保される場合に)地元(地域)業者等の条件を設定している。	22	10.1
受注者に対し、下請を要する場合は、可能な限り地元の中小企業を優先することを要請、または、下請事業者との適切な契約等を指導している。	20	9.2
発注にあたっては、地元業者(中小企業者)を優先している。	18	8.3
総合評価落札方式等において、評価項目等に地域精通度、地域貢献度、地元下請度、地元調達度等を設けている。	17	7.8
地産地消の推進、地域内資材や物品等の優先調達。	12	5.5
「指名基準」や「契約方針」等に「地元業者(中小企業者)の受注機会拡大への配慮」を定めている。	10	4.6
入札参加条件の緩和等、地元業者優先策を定めている。	8	3.7
中小企業者へ発注することを基本とした発注を行っている。(分離・分割発注を含む)	7	3.2
JVへの発注案件に関しては、組み合わせを大企業と地元企業としている。または構成員に関して地域要件を設定するなど、地元業者(中小企業者)に配慮している。	6	2.8
少額で内容が軽易な案件について、小規模事業者を対象とした受注希望者を事前登録する制度を設け、地元小規模業者への受注機会の拡大を図っている。(例:小規模修繕契約希望者登録制度等)	4	1.8
事業協同組合や官公需適格組合を適切に評価している。	2	0.9
公共工事の地元企業者への発注目標を定めている。	2	0.9
随意契約が可能な金額の契約・案件については、地元企業(中小企業)を優先している。または、地元企業(中小企業)と規定している。	1	0.5
規則・要綱等はないが、地元業者の受注機会の増大を推進するよう努めている。	1	0.5
一抜け方式を実施により、受注機会の増大を図っている。	1	0.5

回答機関数 217



## 問15. その他(低入札価格調査制度、最低制限価格制度以外)のダンピング対策を講じているか？

(複数回答可、類似回答を集約)

回答内容	回答数	
		(%)
総合評価落札方式による競争入札の実施(試行を含む)。	15	22.4
低入札価格調査制度に失格基準を設けている。	11	16.4
最低制限価格制度や低入札価格調査制度により調査対象となった契約の場合、履行確認調査や追跡調査等を実施、または監視強化している。	5	7.5
低入札価格調査対象となった契約について、契約上のペナルティを課している。(契約保証金の引き上げや前払金の引き下げ、違約金の割増、瑕疵期間延長、技術者の増員等)	4	6.0
積算内訳書の提出。	4	6.0
最低制限価格、低入札基準価格の事後公表。	3	4.5
予定価格の事後公表。	3	4.5
入札時に見積の内訳書を提出させている。	3	4.5
低入札価格調査対象案件を履行中の業者に対し、再度の低入札価格調査対象案件を履行できない制限の導入する。	2	3.0
公契約の適正化に関する要領の策定、または委員会の設立。	2	3.0
技術者の兼任制限の設定や資格取得の要求。	2	3.0
適正な予定価格の設定。	2	3.0
最低価格落札方式による競争入札において、見積書についての審議ができる。	1	1.5
低入札価格調査制度の失格基準を事後公表としている。	1	1.5
総合評価落札方式の評点に「品質等確実点」を導入し、調査基準価格未満の場合は0点とする評価方法を導入している。	1	1.5
予定価格の事前公表。	1	1.5
調査基準価格又は最低制限価格を下回る応札を繰り返した業者を一定期間入札から排除する。	1	1.5
総合評価落札方式による競争入札案件において、施行体制確認の審査を実施。	1	1.5
変動型最低制限価格制度を採用している。	1	1.5
予定価格の事後調査。	1	1.5
低入札価格調査資料を提出できなかった者等に対する指名停止等の実施。	1	1.5
その他。	13	19.4
		<b>回答機関数 67</b>

問17. 競争入札参加資格の審査において、官公需適格組合に対する総合点数の算定方法に関する特例を設定していない場合、その理由は何か？ (複数回答可、類似回答を集約)

回答内容	回答数	
		(%)
域内に官公需適格組合が無い、または少ないため。	33	16.3
入札参加資格審査において、格付制度や総合点数制度を用いていないため。	33	16.3
官公需適格組合で資格審査登録をする者が無い、または少ないため。	30	14.9
地元業者(中小企業者)の受注機会の増大については十分に配慮しており、組合特例の必要性がないと考えるため。	21	10.4
総合点数の算定にあたっては、客観点のみ(または主観点は実績や地域要件など)で算定しているため。	18	8.9
地元業者の育成を優先しているため。または、地元業者を最優先とするため。	18	8.9
他の自治体との電子共同運営サービスにより共通の格付基準に基づき運用しており、独自審査を行っていない(できない)ため。	14	6.9
特例を設定しても効果が薄い、または効果が無いと考えるため。	13	6.4
入札参加資格業者のほとんどが地元企業(中小企業)であり、そのなかで広く、かつ公平な発注に努めているため。	11	5.4
官公需適格組合には、他の優遇措置や配慮、特例を講じているため。(単価契約、随意契約等での指名など。)	10	5.0
周知、認識不足(体制の未整備、審査方法等)。	7	3.5
入札参加資格では、官公需適格組合を単独の事業者(法人)として取り扱う方針のため。	6	3.0
必要がない。	5	2.5
官公需適格組合からの要望が無い(総合点数やランク上昇の必要性を感じていない)ため。	4	2.0
検討中である、または検討課題であると認識している。	3	1.5
他の自治体との共通の格付基準に基づき運用しており、独自審査項目を有していないため。	1	0.5
地元業者が官公需適格組合に加入していない。	1	0.5
入札参加資格審査ではなく、発注の際に配慮するため。	1	0.5
入札システムでの対応が難しく、メンテナンス費用も見込めないため。	1	0.5
未検討。	3	1.5
		<b>回答機関数 202</b>

問18. その他(総合点数の算定特例以外)の官公需適格組合に対する特別な措置があるか？ (複数回答可、類似回答を集約)

回答内容	回答数	
		(%)
随意契約の相手とするなど(積極的に)活用している。	7	58.3
官公需適格組合及び市内業者を対象とした条件付一般競争入札を執行している。	1	8.3
工事業者の格付において、官公需適格組合の組合員には点数の加算措置がある。	1	8.3
地元業者では指名できない、大型案件について官公需適格組合を活用している。	1	8.3
その他。	2	16.7
		<b>回答機関数 12</b>

問19. 東日本大震災で被災した中小企業者に対し、官公需における何らかの特別な措置を講じたか。(複数回答可、類似回答を集約)

回答内容	回答数	
		(%)
震災の影響により年度内の履行が困難となった契約に対する繰越措置。	61	64.9
履行期間、工期・納期の延長(震災の影響によるものであって、違約金や罰則は伴わない)。	18	19.1
震災復興等に係る官公需については、地元業者(中小企業者)の受注機会の増大に配慮するよう関係部署に周知を図った。	5	5.3
(震災後の発注案件における)前金払いの請求割合引き上げ措置。	4	4.3
震災の影響により年度内の履行ができない契約について、状況に応じて契約内容の変更等の協議、実施した。	4	4.3
複合的な(官公需の)積極支援(地元企業への優先発注、公共事業等の早期発注等、県発注工事における適正な工期の確保等)	3	3.2
材料価格が著しく高騰した場合の(請負)代金の変更。	3	3.2
震災後の発注案件における入札・契約・支払の簡素化・迅速化。	2	2.1
震災の影響により納品が困難になったとの理由による契約辞退の場合、罰則を適用しない。	2	2.1
郵便による入札、電子入札における受付時間の延長、または延期。	2	2.1
金融相談、経営相談の実施。	2	2.1
震災の影響により調達困難となった物品等について、仕様変更(要件緩和)の承諾措置。	2	2.1
完済部分についての部分支払(震災の影響によるものであって、契約変更による)。	1	1.1
震災後の発注案件における被災者雇用実績や地元企業に加点評価する特別落札方式の導入など、被災地域の人材・企業を優遇。	1	1.1
制限付一般競争入札の工事の施工にあたっては、震災による失職者を優先的に雇用するよう努めることをお願いしている。	1	1.1
震災後の発注案件における低入札対策の徹底	1	1.1
警備業務において、車両燃料が調達できないため巡回警備を行わず機械警備のみの対応とした。	1	1.1
緊急の修繕工事等は、地元業者を積極的に利用した。	1	1.1
震災による物流状況等を考慮し発注するよう努める。	1	1.1
直接被害、間接被害を受けた中小企業者に対する融資。	1	1.1
中小企業の被災情報を組織で共有し、発注時期や納期を変更するなどして可能な限り中小企業者へ発注するよう努めた。	1	1.1
震災の影響により年度内履行が困難であるものについて、出来高検査に合格した以外の部分についてのみ、契約解除を行った。	1	1.1
被災地における当面の災害復旧対策に資する(建設関連企業)ため、発注した工事等において被災していない場合でも工事等を一時中止することができる旨の周知。	1	1.1
優先度の低い物品等について、被災した地域に発注。	1	1.1

回答機関数 94

(注) 「東日本大震災で被災した中小企業者に対する特定の措置」という訳ではなく、被災した契約者に対する全般的な措置であると回答した地方公共団体が多数であった。

## V. 地方公共団体施策事例

### 1. 条例等

#### (1) 条例

- ① 中小企業者の官公需における受注機会の確保を目的とした条例を制定している自治体  
(※条例は、該当部分の抜粋)

#### <新潟県>

##### 新潟県中小企業者の受注機会の増大による地域産業の活性化に関する条例

(平成 19 年 10 月 17 日 条例第 65 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、中小企業者の受注機会の増大による地域産業の活性化に関し、基本理念を定めるとともに、県の責務等を明らかにすることにより、中小企業者が供給する物品及び役務並びに行う工事（以下「中小企業者が供給する製品等」という。）に対する需要を増進する施策を推進し、中小企業者の経営の安定及び向上を図り、もって地域産業の活性化及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 3 条 中小企業者の受注機会の増大による地域産業の活性化は、中小企業者の創意工夫及び自主的な努力を促進することを基本として行わなければならない。

2 中小企業者の受注機会の増大による地域産業の活性化は、中小企業者の経営の安定及び向上が雇用の機会の創出等地域産業の活性化及び県民生活の向上に寄与することについて、県民及び県内において事業活動を行う者（以下「県民等」という。）が理解を深めるとともに、県、関係団体及び県民等がそれぞれの立場から中小企業者の受注機会の増大に努め、中小企業者が供給する製品等に対する需要の増進を図ることを旨として、行わなければならない。

3 この条例による中小企業者の受注機会の増大は、公正かつ自由な競争を阻害し、又は制限するものであってはならない。

(県の責務)

第 4 条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業者の受注機会の増大による地域産業の活性化に関する総合的な施策を実施する責務を有する。

2 県は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、市町村と連携して取り組むものとする。

(県内において事業活動を行う者の協力)

第 8 条 県内において事業活動を行う者は、その事業活動に伴い地域産業及び県民生活と深くかかわりを有していることを理解するとともに、この条例の趣旨を尊重し、物品及び役務の調達、工事の発注等に当たっては、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

(県からの受注機会の増大)

第 10 条 県は、物品及び役務の調達、工事の発注等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

## <新発田市>

### 新発田市中小企業活性化推進基本条例

(平成 20 年 12 月 22 日 条例第 44 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、市の中小企業者の育成振興を促進するもので、受注機会を増大することによる地域産業の活性化に関し基本理念を定めるとともに、市の責務等を明らかにすることにより、中小企業者が供給する物品及び役務並びに行う工事（以下「中小企業者が供給する製品等」という。）に対する需要を増進する施策を推進し、中小企業者の経営の安定及び向上を図り、地域産業の活性化を推進し、市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 3 条

3 中小企業者の育成振興のため、市、関係団体及び市民等がそれぞれの立場から中小企業者の受注機会の増大に努め、中小企業者が供給する製品等に対する需要の増進を図ることを旨として、行わなければならない。

4 この条例による中小企業者の受注機会の増大は、公正かつ自由な競争を阻害し、又は制限するものであってはならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業者の育成振興の促進に当たり、中小企業者の受注機会の増大による地域産業の活性化に関する総合的な施策を実施する責務を有する。

**② 中小企業振興等のための条例において、中小企業者の官公需における受注機会の確保を規定している自治体**

(※条例は、該当部分の抜粋)

**<札幌市>**

**札幌市中小企業振興条例**

(平成 19 年 12 月 13 日 条例第 53 号)

(市からの受注機会の増大)

第 10 条 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者等の受注の機会の増大に努めるものとする。

**<旭川市>**

**旭川市中小企業振興基本条例**

(平成 23 年 7 月 1 日 条例第 29 号)

(中小企業振興に当たっての措置等)

第 16 条 市は、各部局が連携して、中小企業の振興に関する施策の効果を高めるよう努めるものとする。

4 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者等の受注の機会の確保に努めるものとする。

**<釧路市>**

**釧路市中小企業基本条例**

(平成 21 年 3 月 24 日 条例第 19 号)

(市の役割)

第 4 条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国や北海道、市民や市民活動団体、中小企業者等その他の様々な主体と連携し、中小企業の振興に関する自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する役割を担うものとする。

2 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者等の受注機会の増大に努めるものとする。

**<青森県>**

**青森県中小企業振興基本条例**

(平成 19 年 12 月 19 日 条例第 85 号)

(県の責務)

**第 4 条**

3 県は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適切な執行に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

(基本方針)

第 7 条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を実施するものとする。

6 中小企業の受注の能力の向上及び受注の機会の増大を図ること。

## <福島県>

### 福島県中小企業振興基本条例

(平成 18 年 10 月 17 日 条例第 100 号)

(基本方針)

第 8 条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

(3) 中小企業の受注機会の増大を図ること。

## <茨城県>

### 茨城県産業活性化推進条例

(平成 16 年 3 月 25 日 条例第 17 号)

(中小企業の受注機会の増大)

第 13 条 県は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、県の物品及び役務の調達、工事の発注等に関する中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。

## <埼玉県>

### 埼玉県中小企業振興基本条例

(平成 14 年 12 月 24 日 条例第 98 号)

(県の責務)

第 5 条 県は、前条の施策を具体的に実施するに当たり、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 中小企業における製品等の販路又は役務の提供範囲の拡大に資するため、県の発注する工事、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めること。
- 2 物品の調達等に当たっては、中小企業者が製造又は加工した物品の利用の推進に努めること。

## <戸田市>

### 戸田市中小企業振興条例

(平成 23 年 02 月 08 日 条例第 1 号)

(基本施策)

第 4 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(3) 中小企業が受注機会を拡大させることに資する施策

## <千葉県>

### 千葉県中小企業の振興に関する条例

(平成 19 年 3 月 16 日 条例第 5 号)

(受注機会の確保)

第 19 条 県は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の確保に努めるものとする。

## <横浜市>

### 横浜市中企業振興基本条例

(平成 22 年 3 月 29 日 条例第 9 号)

(施策の基本方針)

第 7 条 市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

(2) 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、発注、調達等の対象を適切に分離し、又は分割すること等により、市内中小企業者の受注機会の増大に努めること。

(3) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者の選定に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な選定手続及び当該公の施設の効果的な管理の確保に留意しつつ、市内中小企業者の参入機会の増大に努めること。

(4) 市内中小企業者の経営の革新等のための自主的な取組、市の施策への協力、地域社会への貢献の状況等を適切に評価し、積極的な活用に努めること。

## <福井県>

### 福井県中小企業振興条例

(平成 21 年 3 月 24 日 条例第 23 号)

(県の責務)

第 4 条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業振興施策を総合的に策定し、および実施するものとする。

4 県は、物品および役務の調達ならびに工事の発注等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

(基本方針)

第 7 条 県は、第 1 条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業振興施策を講ずるものとする。

5 中小企業者の受注機会の増大



### <大阪府>

#### 大阪府中小企業振興基本条例

(平成 22 年 6 月 15 日 条例第 57 号)

(府の責務)

第 3 条 府は、中小企業者の創意工夫と自主的な努力を尊重し、中小企業の振興に関する施策を総合的に実施する。

4 府は、工事の発注、物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

### <吹田市>

#### 吹田市産業振興条例

(平成 21 年 3 月 31 日 条例第 6 号)

(産業施策の方針)

第 4 条 産業施策は、次に掲げる方針に基づき推進されなければならない。

(10) 市内の中小企業者の受注機会の増大を図ること。

### <倉敷市>

#### 倉敷市中小企業振興条例

(平成 14 年 3 月 22 日 条例第 22 号)

(官公需についての受注の確保)

第 5 条 市長は、市の工事又は製造の請負、物品の供給、その他の役務等の発注に当たっては、市内の中小企業者の受注の機会の確保を図るように努めるものとする。

### <岩国市>

#### 岩国市ふるさと産業振興条例

(平成 21 年 9 月 30 日 条例第 26 号)

(基本的施策)

第 6 条 市は、地産地消を推進してふるさと産業を振興するため、次に掲げる施策を講じるよう努めるものとする。

(3) 地域資源を活用している中小企業の育成及び支援を図ること。

(9) 建設工事、物品等の発注に当たり、事業者の地域社会への貢献の状況、市の施策への協力の状況等に配慮して市内事業者の受注機会の確保を図るとともに、市産品等の活用を図ること。

### <徳島県>

#### 徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例

(平成 20 年 3 月 31 日 条例第 17 号)

(新たな市場開拓に挑戦する頑張る中小企業者の販路の拡大等)

#### 第 15 条

2 県は、中小企業のサービス等の利用等の気運の醸成に努め、需要の拡大の促進を図るとともに、中小企業のサービス等に対し自ら率先して試用すること及びその受注機会の増大を図ること、優れた中小企業のサービス等に対し顕彰することその他の中小企業のサービス等の需要の拡大の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

### <高松市>

#### 高松市中小企業振興条例

(昭和 47 年 6 月 20 日 条例第 34 号)

(官公需についての受注の確保)

第 9 条 市長は、市の工場または製造の請負、物件の供給その他の契約を締結するにあたっては、予算の適正な使用に留意し、市内に事業所を有する中小企業者等の受注の機会の増大をはかるように努めなければならない。

### <熊本県>

#### 熊本県中小企業振興基本条例

(平成 19 年 3 月 16 日 条例第 39 号)

(基本方針等)

#### 第 4 条

2 県は、前項の基本方針に基づき施策を具体的に実施するに当たり、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 中小企業における製品等の販路又は役務の提供範囲の拡大に資するため、県の発注する工事、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めること。

(2) 中小企業者が製造又は加工した物品及び中小企業者が提供する役務の利用促進に努めること。

③ その他の条例において、中小企業者の官公需における受注機会の確保を規定している自治体

(※条例は、該当部分の抜粋)

<川崎市>

川崎市契約条例

(昭和 39 年条例第 14 号、一部改正 平成 23 年 4 月 1 日施行)

(施策の基本方針)

第 4 条 契約に関する施策は、次に掲げる基本方針に基づき策定され、及び実施されるものとする。

- (1) 契約の過程及び内容の透明性を確保するとともに、市の契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争を促進すること。
- (2) 談合その他の不正行為の排除を徹底すること。
- (3) 契約により地球環境の保全その他の市の重要な政策を推進すること。
- (4) 予算の適正な使用に留意しつつ、市内の中小企業者の受注の機会の増大を図ること。
- (5) 経済性に配慮しつつ、市の契約の相手方になろうとする者の技術的能力及び社会貢献の取組その他の価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び質が総合的に優れた内容の契約とすること。
- (6) 契約により市の事務又は事業の実施に従事する者の労働環境の整備を図ること。

(2)その他(規則、事務処理要綱等)

規則、事務処理要綱等において、中小企業者の官公需における受注機会の確保を規定している自治体

(※規則等は、該当部分の抜粋)

<帯広市>

帯広市物品購入等指名競争入札参加者指名基準

(指名方法)

第 3 条

2 前項により指名する場合には、次に該当する者を、他の者に優先して指名することができる。

- (1) 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条に定める中小企業に該当する者
- (2) 市内に本社又は主たる営業所を有する者

<盛岡市>

市営建設工事請負契約競争入札事務取扱要領

(発注の基本方針)

第 3 市営建設工事の発注に当たっては、次の事項に留意の上、入札方式の採用、入札参加者の選定等を行うものとする。

(3) 地元中小企業者の健全な育成と地域経済の活性化を図るため、地元中小企業者の受注機会の拡大に配慮すること。

<宇都宮市>

宇都宮市入札制度合理化対策実施要領

(分離発注のあり方)

第 10 条 公共工事の発注に当たっては、中小建設業者の保護・育成を図るため、可能な限り、業種を区分し、受注機会の増大を図るものとする。

<さいたま市>

さいたま市物品納入等業者選定基準要綱

(優先指名)

第 4 条 前条に定める指名を行うにあたっては、次の各号に該当する有資格者があるときは、優先して指名することができる。

- (1) 本店又は主たる営業活動の拠点を本市内に有する者
- (2) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和 41 年法律第 97 号)に基づく中小企業者

## <柏市>

### 柏市指名業者選定基準

(指名業者選定の留意事項)

#### 第 7 条

- 2 指名業者の選定に当たっては、前条の規定によるほか、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）に基づき、市内の中小建設業者の受注機会の確保に配慮するものとする。

## <東京都>

### 東京都物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準

#### 第 5 優先指名

第 4 により指名する場合、次に掲げる者は、他の者に優先して指名することができる。

- (1) 東京都が身体障害者又は知的障害者多数雇用企業者と認めた者
- (2) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者に該当する者

## <千代田区>

### 千代田区物品等指名競争入札参加者指名基準

#### 第 3 指名方法

2 1 により指名する場合には、次の各号のいずれかに該当する者を、他の者に優先して指名することができる。

- (1) 千代田区内の中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 号に定める者）
- (5) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）に基づき中小企業庁が証明した官公需適格組合

## <墨田区>

### 墨田区物品等業者指名基準

(方針)

第 2 条 指名に当たっては、透明性、競争性及び公平性の原則を基本とするとともに、区内中小企業の育成を図るため、区内業者の指名に配慮する。

- 2 前項に定めるもののほか、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づき中小企業庁が証明した官公需適格組合の指名に配慮する。

---

### 墨田区物品等業者指名基準運用指針

#### 第 2 指名方法

- (3) 登録業種  
イ 中小企業育成のため、専業業者を優先的に指名する。

## <港区>

### 港区小規模事業者登録取扱要領

当該要領は、区が発注する小規模契約について、区内中小企業者の受注機会を拡大し、積極的に活用することにより、区内中小企業者の経済活性化を図ることを目的とする。

### 港区建設工事等の共同施工方式に対する発注取扱要綱

当該要綱は、区が発注する大規模工事について、区内の中小企業者の受注機会の増大を図るとともに、その取扱いに必要な事項を定め、透明性、競争性、客観性を確保することを目的とする。

### 港区物品買入れ等契約指名競争入札参加者指名基準

当該基準は、区が発注する物品の買入れその他の契約に係る指名競争入札に参加する者の指名について必要な事項を定めることにより、指名競争入札の厳正かつ公正な執行を図ることを目的とする。当該基準中、「指名の優先」において、次に掲げる者は他の者に優先して指名することができるとしている。

- (1) 区内業者
- (2) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第 2 条に定める中小企業者に該当する者

## <台東区>

### 台東区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準

(指名方法)

#### 第 3 条

2 前項により指名する場合には、次の各号のいずれかに該当する者を、優先して指名することができる。

- (1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に定める中小企業に該当する者
- (2) 区内に本店若しくは支店又は営業所を有する者

## <板橋区>

### 板橋区小規模事業者登録要綱

(目的)

第 1 条 区が発注する小規模工事等（修理・修繕）、物品購入及び委託等の契約について、区内小規模事業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 5 項に規定する「小規模企業者」をいう。以下同じ。）の受注機会を拡大し、積極的に活用することによって、区内経済の活性化を図ることを目的とする。

## <目黒区>

### 目黒区工事請負指名競争入札参加業者指名基準

(指名の方法)

#### 第 3 条

2 契約担当者は、前項の規定により入札参加者を指名するに当たり、次の各号のいずれかに該当する者を優先して指名することができる。

- (1) 指名競争入札参加者の選定に係る区内業者の認定基準に定める区内業者
- (2) 中小企業基本法第 2 条に定める中小企業者に該当する者

### 目黒区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準

(指名の方法)

#### 第 3 条

2 契約担当者は、前項の規定により入札参加者を指名するに当たり、次の各号のいずれかに該当する者を優先して指名することができる。

- (1) 指名競争入札参加者の選定に係る区内業者の認定基準に定める区内業者
- (2) 中小企業基本法第 2 条に定める中小企業者に該当する者

## <杉並区>

### 杉並区競争入札実施要綱

(地域要件)

第 8 条 区内中小業者の振興を図るため、当分の間、予定価格 500 万円未満の発注案件については、原則として区内業者に限定する。ただし、業種により入札に参加することのできる区内業者が少数又は無いとき等合理的な事由のあるときは、この限りではない。

### 杉並区小規模工事等受注希望事業者登録事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、杉並区が発注する小規模な建設工事及び施設の修繕（以下「小規模工事」という。）について、杉並区内の中小建設業者を対象に、受注機会の拡大により地域経済の活性化を図るため、契約を希望する者（以下「契約希望者」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

## <練馬区>

### 練馬区小規模事業者登録要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、練馬区（以下「区」という。）が発注する小規模工事等（修繕工事等を含む。以下同じ。）、物品購入および委託等に係る契約について、区内の小規模事業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 5 項に規定する「小規模企業者」をいう。以下同じ。）を対象にの受注機会を拡大することにより、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

## <世田谷区>

### 世田谷区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準

(指名方法)

第 3 指名する場合の一般的基準は、次の各号のとおりとする。

- ② 契約担当者は、前号により入札参加者を指名する場合には、次のいずれかに該当する者を、他の適格者に優先して指名することができる。
  - エ 中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項で定める者）
  - オ 中小企業庁から官公需適格組合の証明を受けている組合

### 世田谷区工事請負指名競争入札参加者指名基準

(指名方法)

第 4 指名する場合の一般的基準は次の各号のとおりとする。

- ② 契約担当者は、前号により入札参加者を指名する場合には、次のいずれかに該当する者を、他の適格者に優先して指名することができる。
  - オ 中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項で定める者）
  - カ 中小企業庁から官公需適格組合の証明を受けている組合

### 世田谷区建設工事等競争入札参加資格者優先業種区分登録要領

(対象者)

第 2 条 優先業種区分を登録できる者は、世田谷区と契約する営業所（建設業法に規定するものに限る。）が世田谷区内にある建設業者であり、世田谷区の入札参加資格を有してから 1 年以上が経過し、かつ、当該営業所において建設業許可を受けて以来継続的に営業活動を行い、2 年以上が経過した者に限る。ただし、本店（主たる営業所）が区外に存在し、かつ、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第 2 条に規定する中小企業者に該当しないものを除く。

## <足立区>

### 足立区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準

(優先指名)

第 4 条 契約担当者は、次に掲げる者を他の者に優先して指名することができる。

- (3) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に定める中小企業に該当する者
- (5) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）に基づき中小企業庁が証明した官公需適格組合等
- (6) 社会貢献者



## <葛飾区>

### 物品等業者指名要綱

(方針)

第 2 条 指名に当たっては、透明性、競争性及び公平性の原則を基本とするとともに、区内中小企業の育成を図るため、区内業者の指名に配慮する。

2 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）に基づき中小企業庁が証明した官公需適格組合については、指名に配慮する。

### 工事業者指名要綱

(対象)

第 2 条 指名に当たっては、透明性、競争性及び公平性の原則を基本とするとともに、区内中小企業の育成を図るため、4,000 万円未満の工事については、区内業者の指名を原則とする。

## <青梅市>

### 青梅市物品買入れ等指名競争入札参加指名基準

#### 4 優先指名

次の各号のいずれかに該当する場合は、他の者に優先して指名することができる。

- (1) 常時契約を締結する事務所として、市内に本店または本社を置き営業する者
- (2) 常時契約を締結する事務所として、市内に支店、支社または営業所を代理人住所として登録し営業する者
- (3) 重度障害者を多数雇用する業者として青梅市長が認めた者
- (4) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に定める中小企業者に該当する者

## <町田市>

### 町田市物品購入契約等指名競争入札参加者指名基準

#### 第 4 優先指名

次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、他の適格者に優先して指名することができる。

- (1) 市内に本店を有する者
- (2) 市内に契約の代理人としている営業所を有する者
- (3) 契約内容と同種の営業種目を専業とする者
- (4) 中小企業に該当する者
- (5) 障がい者若しくは高齢者を多数雇用し、又は女性管理職を多数登用している者
- (9) 市が契約内容等を決定するに当たり、市の求めに応じて、事前調査、試験、研究等に協力した者

### <国分寺市>

#### 国分寺市小規模工事受注希望業者名簿制度実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、国分寺市契約事務規則第 34 条に基づく建設工事等に係る競争入札業者登録名簿に登録する資格のない市内の小規模建設業者に関して小規模工事受注希望業者名簿を作成し、登録された小規模建設業者に市が工事及び修繕を発注することについて必要な事項を定めるものとする。

### <横浜市>

#### 横浜市公募型見積合せ実施要綱

(企業規模による参加条件)

第 5 条 公募型見積合せに参加できる企業規模は中小企業とする。ただし、契約事務受任者は、競争性が確保できないと認めるときは、大企業についても参加させることができる。

### <鎌倉市>

#### 小規模契約取扱基準

(目的)

第 1 この取扱基準は、鎌倉市が締結する小規模な物品購入契約において、市内に本店のある業者（以下「市内業者」という。）に発注することに関し必要な事項を定め、市内業者の受注機会の拡大を図り、もって市内業者の健全な発展を支援することを目的とする。

### <厚木市>

#### 厚木市物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準

(市内業者の育成等)

第 3 条 指名に当たっては、契約の適正な履行の確保ができる範囲内において、地域産業の振興を図るため、市内有資格業者の優先的指名に配慮するとともに、中小業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に該当する業者をいう。）の受注機会の確保に配慮するものとする。

---

#### 厚木市業務委託に係る指名競争入札参加者指名基準

(市内業者の育成等)

第 3 条 指名に当たっては、契約の適正な履行の確保ができる範囲内において、地域産業の振興を図るため、市内有資格業者の優先的指名に配慮するとともに、中小業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に該当する業者をいう。）の受注機会の確保に配慮するものとする。

## <新潟市>

### 新潟市物品購入発注基準及び業者選定要綱

(業者選定)

第 3 条 業者選定にあたっては、原則として新潟市競争入札等参加者の資格認定等に関する規程第 3 条の規定による参加資格者の中から行うものとし、特に中小企業者の育成に配慮するとともに、次の事項に留意する。

### 新潟市建設工事の発注基準及び指名業者選定要綱

(一般競争入札の参加資格要件、指名業者の選定)

第 3 条

2 指名業者の選定にあたっては、中小建設業者（中小企業基本法第 2 条第 1 項第 1 号に該当する建設業者をいう。以下同じ）の育成を配慮しながら、市発注工事の公共性にかんがみ、建設業者に均等な受注の機会を与えるよう次の事項に留意して厳正を期すものとする。

### 新潟市委託事務の執行に関する要綱

(競争入札)

第 7 条 委託先の選定方法は、競争入札を原則とする。入札に際しては、競争性・公平性・透明性を確保しつつ、中小企業者の育成に配慮するとともに市内業者を優先するものとする。

## <山梨県>

### 一般競争入札参加資格設定要領

1 目的

この要領は、一般競争入札の執行にあたって、地域を支える県内中小建設企業の受注機会に配慮しつつ、公正で透明な競争が確保できるよう、一般競争入札の入札参加資格の設定について必要な事項を定める。

## <静岡市>

### 静岡市における物品調達に係る指名人の選定に関する基準

3 中小企業者への配慮

指名人の選定にあたっては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）の趣旨に基づき、中小企業者の受注機会の確保に配慮して行う。

### 静岡市が発注する委託契約等に係る指名人の選定に関する基準

6 選定に当たり勘案又は配慮すべき事項

(2) 市長は、選定にあたっては、地元中小企業者の受注機会の増大について配慮するものとする。

### <浜松市>

#### 物品の購入等に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱

##### 第 3 章 指名基準

(指名の方針)

第 4 条 指名競争入札の指名に当たっては、一部の業者に偏重することなく、中小企業の保護育成に留意し、特に不利益又は不公平にならないよう公正に指名するものとする。

#### 工事請負契約等に係る入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱

##### 第 3 章 指名基準

(指名の方針)

第 11 条 指名競争入札の指名にあたって、一部の者に偏重することなく、中小企業の保護育成に留意し、特に不利益又は不公平とならないよう適格業者から公正に指名するものとする。

### <掛川市>

#### 掛川市物品購入等に係る指名等の選定基準

##### 4 中小企業への配慮

指名人の選定に当たっては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）の趣旨に基づき、中小企業者の受注機会の確保に配慮して行う。

### <富士市>

#### 富士市における物品調達に係る指名人の選定に関する基準

##### 3 中小企業者への配慮

指名人の選定に当たっては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）の趣旨に基づき、中小企業者の受注機会の確保に配慮して行う。

#### 建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の選定取扱基準

(指名の方針)

第 2 条 指名競争入札参加者の指名に当たっては、一部の業者に偏重することなく、中小企業の保護助長に留意し、特に不利益又は不公平とならないよう、適格業者から構成に指名するものとする。

### <名古屋市>

#### 名古屋市契約事務手続要綱

##### 第 4 章 指名競争入札

(指名にあたっての配慮事項)

第 48 条 市長等は、第 45 条及び第 46 条の規定により指名を行おうとする場合は、地元中小企業者の受注の機会の増大について配慮するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を考慮して、指名が特定の者に偏しないようにしなければならない。

## <京都市>

### 京都市競争入札等取扱要綱

#### 第 5 章 指名競争入札

(指名の優先)

第 23 条 市長は、前条の規定により審査の結果を総合的に判断する場合において、次の各号のいずれかに該当する競争入札有資格者がいるときは、他の競争入札有資格者に優先して指名することができる。ただし、工事成績又は履行状況が良好でない等優先する必要が認められない者については、この限りでない。

- (1) 中小企業基本法第 2 条の要件を満たす中小企業者であつて本市内に本店又は主たる事業所を有する者

(公募型指名競争入札等の特定競争入札参加資格)

第 23 条の 3 市長は、公募型指名競争入札又は参加希望型指名競争入札を行おうとするときは、次に掲げる事項の全部又は一部について総合的に勘案して発注する契約ごとに特定競争入札参加資格を定めるものとする。

- (7) 中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であること。

(事後確認型指名競争入札の事前確認資格の確認等)

第 24 条の 7 市長は、事後確認型指名競争入札に係る特定競争入札参加資格として次に掲げる事項を確認しようとするときは、事前確認資格として入札の前に確認するものとする。ただし、第 2 号に規定する競争入札参加停止に関する特定競争入札参加資格については、開札の後においても再度確認するものとする。

- (5) 中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であること。

## <大阪府>

### 大阪府物品関係条件付一般競争入札実施要綱 (紙)

(入札参加資格)

第 5 条 条件付一般競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (2) 中小企業者(中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)(開札日において有効な入札書を提出した中小企業者の数が、当該入札の対象品目が別表に掲げる大阪府中小企業官公需特定品目(以下「特定品目」という。)にあっては 3 者未満、特定品目以外の品目にあっては 5 者未満である場合は、中小企業者以外の者を含む。)

## <大阪市>

### 工事請負入札指名基準

(指名に際しての留意事項)

第 2 条 入札参加者の指名に際しては、次の各号について留意するものとする。

- (2) 予算の適正な使用に留意しつつ、優良な中小建設業者の受注機会の増大を図るとともに専門工事業者の活用については、十分に配慮すること

## ＜池田市＞

### 池田市入札参加資格審査要綱

建設工事等の業者の選定格付及び指名基準

(指名の方法)

#### 第 5

- 2 特殊な工事を必要とする建設工事又は地域内業者に対する中小建設業者保護育成のための配慮が必要とされる建設工事については、第 4 の規定にかかわらず適切な業者数を指名できるものとする。
- 3 官公需についての中小建設業者の受注の確保に関する法律等に基づき、地域内業者に対しては、施行能力等を勘案し、直近の上位の等級に属する建設工事に係る競争入札に指名できるものとする。

## ＜枚方市＞

### 枚方市制限付き一般競争入札実施要綱

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (4) 市内業者 有資格者のうち、次に掲げる要件を備えているものをいう。
  - イ 本店の所在地（法人については本店の所在地の登記）が本市内にあること。
  - ロ 入札の参加に必要な各種の許可等に係る主たる営業所が本市内にあること。
  - ハ 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）であること。
- (5) 準市内業者 有資格者で本店の所在地（法人については本店の所在地の登記）が本市外にあるもののうち、次に掲げる要件を備えているものをいう。
  - イ 支店、営業所等（以下「支店等」という。）の所在地（法人については支店等の所在地の登記）が本市内にあり、かつ、当該支店等が入札の参加に必要な各種の許可等を受けていること。
  - ロ 支店等が契約を締結する権限を有すること。
  - ハ 中小企業者であること。
- (6) その他業者 有資格者のうち、前 2 号に該当しないものをいう。

(制限付き一般競争入札の方式及び対象入札)

第 3 条 制限付き一般競争入札の方式及び対象とする入札（以下「対象入札」という。）は、別表第 1 に定めるとおりとする。

- 2 市長は、別表第 1 に規定する公募型又は工事希望型の対象となる建設工事であっても、制限付き一般競争入札参加資格の要件を満たす市内業者の数又は建設工事の発注時期によっては、競争性及び公正性確保のため、準市内業者又はその他業者を当該入札に参加させることがある。

<守口市>

守口市物品購入契約事務取扱要綱

(指定の順位)

第 13 条 第 11 条第 1 項の規定による指定の順位は、次に掲げるところによる。

- (1) 市内に本店を有する有資格業者
- (2) 市内に支店、営業所を有する有資格業者
- (3) 官公需適格組合に加入する業者
- (4) 市外の中小企業者

<箕面市>

箕面市工事請負指名競争入札参加者選定基準  
 箕面市物品購入等指名競争入札参加者選定基準  
 箕面市測量・設計等業務委託指名競争入札参加者選定基準

共通

(選定の際の留意事項)

第 4 条 指名業者の選定は、次に掲げる事項に留意し、総合的に行う。

- (8) 地域内業者の保護育成のための配慮

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等に基づき、地域内中小企業建設業者の保護育成のための配慮をすること。

<兵庫県>

物品調達事務取扱要領

第 2 物品の調達

5 業者の選定

- (3) 随意契約をしようとするときは、原則として、中小企業者を対象とし、(1)の選定基準に従って選定するものとする。

兵庫県建設工事入札参加者選定要綱

第 4 章 指名基準

(指名要素)

第 9 条 入札に参加させる者(以下「入札参加者」という。)の指名に当たっては、次に掲げる指名要素を考慮し、競争の本旨に基づき適正かつ公平に選定しなければならない。

- (6) 当該工事の地域性等

中小建設業の育成、地域の産業振興及び雇用促進に資するため地元業者で施工が可能な工事にあつては、極力地元業者に受注機会の確保を図るよう考慮するものとする。

## <尾道市>

### 尾道市物品購入等指名業者選定基準

(選定の原則)

#### 第 2 条

2 指名業者の選定に際しては、原則として市内業者を優先するものとする。ただし、必要に応じて県内業者、県外業者の順に選定することができる。

(中小企業への配慮)

第 6 条 指名業者の選定に際しては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和 41 年法律第 97 号)の趣旨に基づき、中小企業者の受注機会の確保に配慮して行う。

## <廿日市市>

### 廿日市市建設工事競争入札取扱要綱

#### 第 4 章 指名競争入札

(通常型指名競争入札の優先指名)

第 25 条 前条の場合において、次のいずれかに該当する者については、他に優先して指名業者として選定することができる。

(2) 地元業者であって中小企業者

## <高松市>

### 高松市契約事務処理要綱

#### 第 3 章 指名基準

(指名の方針)

第 19 条 指名競争入札に参加する者の選定にあたっては、一部の業者に偏重することなく中小企業者の保護助長に留意し、特に不利益または不公平とならないよう適格業者から公正に指名するものとする。



## 2. 契約の方針等

(1) 中小企業者の官公需における受注機会の確保を目的とした方針を制定している自治体

(※方針等は、主要な部分を抜粋)

### <北海道>

#### 中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針

(平成 23 年 9 月改定)

社会情勢の変化や国の方針を勘案し、毎年度見直しを行っており、契約目標を設定し、それに努めるとしている。

北海道独自の主な特徴的な措置として、下記内容を記載

- ・ 道内の被災した中小企業者等に対する配慮
- ・ NPO を中小企業者等として定義し、積極的活用に努める
- ・ 一般競争における対応として、事業所所在地に係る要件の設定をして、中小企業者等の受注機会の確保・拡大を図るよう努める
- ・ 公共工事に関する発注において、中小企業者の共同請負の活用等により、中小建設業者に対する受注機会の確保・拡大に努める
- ・ 新商品の生産を行う者への配慮
- ・ 道産品の積極的活用の促進 等

### <群馬県>

#### 中小企業者に対する発注拡大の方針

(平成 23 年 7 月)

群馬県独自の主な特徴的な措置として、下記内容を記載

##### 1. 中小企業者向け発注率の向上

庁内関係部局等は、中小企業者が受注できる分野の確保・拡大のため、平成 23 年度中小企業者向け県平均発注率の目標値を 90.0% (金額ベース) とし、全庁を挙げてより一層の発注率の向上に取り組む。

##### 4. 共同受注方式の促進

- (1) 県内の中小・中堅建設業者の受注機会の増大を図るため、建設共同企業体を結成し、共同で受注する方式を試行し効果を上げている例に鑑み、この趣旨に沿って工夫を行い、中小企業者向け発注を促進する。
- (2) 官公需適格組合制度の一層の周知徹底に努めるとともに、同組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大に努める。

## <千葉県>

### 中小企業者に対する県の官公需契約の方針

(平成 21 年 12 月 16 日改定)

千葉県独自の主な特徴的な措置として、下記内容を記載

#### 1 中小企業者の受注機会の増大のための措置

##### (1) 地域の中小企業者の活用等

ア 県は、物品等の発注に当たり一般競争入札等を行う場合には、競争性の確保を図りつつ、当該契約の内容等に応じ、入札参加者に係る地域要件を設定するなどして、県内中小企業者等の受注機会の増大に配慮するよう努めるものとする。

また、出先機関においても、同様に、地元中小企業者等の受注機会の増大に配慮するよう努めるものとする。

##### (1 1) 技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大

イ 県は、県内中小企業者が製造する優れた製品や独創的な製品を認定し、県内外に広く情報発信する「千葉ものづくり認定製品」について、そのトライアル発注制度の活用などにより、当該認定製品の利用に努めるものとする。

##### (1 2) 調達手続の簡素・合理化

ア 県は、競争入札参加資格審査申請手続及び入札・開札手続について、中小企業者の導入状況に留意しつつ、電子的手段の周知徹底と適切な運用を図るものとする。

イ 県は、競争入札参加資格者の審査について、市町村との審査事項の統一化を進めるなど、申請手続の簡素化等に努めるものとする。

## <墨田区>

### 平成 22 年度官公需についての中小企業者の受注機会の確保等に関する区の方針

(平成 22 年 10 月 6 日 区長決定)

墨田区の措置として、下記内容を記載

#### 2. 中小企業者の受注機会増大のための措置

- (1) 分離分割発注の推進
- (2) 共同企業体方式の活用
- (3) 指名基準の適正な運用
- (4) 前倒し発注及び適正な納期・工期の設定
- (5) 銘柄指定の廃止
- (6) グリーン購入法特定調達品目の率直的調達
- (7) 適正価格による発注
- (8) 主管課契約等の取り扱い
- (9) 情報提供の推進

## <神奈川県>

「平成 23 年度中小企業者に関する国等の契約の方針」に準じた  
**中小企業者の官公需の受注機会の確保・増大のための施策の要点**  
 (平成 23 年 9 月)

国等の契約の方針に準じた「中小企業者の官公需の受注機会の確保・拡大のための施策の要点」を作成、全庁を挙げて県内中小企業者の官公需の受注機会の確保・拡大に努めている。

神奈川県の措置として、下記内容を記載

- (1) 東日本大震災の被災地域等の中小企業者に対する配慮
- (2) 官公需情報の提供の徹底
- (3) 中小企業者が受注しやすい発注とする工夫
- (4) 中小企業者の特性を踏まえた配慮
- (5) ダンピング防止対策等の推進

## <山梨県>

**県の契約についての県内中小企業者の受注機会の確保に係る推進方針**  
 (平成 14 年 8 月 28 日制定、最終改正平成 23 年 7 月 1 日)

県は、中小企業者を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、中小企業者の自主的な努力を助長するよう配慮しながら、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づき、県の調達する物品、工事及び役務（以下「物品等」という。）の発注にあたり、予算の適正かつ効率的な執行に留意しつつ、中小企業者、特に県内中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

山梨県の措置として、下記内容を記載

- 1 中小企業者に対する発注情報の提供
- 2 官公需適格組合等の活用
- 3 指名競争契約等における受注機会の増大
- 4 分離・分割発注の推進
- 5 計画的発注の推進
- 6 適正価格による発注
- 7 中小建設業者に対する配慮
- 8 県の契約についての相談窓口の設置
- 9 県産品の利用促進

## <滋賀県>

**滋賀県における中小企業者向け官公需確保のための推進方針**

滋賀県独自の特徴的な措置として、下記内容を記載

- ・ 公共工事における県内下請・県内材料調達の利用促進
- ・ 滋賀県リサイクル認定製品の利用促進
- ・ 滋賀県新商品生産による新事業分野開拓者認定商品（新商品パイオニア認定商品）の利用促進
- ・ 県産品の利用促進

## <大阪府>

### 平成 23 年度 中小企業者向け官公需確保のための基本方針

(平成 23 年 4 月 1 日)

#### 1 中小企業者向け契約目標

平成 23 年度において、官公需総額の 65%を契約目標として、中小企業者の受注機会の増大に向けて各部局が積極的な取り組みを行うものとする。

#### 2 中小企業者の受注機会増大のための措置

平成 23 年度において、次の措置を重点的に推進していくものとする。

##### (1) 前倒し発注の推進

##### (4) 分離・分割発注の推進

##### (5) 一般競争入札(条件付)等における受注機会の増大

(イ) 中小工事等に係る発注及び中小企業官公需特定品目に係る発注に当たっては、一般競争入札(条件付)等の入札参加条件の設定において、中小企業者(共同企業体等を含む。)の受注機会の増大に特段の配慮を払うものとする。

(ウ) 公共工事等の一般競争入札(条件付)等を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保するなどして受注機会の増大を図るものとする。

(エ) 特に、少額の契約案件にあつては、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(オ) 価格と品質が総合的に優れた調達为推进により、中小企業者の受注機会の増大を図るため、工事等の発注に当たっては、適切な評価方法による総合評価方式を導入・拡大することに努めるものとする。

(カ) 電子入札の実施に当たっては、パソコン操作に不慣れな業者に対しパソコンを試用する場を提供する等、電子入札への参加を促進するよう努めるものとする。

##### (8) 創業者の受注機会の増大

##### (9) 計画的発注の推進及び労働時間短縮への配慮

## <兵庫県>

### 平成 23 年度中小企業者に対する官公需確保の推進方針

(平成 23 年 7 月 12 日)

県等(公社、団体を含む。以下同じ)は、物品等(工事及び役務を含む。以下同じ。)の発注に当たっては、予算の適正かつ効率的な執行に留意しつつ、中小企業者を取り巻く厳しい諸情勢を踏まえ、推進方針に基づき、中小企業者の自主的な努力を助長するとともに、その受注機会の増大に努めるものとする。

兵庫県独自の特徴的な措置として、下記内容を記載

#### 4 計画的発注の推進及び労働時間短縮等への配慮

#### 5 価格と品質が総合的に優れた調達の推進

#### 1 1 売掛債権を担保とした資金調達による受注機会の確保

#### 1 3 経済・雇用対策における中小企業者に対する配慮

#### 1 4 地域産業資源等を活用した物件等の調達の促進

#### 1 5 県内製品の優先的な購入

#### 1 6 東日本大震災の影響を受けた中小企業者に対する配慮

(2) 入札や契約の方針等において、中小企業者の官公需における受注機会の確保を規定している自治体

(※方針等は、該当部分の抜粋)

<旭川市>

旭川市の公契約に関する方針

第3 個別目標

3 「地域経済の活性化など市民生活の向上に資する入札・契約制度の確立」へ向けた個別目標

(1) 地域経済の活性化に資する発注の推進

地域企業の参入及び受注機会の拡大を図るため、競争性に配慮しつつ地元優先発注を進める指名等の基準を整備するとともに、適切かつ合理的な範囲での分離発注や仕様の工夫など、地域の中小企業者の受注能力に見合った発注方法の見直しを進めるものとする。

(2) 社会的貢献度の高い企業等への発注の推進

障害者雇用の促進など社会的に広く求められる政策に積極的に取り組んでいる企業の経営努力及び社会貢献への姿勢を積極的に評価し、その評価結果を入札・契約に適切に反映する仕組みを整備し、これらの社会貢献活動を促進するものとする。

<茨城県>

茨城県産業活性化に関する指針

II 施策の方向性と基本施策

2 中小企業の経営革新の促進及び経営基盤の強化

(4) 中小企業の受注機会の拡大

施策 15：中小企業からの物品と役務の調達促進

○ 官公需法により国が策定した「中小企業者に関する国等の契約方針」に基づき、県や市町村における工事や物品等の調達に際し、中小企業の受注機会の拡大を図ります

○ 「新分野開拓商品事業者認定制度」により、新規性・独創性の高い新商品を生産する中小企業の受注機会の拡大を図ります。

6 東日本大震災に関する対応

施策 49：風評被害対策

<ひたちなか市>

ひたちなか市公共事業の入札及び契約の適正化を図るための取り組むべきガイドライン

2 主として入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争の促進に関する事項

(1) 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関すること

いわゆる地域要件の設定は、地域の中小・中堅建設業者の育成のほか将来における維持・管理を適切に行う観点から合理性を有する場合もあるが、過度に競争性を低下させるような運用とならないように留意するものとする。なお、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等に基づき、中小・中堅建設業者の受注機会の確保を図るものとする。

## <埼玉県>

### 平成 23 年度公共事業等施行方針

#### 2 基本的な考え方

(2) 「埼玉県中小企業振興基本条例」の趣旨に鑑み、県内中小企業の経営の安定と活力の回復を効果的に支援するため、公共工事の県内中小企業への発注目標を金額ベースで 70%に設定し、県内経済活性化の観点から、さらなる受注機会の増大に努める。

#### 3 事業執行上、各発注機関が配慮すべき事項

(4) 県内中小企業の受注機会の増大を図るため、コスト縮減の要請及び入札における競争性が確保される範囲内で、可能な限り分離・分割発注を行う。

また、元請企業が下請契約を締結するに当たっては、県内企業を活用するよう要請する。

## <甲府市>

### 平成 23 年度工事契約事務基本方針

入札方法については一般競争入札や総合評価落札方式による入札を積極的に実施するとともに、指名競争入札においても「甲府市工事入札参加者の資格審査及び選定要綱」に則った業者の選考を行う中で、競争性の確保を図る。

また、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づき、受注意欲のある中小業者の参入を促進し、地元業者の受注機会の拡大を図る。

#### 10 小規模工事（修繕）の登録業者の活用

小規模工事（修繕）の登録制度は、入札参加有資格者名簿に登録されていない、零細業者あるいは個人業者が登録すれば 20 万円以下の小規模工事の受注を可能とする制度である。

現下の厳しい経済状況を踏まえ、零細業者等の受注機会の拡大を図るため、今年度も引き続き制度の積極的な活用を図る。

(3) 施政執行方針(市議会)において、中小企業者の官公需における受注機会の確保を規定している自治体

(※方針等は、該当部分の抜粋)

<新座市>

平成 23 年度の市政執行方針

(平成 23 年第 1 回新座市議会定例会 市長施政方針表明)

緊急経済対策本部につきましては、新たに設置する経済観光部の下、名称を地域経済活性化対策本部とし、引き続き更なる地域経済の活性化を図ってまいります。

そこで、地元企業の受注機会の確保のために、小規模工事など受注希望者登録制度における発注限度額を引き上げるとともに、指名競争入札で業者選定を行う事業の範囲についての特例的な措置を当面継続してまいります。個人住宅リフォーム資金補助につきましても、引き続き実施してまいります。また、新座市商工会への補助を通じて景気状況など調査や地域通貨(アトム通貨)の発行事業を行うなど、市内の中小企業者や商店街の活性化を図ってまいります。

<船橋市>

平成 23 年度の市政執行方針

(平成 23 年船橋市議会第 1 回定例会、2 月 24 日)

緊急中小企業経営対策といたしましては、公共施設の小規模修繕にかかる予算を増額し、市内の中小企業への受注の機会を拡大することで経営支援を行うほか、緊急雇用創出事業を活用し、新規雇用の機会を提供してまいります。

(4)所管部局の運営方針において、中小企業者の官公需における受注機会の確保を言及している自治体

(※方針等は、該当部分の抜粋)

<京都府>

平成 23 年度 建設交通部の運営目標

中期計画：京都力の発揮（４）産業革新・中小企業育成

使命③地域に根ざして京都経済を支える中小企業を守り、発展させること

運営目標：優良な建設産業の育成に向けた地域密着型公共事業の推進、人材育成や新分野への進出支援

①地域密着型の公共事業の推進

- ・ 橋梁上部工等特殊な技術を要する工事を除き 100%府内企業に発注するとともに、府内企業による施工工種の検証
- ・ 地域の安心・安全や経済・雇用への貢献等を評価する地域活性型総合評価競争入札の試行拡大

<寝屋川市>

平成 23 年度総務部運営方針

<施策内容と目標>

- ◎ 入札・契約業務の公平・公正性、透明性を一層高めるために、制限付一般競争入札（電子入札）を推進するとともに、市内の中小企業者の受注機会の拡大と適切な評価のために総合評価落札制度、市内業者を対象とした一般競争入札の拡大などを推進します。

主要事務事業

契約締結事務事業

契約事務の透明性、競争性、公平性の確保を図るため、一般競争入札対象案件を拡大する。また、地元経済の活性化、地元雇用の創出、税源の涵養を図るため、市内中小企業者の受注機会を拡大する。



### 3. 個別事例

中小企業者の官公需における受注機会の確保を目的とした特別の施策等を実施している自治体

(1) 官公需に関する中小企業者の受注機会確保等に係る施策の推進について、関係部署に  
 通達している事例 (※各事例は、抜粋)

#### <島根県>

官公需における県内中小企業者への優先発注について (島根県 HP より)

(平成 23 年 8 月 31 日)

中小企業者は本県経済の活性化に重要な役割を有しており、県、市町村及び関係団体はそれぞれの立場から、県内中小企業者の育成振興を図る必要があります。このため、官公需においても県内中小企業者の受注機会の確保増大に努めることが求められます。

本県経済は厳しい雇用・所得情勢が続いており、東日本大震災の影響も含め中小企業者を取り巻く環境は依然として予断を許さないものとなっています。

このような状況を踏まえ、平成 23 年 8 月 31 日付け中小第 449 号商工労働部長通知を市町村、県庁各部署及び県外郭団体あてに発出し、下記の事項を依頼しました。

#### 【依頼内容の概要】

官公需発注においては、透明性の向上と公正な競争の確保に留意のうえ、下記の点を改めて検討すること。

1. 官公需において、県内中小企業者に優先発注すること。
2. 発注の際の積算に当たっては、東日本大震災の影響による各種原材料価格の高騰分を十分踏まえること。
3. 一般競争入札に参加する者に必要とする資格として、地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、「県内に事業所を有する」旨を定めること。  
 この場合、特に印刷物の発注においては、「県内に生産設備を有する」旨を定めるとともに、随意契約の場合もこの趣旨を尊重すること。
4. 一般競争入札の仕様書等に、「外注や下請けに出す場合は、受注できる県内企業がない場合を除き、県内中小企業者に発注する」旨を定めること。また、随意契約の場合も、この趣旨を尊重すること。
5. 企画会社等への発注に際して、印刷物等の外注・下請けについては県内中小企業者への発注を要請すること。その他印刷物等の企画デザインの企画提案協議（コンペ）の実施に当たっては、留意事項を参照のこと。

(2) 発注工事等を受注した登録事業者に対し、「下請(資材)発注する場合には地内中小企業に優先発注するよう配慮する」ことを要請している事例 (※各事例は、抜粋)

### <盛岡市>

#### 建設工事を受注された皆様へ

(平成 23 年 8 月 25 日)

次のことについて、ご協力くださいますようお願いいたします。

#### 記

建設資材の地元調達及び下請工事の地元発注について

建設業は、専門工事業者や資材業者等多数の関係者が関わり、分業しながら生産活動を行っていることから、地産地消による地域経済循環の活性化や新規雇用の創出など、地域経済への波及効果が大きい裾野の広い産業です。

つきましては、地元企業の経営安定化と健全な育成を図るため、次の事項について特段のご配慮をお願いします。

- 1 建設資材の調達にあたっては、盛岡市産品・岩手県産品の活用や岩手県内本社など地元の販売業者からの調達をお願いします。
- 2 下請工事は地元建設業者へ発注するようお願いします。

### <市原市>

#### 下請契約における市内業者への優先発注等について

(平成 23 年 4 月 1 日、建設工事入札参加資格者 各位宛て)

昨今の経済状況の悪化による市内業者を取り巻く経営環境は依然として厳しいものとなっており、本市においても、建設工事の発注にあたっては、本市経済の活性化及び市内業者の育成・振興を図る観点から、市内業者へ優先的に発注しているところです。また、市原市建設工事適正化指導要綱においては、下請発注における市内業者への優先発注等に努めるよう定めています。

建設工事入札参加資格者におかれましては、こうした状況を御理解いただき、本市発注工事を受注された際には、下記の事項について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

次のことについて、ご協力くださいますようお願いいたします。

#### 記

- 1 下請発注における市内業者の優先活用について

本市発注工事の施工に際し下請発注する場合は、市内業者を優先して活用するよう努めてください。

- 2 市内生産品の使用等について

工事の施工に必要な建設資材は市内生産物を優先して使用するよう努め、また、建設資材、建設機械等を購入又は借入れする場合においても、市内業者を優先して活用するように努めてください。

### <浜松市>

#### 市内業者への下請負等の優先発注について (お願い)

(平成 21 年 6 月 4 日、建設工事業者 各位宛て)

浜松市では、かねてより建設工事の発注にあたりましては、本市経済の活性化や市内業者（浜松市内に本店を有する者）の育成・振興及び地域雇用の促進を図る観点から、市内業者への発注を優先してまいりました。

また、今般の経済危機を乗り切るため、様々な緊急経済対策を推し進めているところでございます。

このような中、地域経済の活性化を図るため、「地元でできるものは、地元で」を大原則として、建設工事を始めとし、施設維持管理などの業務委託や物品の調達にあたっては、市内業者を最優先に発注しております。

建設業を営まれている皆様におかれましては、このような状況をご理解いただき、公共工事に限らず、受注された建設工事の一部を下請けにより施工する場合は、できる限り市内業者に発注していただきますよう、特段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

また、建設資材の調達にあたっては、市内業者へ発注していただきますよう、併せてお願いいたします。

### <四日市市>

#### 本市発注の建設工事における市内企業活用の促進について

(平成 21 年 6 月 4 日、建設工事業者 各位宛て)

本市では、建設工事の発注にあたりまして、本市経済の活性化及び市内業者の振興を図る観点から市内業者への発注に努めております。

登録業者各位におかれましては、このような本市の考え方についてご理解をいただき下記の点についてご協力をしていただきますようお願いいたします。

#### 記

1. 本市発注の建設工事の施工にあたり下請契約する場合には、できる限り市内業者を優先するよう努めてください。  
その場合、適正な価格で請け負わせ下請代金を適正な期間内に支払うこと等、下請契約及び下請代金支払いの適正化に努めてください。
2. 工事施工に必要な資材を購入する場合は、できる限り市内業者から購入するよう努めてください。

### ＜東近江市＞

#### 市内下請業者・市内材料調達の促進について

(平成 23 年 4 月、東近江市 HP より)

長引く景気低迷により、公共投資が大幅に減少する中、建設業界の厳しい経営環境に鑑み、地域経済の活性化と地元業者の育成を目的として、東近江市発注の建設工事等における下請業者及び建設用資材の調達については、下記の点について、ご協力をいただきたくよりしくお願いします。

#### 記

1. 本市発注の建設工事等の施工にあたり、下請契約する場合には、できる限り東近江市に本店を有する業者へ発注するよう努めてください。  
その場合、適正な価格で請け負わせ、下請代金は適正な期間内に支払うこと等、下請契約及び下請代金支払いの適正化に努めてください。
2. 工事施工に必要な建設用資材や建設機械を購入または借入れする場合は、極力地場調達されるなど、施工にあたってのご配慮をお願いします。

### ＜松山市＞

#### 入札・契約及び適正な施工体制について（周知）

(平成 23 年 4 月、受注者 各位宛て)

市発注建設工事等の履行にあたっては、次の事項について十分ご留意いただき、入札・契約及び適正な施工をされるようお願いいたします。

1. 地元下請負業者への優先的発注  
下請施工を必要とするものにあつては、地場産業の振興並びに中小企業対策等地域経済の活性化を目的とし、できる限り地元の下請負業者に発注するように配慮するとともに、施工に必要な各種の建設資材、建設機械等の購入又はリースについても、地元業者を利用するなどの配慮に努めてください。

### ＜延岡市＞

#### 市内下請業者・市内材料調達の促進について

(平成 21 年 8 月 4 日一部更新、延岡市 HP より)

つきましては、工事の一部を第三者（下請負人）に請け負わせる場合は、できる限り、延岡市内に主たる事務所を有する業者（市内業者）の中から選定し、建設資材の購入に当たっては、できる限り、延岡市内に主たる事務所を有する業者（市内業者）から調達していただきますようお願いいたします。

工事の一部を第三者（下請負人）に請け負わせる場合は、一部下請通知書の提出が必要ですが、この一部下請通知書には次の事項の記載、添付が必要ですので、ご確認下さい。

- (1) 延岡市外に主たる事務所を有する業者（市外業者）を下請負人に選定した場合には、一部下請通知書（基本契約約款を含む。）にその理由を記載すること。

**(3) 地元企業の受注機会増加に関する調達方針を定めている事例** (※事例の一部は、抜粋)

**1. 地元企業の受注機会拡大に特化した調達方針を定めている例**

**<宮城県>**

**地元企業の受注拡大に関する調達方針**

(平成 21 年 7 月 15 日)

1 目的

厳しい経済情勢の中で経済収縮の悪影響を受けている地元中小企業の受注拡大を図るため、県が行う建設工事や物品の調達等に当たり、地元企業に配慮した発注を行うもの。

2 具体的な施策

(1) 地元企業に配慮した物品調達の促進

停滞する地域経済の活性化を図るため「地域で調達できるものは、地域に発注する」ことを基本方針とし、地方公所を中心とした入札制度の改正を行い、地元企業の受注機会の確保を図る。

① 地域限定型

- ・ 地方公所が行う一般競争入札においては、各地方振興事務所管内をブロックとする地域限定型を新たに導入する。
- ・ 地域限定型で実施できる条件の入札参加資格登録業者数を「10 者以上」から「5 者以上」に緩和する。

② 隣接地域ブロック限定型

①の地域限定型において、当該ブロック内で入札参加資格登録業者数が 5 者に満たない場合でも、隣接地域を組み合わせて 5 者以上の場合は、地域限定型を可能とする「隣接地域ブロック限定型」を新たに導入する。

③ 県内限定型

- ・ ②の隣接地域ブロック限定型で、入札参加資格登録業者数が 5 者に満たない場合は、県内限定型で発注する。
- ・ 県内限定型が実施できる条件である入札参加資格登録業者数を「10 者以上」から「5 者以上」に緩和する。

(2) 経済状況に対応した緊急措置

国が閣議決定し、地方公共団体に要請している「中小企業者の受注機会の増大のための主な措置」の趣旨を踏まえ、雇用経済対策に係る今年度の緊急措置として、次の施策を講ずる。

① 建設工事

1 億円以下の建設工事について、県内を 5 ブロックに分割して実施する従来の地域ブロック限定型に加え、隣接する 2 つのブロック内の業者が入札に参加することができる地域複数ブロック限定型を実施する。【平成 21 年 7 月 1 日より施行】

② 物品

地方公所が発注する庁用物品については、適正な分離・分割発注を実施するとともに、地域限定型(隣接ブロック限定型も含む)を積極的に活用する。【平成 21 年 7 月 21 日より施行】

(3) 地産地消の推進

物品の調達に当たっては、県内で生産されている県産品の調達に留意し、「地産地消に取り組む県民運動」を推進する。

## <山形県>

### 物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針

#### 1 趣旨

- ・昨今の厳しい県内の経済状況を踏まえ、「地元で調達できるものは地元で購入する」ことを基本に、地元企業からの調達に配慮していく必要がある。
- ・県が行う物品等の調達について、品質と競争性等の確保にも留意しながら、地元企業の受注機会の拡大に配慮した取組みを、県を挙げて実施するものとする。

#### 2 具体的施策

法令で定められた契約制度の運用の中で、地元企業の受注機会の拡大を進めるとともに、適正価格による品質の確保を図るため、最低制限価格の設定等を行う。

##### (1) 物品

- ・1 件当たりの予定価格が 5 万円未満の物品の購入については、地元企業への発注に努めるものとする。
- ・県内で生産されている県産品の調達に留意し、「県産品愛用運動」の推進に努めるものとする。

##### (2) 印刷物

- ・1 件当たりの予定価格が 50 万円以下の印刷物の製造請負については、地元企業への発注に努めるものとする。
- ・会計局会計課が発注する 1 件当たりの予定価格が 50 万円を超えるものについては、最低制限価格等の設定を行う。

##### (3) 業務委託

- ・1 件当たりの予定価格が 100 万円以下の役務の調達については、地元企業への発注に努めるものとする。
- ・1 件当たりの設計金額が 700 万円以上の役務の調達については、低入札価格調査制度の対象を、条件付一般競争入札を実施している 12 業務の全てに拡大する。

#### 3 実施時期

この取扱いは、平成 22 年 4 月 1 日以降の契約日となるものから実施する。ただし、それ以前の実施が可能な場合は、速やかな実施に努めるものとする。

平成 22 年度中の一部改正の取扱いは、平成 23 年 4 月 1 日以降の契約日となるものから実施する。

#### 4 その他

この取組みについては、概ね 2 年程度の試行を実施しながら、毎年度、その成果等について評価・検証し、必要に応じてこの方針等の見直しを行うものとする。

## <愛知県>

### 愛知県公共工事発注方針 (愛知県 HP より)

建設産業は、地域における経済・雇用、ひいては地域の活力を左右する重要な基幹産業であり、また、地元建設業者は災害時の緊急対応等地域の安心安全の確保に大きな役割を果たしている。

愛知県では、こうした状況に鑑み、地元建設業者の育成、健全な発展のため、次のとおり地元建設業者の受注機会の確保に努めていきます。

また、県内企業の育成及び地場産業の振興のため、県産資材の優先使用に努めます。

- 地元建設業者の活用により、円滑かつ効率的な施工が期待できる工事について、コスト削減の要請を踏まえながら、分離・分割発注を行います。
- 単体で発注する一般競争入札について、地元建設業者の入札参加が概ね 20 者以上見込める工事については、地元建設業者のみ参加できる地域要件（各建設事務所管内等）を設定します。
- 指名競争入札では、専門的な工事など地元建設業者では施工できない工事を除き、原則として地元建設業者を指名します。
- 地元建設業者の施工能力拡大を図るため、2～3 者の地元建設業者で結成された経常建設共同企業体を活用し、その施工能力に応じた規模、内容の工事について受注機会の拡大・育成を図っていきます。
- 特定建設工事共同企業体へ発注する大規模な工事では、地元建設業者がその構成員となれるよう地域要件を設定するとともに、地元建設業者が代表構成員になれるような入札参加資格要件の設定にも配慮します。
- 地域における活動拠点の有無や災害協定等に基づく活動実績の有無など、価格だけでなく地域における社会貢献活動なども加味して評価する総合評価落札方式を拡充し、地元建設業者の育成に配慮します。
- 県内企業の育成及び地場産業の振興のため、発注工事に使用する建設資材について、県産品の優先使用を設計図書で定めます。

## <下関市>

### 下関市地元企業優先発注等に係る実施方針

#### 1 目的

地元企業の育成及び地域経済の活性化を図るため、地元企業優先発注等に係る実施方針を定め、市内企業への優先発注及び市内産品の優先活用を推進する。

#### 2 運用対象

本市の全部局の公共調達を実施方針の適用対象とする。

#### 3 目標

本実施方針の実施期間内において、公共調達全分野で市内企業への件数ベースでの発注率 90%を目指す。

#### 8 公表、検証、評価及び見直し

##### (1) 公表

市内企業への件数ベースでの発注率や市外企業と締結した契約の概要等について、年度ごとに取りまとめ公表する。

## <徳島県>

### 「県内企業優先発注及び県内産資材の優先使用のための実施指針」について (平成 23 年 6 月 7 日)

#### 1. 趣旨

本県では、県民が実感できる持続的な経済成長を実現するため、県内企業の受注機会の確保、雇用の維持を目的とし、県の全ての機関が発注する「公共工事関係」、「情報システム調達関係」、「物品調達関係」、「その他の分野」において、県内企業の発注・調達率を向上させるため、以下のとおり「県内企業優先発注及び県内産資材の優先使用のための実施指針」を策定し、入札等に係る関係法令等（WTO 政府調達協定を含む）に従いながら、当該実施指針に基づき、県内企業への優先発注及び県内産資材の優先使用を推進する。

#### 2. 目標

県内企業への発注率（件数・金額） 90%以上  
県内に本店を有する事業者への発注率（件数） 85%以上  
を目指す。※WTO 案件を除く。

#### 3. 各分野における実施指針

- (1) 公共工事関係
- (2) 情報システム調達関係
- (3) 物品調達関係
- (4) その他の分野

#### 4. 実施期間

当該実施指針に基づく「県内企業への優先発注及び県内産資材の優先使用」については、実施期間は平成 26 年度までとする。

(平成 23 年 6 月から平成 27 年 3 月末までの間に発注するものを対象とする。)

#### 5. フォローアップ等

##### (1) 県外企業を選定した契約内容等の公表

- ① 県が発注する各分野における契約のうち、徳島県契約事務規則第 30 条の 2 で定める金額を超え、県外企業（公共工事関係については、県内に本店を有する事業者以外の事業者、公共工事関係以外の分野については、県内に本店、支店及び営業所等を有する事業者以外の事業者）と随意契約により締結した契約については、原則として、各契約ごとに、契約内容、契約年月日、契約金額、県外企業を選定した理由を公表することとする。
- ② 上記①の公表については、各契約事務担当課において、別添様式により公表内容を作成し、各部局主管課において取りまとめ、四半期ごとに、県のホームページに掲載することとする。

##### (2) 各分野ごとの検証

各分野ごとの実施状況については、各年度ごとに、主務部局において取りまとめ、目標を踏まえた検証を行うこととする。

##### (3) 全体の検証、評価

全体の実施検証については、各分野ごとに検証結果をもとに、別に定める「県内企業優先発注等の実施等に関する連絡会議」において、検証、評価を行い、その結果を公表することにより、実効性を高めていくこととする。



## <徳島市>

### 徳島市地元企業優先発注等に係る実施方針

#### 1 目的

本市の地元企業の受注機会の確保及び地元企業の育成を目的として、地元企業優先発注等に係る実施方針を定め、関係法令等を遵守しつつ、市内企業への優先発注及び市産品の活用を推進する。

#### 2 適用対象

本市の全部局の公共調達を実施方針の適用対象とする。

#### 3 目標

本実施方針の実施期間内において、公共調達全分野で、市内企業への件数ベースでの発注率 90%を目指す。

#### 1.3 公表、検証、評価及び見直し

##### (1) 公表

市内企業への件数ベースでの発注率については、年度ごとにとりまとめ、本市ホームページにおいて公表する。また、市外企業と締結した契約の実態調査結果の概要についても、年度ごとにとりまとめ、本市ホームページにおいて公表する。

## <佐賀県>

### ローカル発注について

#### 1. 基本的考え方

ローカル発注とは、厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、県内企業の受注機会の確保、雇用の維持を基本とし、地元発注・調達率を上げていくため、県内企業への優先的な発注を行うもの（平成 15 年 8 月からの取組）。

#### 2. 主な取組内容

##### (1) 公共工事関係

従来から行っている県内企業に配慮した入札制度を維持し、元請業者に対して下請け業者への県内企業の優先活用、資材等の県内優先調達及び県内技術者等の優先活用に努めるよう契約約款に明記する。

建設コンサルタントへの設計委託等については、県内企業と県外企業による設計 J V や県内企業に配慮した入札により、県内企業への発注に努める。

等

##### (2) I T 関係

- ・ WTO 政府調達協定の適用を受けないものについては、原則、県内 I T 企業による条件付一般競争入札を実施。
- ・ WTO 政府調達協定の適用を受けるものについては、県内 I T 企業を含めた共同企業体の推奨や、再委託先に県内 I T 企業を推奨 等。
- ・ 予定価格上随意契約が可能な場合、原則、県内 I T 企業に発注。

##### (3) その他

- ・ 物件及び役務は、原則、県内企業優先する。
- ・ 企画・デザインを含めた印刷委託などは、分離発注により県内企業への発注に努める。

## 2. 地元企業の受注機会確保等を目的とした要綱を定めている例

### <唐津市>

#### 唐津市内業者育成推進取扱要領

(目的及び基本方針)

第1条 本市は、市内業者の育成推進を図るため、市が発注する物品の調達、工事の請負、業務の委託等（以下「発注等」という。）については、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）及びこれに基づく通達の範囲内において、特別なものを除き、次の条項により市内業者を優先して取扱うものとする。

(定義等)

第2条 この要領において、市内業者とは、唐津市内に本社を置く企業をいい、その発注等の取扱順位は最優先とし、市内に支店、営業所、若しくは出張所を置く企業は、これに準じて取扱うものとする。

(指名競争契約等における受注機会の増大)

第3条 発注等については、同一資格等級区分内の市内業者による競争を確保し、受注機会の増大を図るものとする。

2 優良な市内業者については、共同請負制度の活用等を指導し、相応規模の工事の受注機会を与えるものとする。

(下請)

第4条 市が発注した工事全般について工事部門別の一部下請については、事情の許す限り、市内業者を選定するよう指導すること。又建設業法及び通達に基づく下請の保護についても一層の普及及び徹底を図るものとする。

(使用資材及び物品購入)

第5条 市が発注した工事については、市内で製造されている使用資材、又は販売している物品について、事情の許す限り市内業者から購入させるよう指導するものとする。

2 市が発注する物品の購入については、市内で製造されるもの、若しくは市内業者で受注できるものを事情の許す限り、市内業者から調達するものとする。

(その他の留意事項)

第6条 発注等の指名にあたっては、工事の主要部分を一括下請させ、若しくは、自ら施工管理に任じないような業者、又は検査成績不良の業者は、本要領の適用から除外すると共に、業者の実態を充分把握し信頼できる業者について指名し、いやしくも形式的、画一的に流れないよう留意すること。

### 3. 発注方針のなかに地元企業の受注機会の確保を定めている事例

#### <草津市>

##### 平成 23 年度建設工事等の発注方針について

(略)～なお、依然として地域の建設業の経営を取り巻く環境が極めて厳しい状況にあるなかで、建設業が地域の雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、一般競争入札においても市内業者の受注機会の確保に努める等、入札・契約手続等において対策を講じていくものとします。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生しました東日本大震災は東北地方を中心に甚大な被害をもたらしました。今後、復興活動が本格化するにつれて工事用資材の調達が困難になること、また工事用資材の単価が値上がりすることが懸念され、建設業者が復興支援にあたられることも想定されます。そのような場合は、関係機関、国、県からの情報等に基づいて、適切に対応をしていきたいと考えております。

#### 2. 入札参加者間の公正な競争の促進を図る。

2 工事の一般競争入札の参加者にかかる条件設定について、今年度においては、依然として地域の建設業の経営を取り巻く環境が極めて厳しい状況にあるなかで、概ね 1 億 5 千万円未満の工事については、工事の難易度を勘案し、①工事の工法等が特に特殊な新技術等を用いない場合、②単純な工事などで施工面積等が大きなことにより工事価格が高額な場合、③工法は単純であるが、資材価格等の占める割合が高い場合は、市内に本社・本店を有する者を参加条件とする地域要件の設定をします。

7 市内業者の技術力の向上を図るにあたり、今年度においては、建設業の経営を取り巻く経済環境が極めて厳しい状況である事や東日本大震災の影響などで工事用資材の調達が難しい状況である事を考慮のうえ、大規模で技術的難易度の高い工事や市内業者の単独受注が難しいと考えられる工事については、市内業者の受注機会を確保して、市内業者を一構成員とした特定建設工事共同企業体による発注を採用します。

(4) トライアル発注制度等を実施し、域内中小企業等の育成や販路拡大を図る事例  
(※各事例は、抜粋)

<茨城県>

茨城県新分野開拓商品事業者認定制度実施要項

(平成 19 年 8 月 27 日 施行)

(目的)

第 1 条 この要項は、優れた特性を有する新商品を生産した県内の事業者を、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 4 号に定める「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」(以下「新分野開拓商品事業者」という。)として認定し、県内外に広く情報発信するとともに、当該新商品について、県の随意契約による率先的な活用等を通じて、その普及を促すことにより、県内産業の振興を図ることを目的とする。

(申請者の要件)

第 2 条 本制度において認定申請できる事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に定める中小企業者であつて、県内に本店又は主たる事業所を有する者
- (2) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和 41 年法律第 97 号)第 2 条第 1 項第 4 号に定める組合であつて、県内に主たる事務所を有する者

(認定基準)

第 5 条 認定にあたっては、次の各号全てに適合しなければならない。

- (1) 当該認定に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであつても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること(新規性・独創性が認められること)
- (2) 当該認定に係る新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること
- (3) 当該認定に係る新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が適切なものであること
- (4) 当該認定に係る新商品が、優れた商品特性を有し、医療福祉、環境対応等、県の行政目的の実現に有効であると認められること
- (5) 当該認定に係る新商品が、県内で生産又は加工された最終製品であること
- (6) 認定申請の時点が、認定に係る新商品の販売を開始してから 5 年以内であること
- (7) 実施計画が公序良俗に反しないこと
- (8) 実施計画が関係法令に違反しないこと

(公表)

第 6 条 知事は、新分野開拓商品事業者を認定したときは、事業者の名称、住所及び連絡先並びに認定に係る新商品の名称、価格及び内容を公表するものとする。

(新商品の周知等)

第 7 条 知事は、認定した新商品の周知及び調達に努めるものとする。

## <栃木県>

### 新商品購入・販路開拓支援事業実施要領

(平成 22 年 4 月 1 日 施行)

(目的)

第 1 条 この要領は、新規性の高い優れた新商品を生産する中小企業者を地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定し、県の随意契約による新商品の調達機会を拡大すること及び当該新商品を広く周知し、その普及を促すことによって本県産業の活性化を図ることについて必要な事項を定めるものとする。

(申請要件)

第 2 条 本事業において認定を申請できる者は、次のすべてを満たす者とする。

- (1) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成 11 年法律第 18 号)に定める中小企業者であること。
- (2) 県内に本店又は主たる事業所を有する者であること。
- (3) 県内において対象となる新商品を生産し又は県内において対象となる商品を開発した者であること。

2 事業の対象となる新商品は、県の機関における用途が見込める物品(ただし医薬品、防災用以外の食料品を除く。第 11 条において「認定対象商品」という。)で、販売を開始してから 5 年以内のものとする。

(認定基準)

第 6 条 認定基準は次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 実施計画に係る新商品(以下「当該新商品という。’)が、既に企業化されている商品とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであること。
- (2) 当該新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものであること。
- (3) 当該新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が適切なものであること。
- (4) 実施計画が公序良俗に反しないこと。
- (5) 実施計画が関係法令に違反しないこと。

(認定商品)

第 10 条 県は、物品の購入に際して、認定事業者が生産する新商品(以下「認定商品」という。)の調達に努めるものとする。

2 県は、認定商品の周知に努めるものとする。

(推奨商品)

第 11 条 知事は、認定対象商品以外の新商品(販売を開始してから 5 年以内のものに限り、医薬品及び防災用以外の食料品を除く。)のうち第 6 条各号に掲げる基準に適合するものを推奨商品として認定商品に準じて周知するに当たり、当該新商品を生産する者(第 2 条第 1 項各号に掲げる申請要件を満たす者に限る。)を指定することができる。

## <鳥取市>

### 鳥取市トライアル発注事業実施要綱

(平成 21 年 4 月 1 日 施行)

(目的)

第 1 条 この要綱は、新製品（技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与する製品をいう。以下同じ。）の生産によって新たな事業分野の開拓を図る事業者（新たな事業分野の開拓を図る新規の創業者を含む。以下「事業者」という。）が生産する新製品を、市が随意契約により率先して購入することによって事業者の販路開拓を積極的に支援し、もって地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「中小企業者等」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に定める中小企業者及び本市の誘致により市内に進出した企業をいう。

2 この要綱において「トライアル発注」とは、この要綱に基づき選定された製品等について、市の機関が試行的に発注することをいう。

(対象となる製品等)

第 3 条 トライアル発注の対象となる製品等（以下「発注対象製品等」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。ただし、医薬品及び農林水産物は、発注対象製品等としない。

- (1) 市内に事業所を有する中小企業者等が市内で自ら製造し、又は開発したものであること。
- (2) 新規性・独創性があること。
- (3) 市場での流通が十分でないものの、今後の市場性が見込まれること。
- (4) 製品等に適用される法令等を遵守していること。
- (5) 市の機関等における使用が見込まれるものであること。

(トライアル発注の実施方法)

第 6 条 発注対象製品等の募集及び選定は、次のとおり実施するものとする。

- (4) 選定会議においては、申請書類、申請者のプレゼンテーション等に基づき、応募された製品等が第 3 条の要件を満たすかどうか審査し、発注対象製品等の選定を行う。
- (5) 市の機関等は、選定会議で選定された製品等を、予算の範囲内で必要に応じて、当該製品等を製造し、又は開発した事業者（以下「受注者」という。）に 1,000 千円を限度額として発注する。ただし、同一の製品等に対するトライアル発注は、同一年度につき一回限りとする。
- (6) 選定結果は、申請者に個別に通知するものとする。

(製品等に関する公表)

第 7 条 本制度における情報（前条第 1 号の申請時以後の情報を対象とする。）の公表については、次のとおり取り扱う。

- (2) 公表については、鳥取市ホームページ等によって行う。

(新製品の評価)

第 8 条 発注対象製品等の評価は、次のとおり実施するものとする。

- (1) 製品等を発注した機関は、使用後の評価を製品等使用評価表（様式第 3 号）に詳細に記載し、経済戦略課に提出するものとする。

## ＜広島県＞

### 広島県新商品による新事業分野開拓事業者の認定に関する要綱

(平成 23 年 4 月 1 日 施行)

(目的)

第 1 条 この要綱は、中小企業者が生産する新商品の周知及び調達の際の拡大を通じて、中小企業者の販路開拓を支援し、新事業の育成を図るため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 4 号に定める新商品の生産によって新たな事業分野の開拓を図る事業者（新規の創業者を含む。以下「新事業分野開拓事業者」という。）の認定等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請者の要件)

第 2 条 新事業分野開拓事業者としての認定を申請できる者は、県内に主たる事業所を有する中小企業者であって、次の各号のいずれかに該当する新商品を県内で生産する者とする。

- (1) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）に基づく県知事の承認を受けた経営革新計画に基づいて生産する新商品（計画期間が終了したものを含む。）
- (2) 中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 30 号。以下「改正法」という。）による改正前の中小企業経営革新支援法（平成 11 年法律第 18 号）に基づく県知事の承認を受けた経営革新計画に基づいて生産する新商品（計画期間が終了したものを含む。）
- (3) 改正法附則第 4 条第 1 号の規定による廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成 7 年法律第 47 号）に基づく県知事の認定を受けた研究開発等事業計画に基づいて生産する新商品（計画期間が終了したものを含む。）
- (4) 商品の開発に関し県の補助金を受けている等、第 1 号の規定に準ずる事業計画を有する新商品

2 前項に規定する者には、次の各号のいずれかに該当する中小企業者を含めないものとする。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の 1/2 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
  - (2) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の 2/3 以上を大企業が所有している中小企業者
  - (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 1/2 以上を占めている中小企業者
- (実施計画の審査基準)

第 7 条 実施計画の審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 新商品が、市場状況を適切に把握した上で開発、生産された新商品で、既存の商品と比較して新規性（既に企業化されている商品とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであることと認められるものであること）を有すると認められるものであること
- (6) 新商品が、県の機関において購入することが適当でないものではなく、県の機関が調達している品目であること又は県の機関における用途が見込まれること

## ＜佐賀県＞

### 佐賀県トライアル発注制度実施要綱

(平成 22 年 1 月 25 日施行)

#### 1 目的

厳しい経済・雇用情勢の中で、県内の中小企業等は、優れた技術や製品、材料、役務等（以下「製品等」という。）を開発しているものの、販路の開拓に苦慮している企業が多い。

このため、県内の中小企業等が開発した製品等について、県の機関が試験的に発注し、また、使用後は当該製品等の有用性を評価し、官公庁での受注実績をつくることにより、県内中小企業等の販路の開拓を支援し、もって県内企業の育成を図ることを目的とする。

#### 2 対象となる製品等

発注の対象となる製品等は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 県内に主たる事業所を有する中小企業等が開発した製品等であること。ただし、食品及び飲料は除く。
- (2) 県の機関での受注実績が少なく、市場での流通が十分でないこと。
- (3) 市場性が見込まれる製品等であると認められ、次に掲げる要件のいずれかに適合すること。
  - ① 新規性・独創性が認められること。
  - ② 優れた製品特性を有し、環境対応、省エネ、省資源等県の行政目的の実現に有効であると認められるものであること。
- (4) 県の機関が調達し、又は県の機関における用途が見込まれる品目であること。

#### 4 実施方法

トライアル発注における製品等の募集、選定、評価については、次のとおり実施する。

- (1) トライアル発注の対象となる製品等は、県のホームページ等を活用し、広く募集を行う。募集に当たっては、応募者が当該製品等の特性等を提案するものとする。
- (2) 委員会は、応募された製品等の製品特性等を審査し、トライアル発注の対象となる製品等を選定する。
- (3) 県の機関は、選定された製品等を必要に応じて発注する。ただし、この制度に基づき県の機関が発注するのは 1 回限りとする。
- (4) 委員会は、当該製品等を発注した県の機関の意見等を基にして、使用者の立場からその有用性等について評価を行い、当該事業者へ報告する。
- (5) 受注した事業者は、製品等の評価においてその有用性を認められた場合には、県の機関からの受注実績として掲げることができるものとする。

#### 5 製品等に関する公表

トライアル発注における製品等に関する情報の公表については、次のとおり取り扱う。

- (1) 応募段階では、応募された製品等に関する個々の情報は公表しない。
- (2) 県の機関において選定し発注する製品等に関する情報（製品名、事業者名、製品特性等）は公表する。
- (3) 「2 対象となる製品等」の「(4) 県の機関が調達し、又は県の機関における用途が見込まれる品目であること。」のみを満たさずに発注に至らなかった場合で、応募企業が希望する場合は、製品等に関する情報（製品名、事業者名、製品特性等）を公表する。
- (4) 県の機関において発注した全ての製品等に係る評価結果（製品名、事業者名、製品特性、価格、使用後の評価等）は公表する。



## <大分県>

### 新商品による新事業分野開拓事業者認定事業実施要綱

(平成 22 年 7 月 26 日施行)

#### 第 1 (目 的)

この要綱は、新商品（技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与する商品、ソフトウェア、システム、技術、工法をいう。以下同じ。）の生産によって新たな事業分野の開拓を図る事業者（新たな事業分野の開拓を図る新規の創業者を含む。以下「事業者」という。）を県が認定し、当該事業者が生産する新商品を県が随意契約により購入可能とすることによって事業者の販路開拓を積極的に支援し、もって新産業の育成を図ることを目的とする。

#### 第 2 (申請者の要件)

- 1 本事業の認定を受けようとする事業者は、県内に本社・本店を有する中小企業者であって、次の各号のいずれかの商品を県内で生産する者とする。
  - (1) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）に基づく知事の承認を受けた経営革新計画に基づいて生産する商品
  - (2) 大分県ビジネスプラングランプリで 1 次審査を通過した商品
  - (3) 県の設置するインキュベート施設入居企業等の開発した商品
  - (4) 大分県リサイクル認定制度による認定を受けた商品
  - (5) ベンチャーファンド等の投資を受けた企業の商品
  - (6) その他、公的機関の補助金、助成金、表彰等を受けた商品
- 2 本事業の対象となる新商品は、「国等による環境物品等の調達に関する法律」（グリーン購入法）及び「大分県グリーン推進方針」の趣旨を踏まえたものであって、県の機関において用途が見込まれるものとする（ただし、医薬品を除く）。

#### 第 6 (実施計画の認定基準)

- 1 事業者が作成した実施計画が、次の各号のいずれにも適合するものであること。
  - (1) 認定申請に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであること。
  - (2) 認定申請に係る新商品が技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものであること。
  - (3) 認定申請に係る新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が適切なものであること。
  - (4) 実施計画が公序良俗に反しないこと。
  - (5) 実施計画が法令に違反しないこと。

#### 第 10 (県における調達)

県は、物品の購入等を行う場合は、認定された事業者が生産する新商品の性能、品質、数量及び価格等を考慮し、その優先的な調達に努めるものとする。

※ 上記事例の他、同様の制度を多数の自治体で実施している。

(5) 研究会や部会を設置し、官公需や中小企業の受注対策等の具体的施策を継続的に検討している事例 (※各事例は、抜粋)

<千葉県>

千葉県官公需問題研究会について (千葉県 HP より)

国や公団、地方自治体などが物品を購入したり、サービスの提供を受けたり、工事を発注する「官公需」は、行政 効率化や中小企業振興の観点から、近年、その見直しが議論されています。

こうした流れを受け、千葉県では、県内中小企業の競争力と経営基盤の強化に資するため、新しい時代に即した 官公需施策の展開方向や、県内中小企業の官公需への参入機会の拡大と発注率の向上のための具体的施策を 検討する研究会を設置しました。

この研究会では、学識経験者、行政関係者、中小企業者、県民などの委員が、情報や意見の交換を行いながら、官公需施策の基本的方向や具体的施策について、幅広く議論・検討していきます。

なお、本研究会は、各委員の自由闊達な発言を確保するために、非公開とします。

千葉県官公需問題研究会設置・運営要領

(平成 18 年 12 月 1 日施行)

(設置)

第 1 条 千葉県における今後の官公需施策の展開方向や県内中小企業の官公需への参入機会の拡大と発注率の向上を図るための具体的施策を検討することを目的とし、千葉県総合経済対策本部設置要綱第 5 条の規定により、千葉県官公需問題研究会 (以下「研究会」という。)を設置する。

(所掌事務等)

第 2 条 研究会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 官公需に関する基本理念の研究に関すること
- (2) 官公需に関する具体的施策の検討に関すること
- (3) 中小企業振興のための条例制定に対して行う官公需施策の展開方向に関する提言の検討に関すること
- (4) その他官公需施策等の調整に関すること

2 研究会は、前項の研究及び検討の結果を提言としてまとめ、千葉県総合経済対策本部 (以下「本部」という。) に対し報告するものとする。

3 本部は、千葉県における官公需施策の実施に当たって、前項の提言を尊重するものとする。

(構成)

第 3 条 研究会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長は、委員の互選とし、研究会を総理する。

3 副会長は、委員の互選とし、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

4 委員は、別表に掲げる者とする。

(ワーキンググループ)

第 4 条 研究会事務の円滑な推進を図るため、ワーキンググループ (以下「WG」という。) を置く。

2 WG 座長は、千葉県商工労働部経済政策課政策室長の職にある者をもって充て、WG を主宰する。

3 WG 構成員は、別表 2 に掲げる者をもって充てる。

4 WG 座長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

## <福岡県>

### 中小企業の受注確保に対する協力依頼について（福岡県 HP より）

福岡県においては、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、公共事業等（物品及び役務の調達を含む。以下同じ。）における中小企業の受注機会の増大を図っているところです。

このため、公共事業等の円滑な推進と県内中小企業者の育成を目的として、福岡県公共事業等施行対策連絡会議を設置し、その下部機関である中小企業受注確保対策部会を通じて、県内中小企業の受注確保のための対策を積極的に推進してまいります。

つきましては、受注された工事等の施行に際しては、下記事項を遵守されますよう一層の御協力をお願いいたします。

1. 工事等の一部を下請発注する場合には、県内中小企業に優先発注すること。
2. 工事の下請契約の締結に際しては、建設工事標準契約約款に準拠した内容を持つ契約を締結すること。
3. 不当に低い請負代金で下請契約を締結しないこと。
4. 消費税を適正に転嫁すること。
5. 前払金、部分払（出来高払）又は竣工払（完成払）の支払を受けたときは、当該工事等を施行した下請負人に対し、相応する下請代金を適切に支払うこと。
6. 資材等は、積極的に県内中小企業者から購入すること。

### 中小企業受注確保対策部会実施要領

（平成 20 年 6 月 2 日施行）

#### 1 趣旨

この要領は、中小企業受注確保対策部会（以下「部会」という。）の適正な運営と実行を期するため、福岡県公共事業等施行対策連絡会議設置要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

#### 3 部会の協議

部会は、次の事項が適正に行われるよう協議するものとする。

- (1) 県内中小企業優先発注の徹底
  - ア 分割発注の推進
  - イ 中小企業の活用強化
  - ウ 事業協同組合等による協同発注の推進
  - エ 計画的発注の推進
- (2) 県産原材料又は県産消費財の使用の強化
- (3) 受注事業者に対する要請
  - ア 県の契約の相手方となる事業者が外注を行う場合は、上記（1）に準じて県内中小企業者を活用するよう要請するものとする。
  - イ 事業者が行う工事等の発注について、県内中小企業者を活用するよう要請するものとする。
- (4) 市町村、公社公団に対する要請
 

中小企業の受注確保のため、市町村及び公社公団に対し、適切な措置を講ぜられるよう要請するものとする。
- (5) 下請取引の正常化
- (6) その他中小企業受注確保に関する事項

(6) 小規模事業者登録制度を実施し、域内の小規模事業者の受注機会の拡大を図る事例  
(※各事例は、抜粋)

1. 一般的な小規模事業者登録制度の例

<磐田市>

磐田市小規模修繕参加登録要領

(平成 22 年 10 月 27 日施行)

(目的)

第 1 条 この要領は、内容が軽易かつ履行の確保が容易な修繕を希望する事業者を登録し、その活用を図ることにより、磐田市が発注する小規模な修繕（以下「修繕」という。）について、市内小規模事業者の受注機会を拡大することをもって、市内経済の活性化に資することを目的とする。

(登録の審査)

第 3 条 市長は、前条に規定する登録申請があった場合、速やかに審査を行うものとする。

2 前項の審査の結果、登録を認める場合は修繕参加登録名簿（様式第 2 号。以下「名簿」という。）に登載する。

3 市長は、業者選定に際して名簿登録者に修繕の参加機会を与えるように努めるものとする。

(登録の除外)

第 6 条 第 2 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、修繕参加登録をすることができない。

(1) 磐田市内に主たる事業所又は住所を置かない者

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 建設工事の入札参加資格者名簿に登録されている者

(4) 登録しようとする月から前 2 年間の営業の事実がない者

(5) 市税を完納していない者

(6) その他市長が適当でないと認める者

(対象となる修繕)

第 7 条 修繕の対象は、見積り金額が 50 万円以下で内容が軽易かつ履行の確保が容易であると認められるものとする。

※ 上記事例の他、同様の制度を多数の自治体で実施している。

## 2. 小規模事業者の条件を、中小企業者であることや従業者規模により明記している例

### <中央区>

#### 中央区小規模事業者登録について

(平成 18 年 3 月 1 日 施行)

中央区では、区の発注する工事・物品の購入・委託などの契約のうち、「小額で簡易な契約」の受注を希望する事業者を対象に、インターネットによる競争入札参加資格申請とは別に、手続きの簡単な「小規模事業者登録制度」を設け、申請を受付けています。

この制度は、区内で営業する中小企業の皆様にあらかじめ登録をしていただき、区が金額の比較的小額（予定価格が 130 万円以下の工事、80 万円以下の物品の購入、50 万円以下の委託等）の契約等を行う場合には、登録名簿の中から参加者を選定し見積り合せ（複数の方から見積書を徴し見積金額を比較する。）などにより相手方を決めるものです。

区との契約を希望する皆様は、是非登録をお願いします。

#### ●登録の対象となる事業者

次の各号のいずれにも該当する者とします。

- 1 区内に本社の法人登記がある法人事業者（以下「法人事業者」という。）、区内に住民登録若しくは外国人登録がある個人事業者（以下「個人事業者」という。）又は当該法人事業者若しくは個人事業者で構成される組合（以下「組合」という。）
- 2 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者
- 3 中央区競争入札参加資格有資格者以外の者

#### ●登録後の名簿活用

区（各課、所、学校、園等を含む。）が行う小規模で簡易な契約については、優先的に見積り依頼を行うよう努めます。ただし、競争入札参加有資格者のうち区内で営業する中小企業者も同等の取り扱いとします。

### <中野区>

#### 中野区小規模事業者登録制度について（中野区 HP より）

#### はじめに

この制度は、電子調達サービスで中野区の競争入札参加資格を取得していない区内の小規模事業者（概ね従業員 20 人以下の事業所）の方を対象とし、2008 年 6 月から開始しています。

区内小規模事業者の方へ、区が発注する小規模工事（修繕工事等）、物品購入、委託等の小額で簡易な契約の受注機会の拡大を図ることにより、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

#### 登録の要件

次の全てに該当する事業者が、登録できます。

1. 区内に本社の法人登記がある事業者であること。または、区内に商号登記または住民登録もしくは外国人登録がある個人事業者であること
2. 常時使用する従業者の数がおおむね 20 人以下であること

(7) 地産地消、域内産資材の優先使用を推進し、域内企業者の育成や受注機会の確保を図る事例 (※各事例は、抜粋)

1. 地産地消や域内産資材の優先使用のための条例を制定している例

<山口県>

山口県ふるさと産業振興条例

(平成 20 年 12 月 24 日公布・施行、山口県条例第 51 号)

(目的)

第一条 この条例は、地産地消の推進によるふるさと産業の振興について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び関係団体の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、地産地消の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ふるさと産業を育成し、もって活力ある地域の経済社会の形成及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「ふるさと産業」とは、県内で生産活動を営み、又はサービスの提供を行う産業をいう。

2 この条例において「県産品等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 県内で生産され、採取され、若しくは水揚げされた農林水産物又は県内で製造され、若しくは加工された物品
- 二 前号に掲げるものを原材料として製造され、又は加工された物品
- 三 県内で提供されるサービス

3 この条例において「地産地消」とは、県産品等を消費し、又は利用することをいう。

4 この条例において「関係団体」とは、事業者の組織する団体又は地産地消の推進を目的とする団体をいう。

(基本理念)

第三条 ふるさと産業を振興するための地産地消の取組は、県、事業者、関係団体及び県民による協働の精神に基づき、自発的に行われることを旨として促進されなければならない。

2 ふるさと産業を振興するための地産地消の取組は、地域における人、物及び情報の交流により経済を活性化させ、県産品等の需要の拡大及び事業者の育成を図ることを旨として促進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、国、市町、事業者、関係団体及び県民と連携を図りながら、行政の各分野において、地産地消に関する施策を講ずるものとする。

2 県は、事業者、関係団体及び県民が自発的な意思により地産地消に取り組む気運の醸成その他必要な措置を講ずるものとする。

(基本的施策)

第七条 県は、地産地消を推進してふるさと産業を振興するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 二 ふるさと産業を支える幅広い人材の育成及び確保を図ること。
- 三 地域に存在する資源を活用した創業及び新たな事業分野の開拓を促進すること、資金調達を円滑化すること等により、中小企業の育成及び支援を図ること。
- 十 建設工事又は物品等の発注に当たり、事業者の地域社会への貢献の状況、県の施策への協力の状況等に配慮して県内の事業者の受注の機会の確保を図るとともに、県産品等の活用を図ること。

## 2. 地産地消や域内産資材の優先使用のための要領等を定めている例

## &lt;徳島県&gt;

## 公共工事に係る県内産資材調達の実施要領

(平成 23 年 6 月 1 日適用)

## 1 目的

徳島県では、県内企業の振興を図るため、平成 17 年から「県内企業優先発注及び県内産資材の優先使用のための実施指針」に基づき、県内産資材の優先使用に取り組んできたところである。

しかしながら、円高やデフレ、厳しい雇用環境などにより、県内経済は依然として厳しい状況下であり、県内中小零細企業の受注機会の拡大や販路開拓の支援が不可欠となっている。

このため、「県内企業優先発注制度」の一層の充実・強化に向けた「新たな指針」に基づき、公共工事における県内産資材の調達強化を図ることを目的として、建設資材の県内産資材の原則使用を柱とした取組みを進めるものである。

## 2 取扱の柱

公共工事における建設資材については、以下のとおり取り扱う。

- ① 原則、県内産資材を使用しなければならない。  
ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- ② 県内企業から調達した資材を優先使用するよう努めなければならない。
- ③ 県産木材を積極的に使用する。

## 3 対象工事

県土整備部及び各総合県民局が発注する全ての土木建築工事とする。ただし、緊急に実施する工事（災害復旧工事を除く。）を除く。

## 4 内容

土木工事特記仕様書に県内産資材の原則使用等を規定

## &lt;長崎県&gt;

## 長崎県建設工事共通仕様書

(平成 23 年 4 月 1 日 適用)

## 1-1-53 資材等の県内優先調達

1. 受注者は、工事に使用する資材等については、地場産業の活性化を図るため、原則として県内生産品を使用しなければならない。

ただし、WTO 対象工事については、県内生産品を使用するよう努めるものとする。

2. 受注者は、請負金額が 500 万円以上になる場合、本工事に使用した資材（アスファルト合材・生コンクリート・砕石類・コンクリート二次製品は、記載必須の資材とする。それ以外は、記載任意の資材とする。）を工事完成までに、書面（様式-2（県内業者、県内産建設資材の活用用）：建設資材使用報告書）及び電子ファイルによって監督職員に提出すること。
3. 受注者は、請負金額が 500 万円以上になる工事において、県内生産品以外を使用する場合、その理由を付した書面（様式-3（県内業者、県内産建設資材の活用用）：長崎県内産資材を使用しない理由書）及び説明資料を事前に監督職員に提出し、その理由について承諾を得なければならない。
4. 受注者は、工事に使用する資材等については、長崎県内に本店を有する者の中から調達するよう努めなければならない。

(8) 競争参加資格要件で優先順位を定め、地元中小企業者受注機会拡大への配慮を定めている事例 (※事例は、抜粋)

## 1. 中小企業者を最優先とし、かつ中小企業者のなかで優先順位を区分している例

### <埼玉県>

#### 物品調達等条件付一般競争入札参加資格基準

(平成 23 年 4 月 1 日施行)

##### 1 適用範囲

この基準は、一般競争入札により契約の相手方を決定する物品の調達及び印刷の請負について適用する。

##### 3 参加資格要件設定の優先順位

(1) 物品の調達については、第一順位を県内に本店を有する中小企業（以下、「県内中小企業」という。）及び県外に本店を有し、県内に契約の主体となる支店営業所等を有する中小企業（以下、「準県内中小企業」という。）、第二順位を県内に契約の主体となる本支店営業所等を有する大企業（以下、「県内大企業」という。）、第三順位を県内中小企業、準県内中小企業又は県内大企業のいずれにも該当しない者（以下、「県外企業」という。）とする。

(2) 印刷物の請負については、第一順位を県内中小企業及び埼玉県内に工場を有する準県内中小企業、第二順位を埼玉県内に工場を有しない準県内中小企業、第三順位を県内大企業、第四順位を県外企業とする。

## 2. 地元業者を最優先とし、かつ広域的な地元業者のなかで優先順位を区分している例

### <平塚市>

#### 一般競争入札参加条件設定に係る基準

(平成 20 年 4 月 1 日施行)

##### (趣旨)

この基準は、平塚市が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務（以下「工事」という。）の一般競争入札における入札参加条件の設定に必要な事項を定めるものとする。

(入札参加条件設定の基準)

##### 第 3 条

##### (3) 本店又は営業所の所在地

ア 原則として次の順位で設定する。

(ア) 市内に本店を有する者

(イ) 市内に支店・営業所を有する者

(ウ) 茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、秦野市、大磯市、二宮町、寒川町、中井町に本店を有する者

(エ) 県内に本店を有する者

(オ) 県内に支店・営業所を有する者

(カ) 位上記以外の者



(9) 公募型見積合せの参加条件を中小企業のみとしている事例  
(※事例は、抜粋)

<横浜市>

横浜市公募型見積合せ実施要綱

(改正 平成 23 年 4 月 28 日)

(趣旨)

第 1 条 本市（病院経営局を除く。以下同じ。）の発注する物品の調達等（物品の購入、修繕、製造及び借入並びに印刷物の製作）、業務の委託において、横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号。以下「契約規則」という。）（水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程（平成 20 年 4 月水道局規程第 7 号）第 2 条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程（平成 20 年 4 月交通局規程第 11 号）第 2 条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。以下同じ。）及び横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱（平成 8 年 4 月制定。以下「入札取扱要綱」という。）に定めるもののほか、公募型見積合せによる契約の相手方の決定について必要事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語等の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 一般競争入札有資格者名簿における企業規模区分において「中小企業」として登録が認められている者。
- (2) 大企業 一般競争入札有資格者名簿における企業規模区分において「大企業」として登録が認められている者。

(対象契約)

第 3 条 公募型見積合せによることができるとする契約は、予定価格が次の各号に規定する金額以下の契約とする。

- (1) 物品の購入 160 万円
- (2) 物品の製造及び印刷物の製作 160 万円
- (3) 物品の修繕 100 万円
- (4) 物品の借入（リース） 80 万円（12 か月分の賃借料）
- (5) 業務の委託 100 万円

2 前項の予定価格は、合併による見積りの場合には、合併案件の総額とする。

(企業規模による参加条件)

第 5 条 公募型見積合せの契約に参加できる企業規模は中小企業とする。ただし、契約事務受任者は、競争性が確保できないと認めるときは、大企業についても参加させることができる。

(10) 分離・分割発注についての方針や事務規定等を定めている事例  
(※各事例は、抜粋)

<鳥取県>

**鳥取県県土整備部公共事業に係る分離・分割発注方針**  
(平成 20 年 7 月 7 日以降に起工決裁を行う工事から適用)

1. 分離・分割発注の視点

- (1) 専門工事の分割………特殊工事の専門性
- (2) 効率性・経済性………良質で低コストな目的物
- (3) 地元業者の育成………高度な建設技術の移転

2. 分離・分割発注の処理方針

(1) 分割発注の工事の取扱い

分割発注は、以下の場合に行うものとする。

- ア 早期供用（工期短縮）が図れる等により整備条件がよくなる場合。
- イ 用地取得状況等によって施工時期が異なる場合。
- ウ 現場条件に即した効率的な施工が可能となる場合。

例) 施工場所が離れている。現地地盤が変わる場所。ブロックヤードの確保 等

エ その他特別な理由がある場合。

例) 海中に据え付けるコンクリートブロックの製作において、製作と同一年度内に当該ブロックの据付の完了が見込めない場合 等

(2) 分離発注の工事の取扱い

分離発注は、原則として以下の場合に行うものとする。ただし、発注機関が工事の内容や適期施工等のため、やむを得ないと認めたときはこの限りでない。

ア 土木工事については、次の表の左欄に掲げる工種に応じ右欄に掲げる請負対象設計金額以上となる場合、分離発注を行うものとする。

工 種	請負対象設計金額	工 種	請負対象設計金額
法 面 植 生 工	5,000 千円	交 通 安 全 施 設 工	4,000 千円
法 面 保 護 工	10,000 千円	区 画 線 設 置 工	1,000 千円
落 石 防 止 網 工	5,000 千円	舗 装 工	5,000 千円
グラウンドアンカー工	10,000 千円	植 栽 工	1,000 千円
鉄 筋 挿 入 工	5,000 千円		

イ 建築工事については、次の表の左欄に掲げる工種に応じ右欄に掲げる請負対象設計金額以上となる場合、分離発注を行うものとする。

工 種	請負対象設計金額
電 気 設 備 工	3,000 千円
機 械 設 備 工	3,000 千円
エレベータ設備工	1,000 千円
植 栽 工	1,000 千円
畳 工	1,000 千円

(3) 特殊工事の取扱い

県内業者では施工できない特殊工事については、次の方針により発注するものとする。

- ア 特殊工事部分が主たる工事ではなく全体工事に占める割合が低い場合は、下請けの施工管理能力のある地元業者に発注。
- イ 特殊工事部分の全体工事に占める割合が大きい場合は、県内・外の J V 発注。
- ウ 特殊工事部分が分離できるものについては、特殊工事部分は県外、それ以外は地元業者に分離発注。

(11) 地元中小企業者に共同企業体(JV)を結成させ、中小企業者の受注機会の増大や技術向上を図ろうとしている事例 (※各事例は、抜粋)

<墨田区>

大規模建設工事請負契約に伴う共同企業体の指名取扱要綱

(改正 平成 17 年 2 月 25 日)

(目的)

第 1 条 この要綱は、墨田区が発注する大規模建設工事について、区内の中小建設（以下「区内業者」という。）と大企業者との共同請負を促進することにより、区内業者の受注機会の増加を図り、もって区内業者の育成に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 共同企業体 区が発注する大規模建設工事の施行を目的として、当該工事ごとに結成される企業の共同体をいう。

(2) 大規模建設工事 予定価格が工事の種類に応じて次表の右欄に定める価格以上の工事をいう。

工事の種類	予定価格	工事の種類	予定価格
土木工事	4億円	建築工事	5億円
道路舗装工事	1億5000万円	設備工事	1億円

(3) 一般工事 2者で結成された共同企業体により施工する工事をいう。

(4) 大型工事 3者で結成された共同企業体により施工する工事をいう。

(共同企業体の結成)

第 3 条 区が発注する大規模建設工事については、次条に定めるところにより、共同企業体を結成させるものとする。ただし、共同企業体によることが適当でないと総務部長が認めるときは、この限りでない。

(共同企業体の結成方法等)

第 4 条 建築工事における共同企業体の結成は、原則として、別表の予定価格の区分に応じて定められた第 1 グループ、第 2 グループ又は第 3 グループに属する者との組み合わせによる。

2 建築工事を除く次の工事の共同企業体は、前項に定めるもののほか、次の要件を備えていなければならない。

(1) 一般工事 第 1 グループに原則として大企業者又は区内業者（A（中小））を、第 2 グループに区内業者を含んでいること。

(2) 大型工事 原則として第 1 グループに当該工事について適格な大企業者を、第 2 グループに当該適格大企業者に対して下位に属する大企業者又は区内業者（A（中小））を、第 3 グループに区内業者を含んでいること。

3 前 2 項の規定にかかわらず、区が他区と共同で建設する工事については、第 2 グループ又は第 3 グループに当該他区の業者を含んで共同企業体を結成させることができる。

(別表)

予定価格	5億円以上10億円未満		10億円以上15億円未満		15億円以上20億円未満		20億円以上		
	第1グループ	第2グループ	第1グループ	第2グループ	第1グループ	第2グループ	第1グループ	第2グループ	第3グループ
グループ構成員の要件	区内・外のA(中堅又は中小)区内B(中小)	区内B(中小)	区内・外のA(中堅)区内A(中小)	区内A(中小)区内B(中小)	区内・外のA(中堅)	区内A(中小)区内B(中小)	区内・外のA(大手)	区内・外のA(中堅又は中小)	区内A(中小)区内B(中小)

A・B は建築工事の発注標準金額に対応する等級

※A(中小)資本金3億円以下又は常勤の従業員300人以下の業者

A(中堅)資本金3億円を超え20億円未満かつ常勤の従業員301人以上の大企業者

A(大手)資本金20億円以上かつ常勤の従業員301人以上の大企業者

## <町田市>

### 町田市発注の建設工事に係る共同企業体の取扱い方針

(平成 22 年 3 月 1 日以降に公告する入札から適用)

(趣旨)

第 1 この方針は、町田市（以下「市」という。）が施行する建設工事を共同企業体に発注する場合の基本的要件に関し必要な事項を定め、その適正な活用を図ることを目的とする。

2 前項の共同企業体の活用にあたっては、次の各項を参考に工事の目的や内容を勘案し、安易に単体施工の原則を崩すことがないようにしなければならない。

(1) 単体事業者による施工に比べ同等若しくは同等以上の品質が確保できると認められること。

(2) 市内の中小規模事業者の振興、入札参加機会の拡大又は技術習得を図るために、共同企業体により競争を行わせることが効果的であると認められること。

(定義)

第 2 第 1 の共同企業体は、複数の事業者が人員、機材等を拠出し、損益を出資の割合に応じて分配することにより共同して施工しようとするもので、市が発注する特定の案件の施工を目的として結成され、当該工事の完了により解散する共同企業体であり、次の目的で編成されるものとする。

大規模事業者（資本金が 3 億円を超え、かつ従業員数が 300 人を超える者。以下同じ。）と中小規模事業者（資本金が 3 億円以下又は従業員数 300 人以下の者。以下同じ。）とで共同企業体を結成させることにより、事業者間とりわけ中小規模事業者の受注機会の増大を図るためのもの。

## <青梅市>

### 青梅市における中小企業者の受注機会増大のための 共同企業体に対する建設工事の発注取扱要綱

(改正 平成 21 年 6 月 1 日)

#### 1. 目的

この要綱は、青梅市が発注する大型建設工事について、大手業者（中小業者以外の者をいう。以下同じ。）と中小業者（中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 号に該当する者をいう。以下同じ。）間で共同企業体を結成させ、工事を受注させることによって、中小業者の受注機会の増大と技術の向上を図るために必要な事項を定める。

#### 2. 共同企業体の性格

この共同企業体は、国土交通省方式による甲型（昭和 37 年 11 月 27 日付け建設事務官通達による「共同企業体協定書（甲）」によるもの）とする。

#### 3. 対象工事

(1) この要綱の対象工事は、発注工事の設計金額が、それぞれ次に該当するものとする。

ア 土木工事（上下水道工事を含む） 4 億円以上

イ 建設工事 5 億円以上

ウ 設備工事 1 億 5 千万円以上

(2) 前号に掲げるもののほか、工事の規模、内容等に照らし共同企業体による施行が必要と青梅市長（以下「市長」という。）が認める工事については、共同企業体に発注することができるものとする。また、この要綱に適合しないため、共同企業体を結成する必要がないと市長が認める工事については、対象としないことができるものとする。

(12) 入札参加資格の審査項目の算定方法において官公需適格組合に対し、特例の設定を行っている事例 (※各事例は、抜粋)

<川崎市>

事業協同組合に係る総合数値の算定方法等に関する特例要領

(平成 22 年 4 月 1 日 施行)

(目的)

第 1 条 この要領は、財政局資産管理部契約課が所掌する工事契約についての事業協同組合の受注機会の確保を図るため、川崎市競争入札参加者選定規程（以下「選定規程」という。）に基づき競争入札参加資格を審査する場合における事業協同組合の総合数値の算定方法等に関する特例を設けることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領において、「事業協同組合」とは、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合で、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明（以下「適格組合証明」という。）を受けているものをいう。

2 この要領において「審査対象者」とは、事業協同組合（以下「組合」という。）が次の各号に該当する者のうちから指定した者をいう。この場合において、審査対象者の数は 5 を超えてはならないものとする。

- (1) 当該組合の組合員であること。
- (2) 当該組合の理事又は当該組合の理事が役員になっている法人であること。
- (3) 当該組合の希望工事業種に属する工事を施工することについて建設業法第 3 条の規定による許可を受けている者であること。
- (4) 川崎市競争入札参加資格申請をしている者であること。

(総合数値の算定方法に関する特例)

第 3 条 選定規程別表第 3 の 1 の (2) より点数化する場合における組合の総合評点の算定方法に関する特例については、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 許可を受けた建設業に係る建設工事の年間平均完成工事高の評点は、当該組合及び各審査対象者の年間平均完成工事高の和を用いて行う。
- (2) 自己資本額及び職員数の評点は、当該組合及び各審査対象者の自己資本額及び職員数のそれぞれの数値の和を用いて行う。
- (3) 経営状況の評点は、当該組合及び各審査対象者の経営状況の評点の平均値（小数点以下第 1 位を四捨五入した値）とする。
- (4) 技術職員数の評点は、許可を受けた建設業の種類ごとに算出した当該組合及び各審査対象者の技術職員数値のそれぞれの和を用いて行う。
- (5) その他の審査項目（社会性等）の評点は、当該組合及び各審査対象者について算定されるその他の審査項目（社会性等）の評点の平均値（小数点以下第 1 位を四捨五入した値）とする。

(特例の適用)

第 4 条 第 3 条の規定は、組合の希望工事業種のうち当該組合が受けた適格組合証明に係る建設工事の種類に呼応するものであって、かつ、同条による特例の適用を希望する旨の申し出をしたものについて適用するものとする。

## <滋賀県>

### 事業協同組合の格付方法等に関する特例要領

(平成 20 年 9 月 30 日)

(目的)

第 1 この要領は、滋賀県が発注する建設工事について、事業協同組合の受注機会の確保を図るため、競争入札に参加する者の資格を定める場合における事業協同組合の格付方法等の取扱いについて特例を設けることを目的とする。

(定義)

第 2 この要領において対象となる事業協同組合とは、中小企業等協同組合法に基づき滋賀県知事の許可を受けた事業協同組合で、建設業法第 3 条の規定による許可を受け、かつ中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている者（以下「組合」という。）をいう。

2 この要領において審査対象者とは、組合が次の各号に該当する者のうちから、組合の参加希望工事種別ごとに指定した者をいう。この場合において、審査対象者の数は 5 を越えてはならないものとする。

(審査事項の数値に関する特例)

第 3 滋賀県建設工事等競争入札参加者の格付および選定基準（以下「基準」という。）第 4 条第 1 号に定める数値に関する特例については、次の各号に定めるところによる。

(1) 参加希望工事ごとの年間平均完成工事高の数値は、組合および各審査対象者の参加希望工事ごとの年間平均完成工事高の和により算出する。

ただし、審査対象者に組合の下請として施工した工事があるときは、その額を除く。

(2) 自己資本額および利益額の数値は、組合および各審査対象者の自己資本の額の和により求めた自己資本額の点数、ならびに組合および各審査対象者の平均利益額の和により求めた平均利益額の点数により算出する。

(3) 経営状況の数値は、組合および各審査対象者の経営状況の数値の平均値とする。

(4) 営業年数は、組合および各審査対象者の営業年数の平均値とする。

## <高槻市>

### 高槻市建設工事業者格付及び選考要領

(平成 23 年 3 月 11 日 施行)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、高槻市財務規則（以下「規則」という。）第 107 条第 2 項に規定する級別格付、並びに市の施行する工事の入札参加者、及び受注者の選考（以下「業者の選考」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考方針)

第 4 条 業者の選考に当たっては、市内業者の指導育成の方針を尊重しなければならない。

2 中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合で官公需適格組合証明を取得した組合については、特段の配慮を払うものとする。

(選考基準)

第 5 条

2

(2) 第 4 条第 2 項に規定する官公需適格組合証の交付を受けた組合にあつては、国の「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領」に準じて扱うものとする。

## <都城市>

### 都城市事業協同組合に係る総合数値の算定方法等に関する特例要領

(平成 23 年 8 月 19 日 告示第 198 号)

(目的)

第 1 条 この要領は、契約課が所掌する工事契約についての事業協同組合の受注機会の確保を図るため、都城市建設業者工事施工能力審査要領（以下「審査要領」という。）に基づき施工能力を審査する場合における事業協同組合の総合数値の算定方法等に関する特例を設けることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領において、「事業協同組合」とは、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合で、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明（以下「適格組合証明」という。）を受けているものをいう。

2 この要領において「審査対象者」とは、事業協同組合（以下「組合」という。）が次の各号に掲げる条件のいずれにも該当する者のうちから指定した者をいう。この場合において、審査対象者の数は 5 を超えてはならないものとする。

- (1) 当該組合の組合員であること。
- (2) 当該組合の理事又は当該組合の理事が役員になっている法人であること。
- (3) 当該組合の希望工事業種に属する工事を施工することについて建設業法第 3 条の規定による許可を受けている者であること。
- (4) 市に競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

(総合数値の算定方法に関する特例)

第 3 条 審査要領別表第 1 により点数化する場合における組合の総合評点の算定方法に関する特例については、次に定めるところによるものとする。

- (1) 許可を受けた建設業に係る建設工事の年間平均完成工事高の評点は、当該組合及び各審査対象者の年間平均完成工事高の和とする。
- (2) 技術職員数の評点は、許可を受けた建設業の種類ごとに算出した当該組合及び各審査対象者の技術職員数値のそれぞれの和とする。
- (3) その他の審査項目（地域貢献）の評点は、当該組合及び各審査対象者について算定されるその他の審査項目（地域貢献）の評点の平均値（小数点以下第 1 位を四捨五入した値）とする。

(技術者の等級要件に関する特例)

第 4 条 審査要領別表第 3 の技術者の等級要件に関する規定は、これを適用しないものとする。

(特例の適用)

第 5 条 前 2 条の規定は、組合の希望工事業種のうち当該組合が受けた適格組合証明に係る建設工事の種類に対応するものであって、かつ、同条による特例の適用を希望する旨の申出をしたものについて適用するものとする。

**(13) 落札者を除外した入札を行うことで、多数の事業者に仕事を振り分け、受注機会の増大を図る事例** (※各事例は、抜粋)

**<桐生市>**

**桐生市建設工事請負契約に関する入札の一抜け方式取扱要領**

(平成 21 年 4 月 1 日 施行)

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一抜け方式による入札 競争入札において、該当する複数の工事の落札決定順位をあらかじめ定めておき、落札決定順位上位の工事から、落札者となった者の他の工事の入札書を無効とすることにより落札者を決定する入札方式をいう。
- (2) 工区別分割発注工事 同一工事区域内の工事又は工事区域が隣接する工事で、工期が重複しており、限られた工事期間内での施工を実施するために、施工管理の適正化、受注機会の確保等の点から分離・分割発注等を行う工事をいう。
- (3) 市長が必要と認める特別な場合の工事 工事内容面等から工区別分割発注工事と同様な状況にある工事で、工事の規模、工期、工程や将来にわたる緊急時での対応など、該当工事を総合的に考慮した場合、適正な工事履行確保等の面から市長が必要と認める工事をいう。

(一抜け方式による入札)

第 3 条 工区別分割発注工事、又は、市長が必要と認める特別な場合の工事で、複数の工事が同時発注となる競争入札においては、一抜け方式による入札を行うものとし、その対象となる工事については、公告または指名通知により周知するものとする。ただし、落札決定順位下位の工事において、当該複数の工事数及び参加者数の状況から、一抜け方式による入札を行うと参加者が 1 者となる恐れがある場合には、当該入札の競争性に鑑み一抜け方式による入札は行わないものとする。

**<山口県>**

**山口県工区分割発注先抜け方式実施要領**

(平成 23 年 4 月 1 日 施行)

1 趣旨

この要領は、県が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事。以下「工事」という。）について、県内建設業者の受注機会の確保を図るため、工事を複数の工区に分割して同時に発注し、一つの工区の入札で落札者となった者は他工区で落札者とならない旨の条件を付して発注する「工区分割発注先抜け方式（以下「先抜け方式」という。）」を実施するに当たり、必要な事項を定める。

2 実施に当たっての留意事項

契約担当者は、次の事項を総合的に勘案の上、先抜け方式を実施するものとする。

- (1) 県内建設業者の受注機会の確保につながること

3 入札条件の設定

入札条件として、「この入札は工区分割発注先抜け方式によるものであり、分割発注した工区に係る入札の開札は同一日に行い、○工区、△工区、□工区の順に落札決定するものとし、一つの工区の入札で落札者となった者の他の工区の入札についての入札は無効として取り扱う」旨明示するものとする。

なお、「○工区、△工区、□工区」は分割発注する実際の状況に応じて記載するものとする。



## ＜唐津市＞

### 唐津市建設工事競争入札における取り抜け方式試行要領

(平成 23 年 6 月 1 日 施行)

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 取り抜け方式による入札

ア 要綱第 2 条第 4 号に規定する直接入札（以下「直接入札」という。）の場合 直接入札において、該当する複数の工事の落札決定順位をあらかじめ定めておき、落札決定順位上位の工事から、落札者となった者（共同企業体により直接入札を行う場合においては、落札者となった構成員の属する全ての共同企業体）の他の工事への入札参加資格を失くすことにより落札者を決定する入札方式をいう。

イ 要綱第 2 条第 5 号に規定する電子入札（以下「電子入札」という。）の場合 電子入札において、該当する複数の工事の落札決定順位をあらかじめ定めておき、落札決定順位上位の工事から、落札者又は落札候補者となった者の他の工事の入札書を無効とすることにより落札者を決定する入札方式をいう。

(2) 工区別分割発注工事 同一工事区域内の工事又は工事区域が隣接する工事（端間距離が 100 メートル以内の工事をいう。）で、工期が重複しており、限られた工期内での施工を実施するために、施工管理の適正化及び受注機会の確保等の点から分割発注等を行う工事をいう。

(3) 同種同規模工事 同時期に発注となった複数の工事において、工事の種類及び入札参加資格の格付けが同一である工事をいう。

(4) 市長が必要と認める特別な場合の工事 工事の規模、工期、工程、将来にわたる緊急時での対応等工事を総合的に考慮した場合、適正な工事履行確保等の面から市長が必要と認める工事をいう。

(対象工事)

第 3 条 取り抜け方式による入札を行うことができる工事は、公告日（指名競争入札においては指名通知日）及び開札日が同日となる競争入札で別表第 1 に該当する工区別分割発注工事、同種同規模工事又は市長が必要と認める特別な場合の工事とする。ただし、落札決定順位下位の工事において、当該複数の工事及び参加可能業者数の状況から、取り抜け方式による入札を行うと競争性が確保できない恐れがある場合には、当該入札の競争性に鑑み取り抜け方式による入札は行わないものとする。

(周知方法)

第 4 条 取り抜け方式により入札を行う場合は、公告又は指名通知によりあらかじめ周知するものとする。

(総合評価落札方式執行時の取扱い)

第 5 条 総合評価落札方式において取り抜け方式による入札を行う場合は、当該複数の案件に同一の技術者を配置予定技術者とできるものとする。

(補則)

第 6 条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(14) 官公需特定品目の入札を中小企業者に発注し、受注機会の増大を図る事例  
(※各事例は、抜粋)

<大阪市>

物品調達に係る入札の取扱いについて

(平成 23 年 3 月 30 日、関係部署各位宛て)

大阪市発注の物品調達において、市内中小企業者の受注機会の確保を図るため、物品買入等(注 1)の入札における入札参加者の参加資格要件について、次のとおり取扱うこととします。

記

- 1 予定価格 500 万円未満の官公需特定品目(別表)の入札について  
原則として、市内中小企業者(注 2)に限定して発注を行います。なお、印刷及び事務用品の入札については、原則として市内本店中小企業者(注 3)に限定して発注を行います。また、過去の発注により対象業者の参加が見込めない場合は、この限りではありません。
- 2 予定価格 500 万円未満の官公需特定品目以外の入札について  
原則として、前年度及び前々年度の入札状況から市内中小企業者の参加が 7 者以上確保できるものにつき、市内中小企業者への発注を行います。
- 3 上記 1 及び 2 の入札について、入札参加可能業者(注 4)が 7 者以上確保できることが想定できない場合や遠隔地において履行する場合等、この取扱いによりがたい場合は、この限りではありません。また、不調となった場合は、再発注時にこの取扱いによらずに発注することができるものとします。
- 4 上記 1 及び 2 の取扱いにより、競争性が著しく損なわれていると認められるときは、別途取扱いを検討します。
- 5 実施時期 平成 23 年 4 月 1 日以降発注分から

(注 1) 物品買入等とは、物品の買入、借入及び工事以外の請負契約(印刷及び製本の請負契約並びに不動産以外の物品の製造、加工及び修繕の請負契約に限る)をいいます。

(注 2) 市内中小企業者とは、入札参加資格として本市が求める年度の本市有資格者名簿において、本名簿上の本店所在地または支店所在地を大阪市内の所在地で登録している者かつ企業の区分を大企業で登録していない者をいいます。

(注 3) 市内本店中小企業者とは、入札参加資格として本市が求める年度の本市有資格者名簿において、本名簿上の本店所在地を大阪市内の所在地で登録している者かつ企業の区分を大企業で登録していない者をいいます。

(注 4) 入札参加可能業者とは、入札参加資格を満たし、当該契約の履行が可能と想定される者をいいます。

(別表は省略)

(15) 創業間もないベンチャー企業に対して優先的な発注を行い、地域産業化や地域経済の活性化を図る事例 (※各事例は、抜粋)

<岡山県>

岡山県地域 I Tベンチャー企業等優先発注制度実施要綱

(平成 19 年 10 月 1 日 施行)

(目的)

第 1 条 岡山県内の I Tベンチャー企業又は団体及び個人（以下「I Tベンチャー企業等」という。）の育成・発展を図るため、I Tベンチャー企業等に対して次条第 2 項に規定する役務を優先的に発注することができる制度（以下「本制度」という。）を創設することにより、I Tベンチャー企業等の受注機会を拡大するとともに、県内 I T関連産業の発展並びに I T関連技術の開発推進及び I T関連産業の集積を図り、もって地域経済の活性化及び地域の振興を図るものである。

(対象)

第 2 条 本制度は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下、第 4 条第 2 項において「特例政令」という。）第 3 条第 1 項に規定する総務大臣の定める区分及び額のうち、「特定役務のうち右記以外の調達契約」の区分に応じた額未満の額の契約を対象とする。

2 本制度の対象となる役務（以下「対象役務」という。）は、I Tを活用した技術を用いて提供されるサービスのうち、次に掲げるものを除いたものとする。

- (1) メインフレーム（大型コンピュータ）系に係る業務
- (2) システム等の保守管理、運営に係る業務
- (3) 全国統一基準により、発注先が限定されている業務
- (4) 県・市町村連携により、全県的に共同して実施される業務

(資格者の要件)

第 3 条 本制度の対象となることができる者は、対象役務を提供する企業、団体又は個人であつて、次に掲げる要件のすべてを満たすものでなければならない。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（以下「入札参加資格審査要領」という。）による入札参加資格を取得していること
- (2) 岡山県内に本店又は主たる事業所を有し、常時使用する従業者の数が 20 人を超えないこと。
- (3) 創業後 10 年以内であること。

(役務の発注)

第 9 条 県の機関のうち対象役務を発注しようとする部局（以下「発注部局」という。）は、透明性の確保にも留意しながら、可能な限り資格付与者を加えた競争入札等により対象役務に係る契約を締結するよう努めるものとする。

(検証及び評価)

第 12 条 発注部局は、各年度ごとに次に掲げる役務の発注状況を取りまとめるとともに、I Tベンチャー企業等に発注した業務については、別途定める項目により情報政策課に報告するものとする。

- (1) ホームページの作成
- (2) デジタルコンテンツ（ソフトウェアを含む）の作成
- (3) データベースの作成
- (4) データの解析
- (5) I T関連の市場調査
- (6) I T関連の研修・講座
- (7) その他対象役務

(16) 公共調達契約に際して、受注者が適用労働者に支払う賃金についての評価を定めている事例 (※各事例は、抜粋)

<野田市>

野田市公契約条例

(平成 21 年 9 月 30 日 条例第 25 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、当該業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図り、もって市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

(受注者の責務)

第 3 条 受注者は、法令等を遵守することはもとより、公契約を受注した責任を自覚し、公契約に係る業務に従事する者が誇りを持って良質な業務を実施することができるよう、労働者の更なる福祉の向上に努めなければならない。

(労働者の範囲)

第 5 条 この条例の適用を受ける労働者（以下「適用労働者」という。）は、前条に規定する公契約に係る業務に従事する労働基準法第 9 条に規定する労働者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの及び前条に規定する公契約に係る請負労働者とする。

- (1) 受注者に雇用され、専ら当該公契約に係る業務に従事する者
- (2) 下請負者に雇用され、専ら当該公契約に係る業務に従事する者
- (3) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「法」という。）の規定に基づき受注者又は下請負者に派遣され、専ら当該公契約に係る業務に従事する者

(適用労働者の賃金等)

第 6 条 受注者、下請負者及び法の規定に基づき受注者又は下請負者に労働者を派遣する者（以下「受注者等」という。）は、適用労働者に対し、市長が別に定める 1 時間当たりの賃金等の最低額以上の賃金等を支払わなければならない。

- 2 工事又は製造以外の請負の契約については、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 4 条第 3 項各号に掲げる賃金は、前項に規定する賃金等に算入しない。
- 3 第 1 項の規定の適用については、最低賃金法施行規則（昭和 34 年労働省令第 16 号）第 2 条の規定を準用する。
- 4 市長は、第 1 項に規定する賃金等の最低額を定めるときは、次に掲げる額を勘案して定めるものとする。
  - (1) 工事又は製造の請負の契約 農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため毎年度決定する公共工事設計労務単価
  - (2) 工事又は製造以外の請負の契約 野田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年野田市条例第 32 号）別表第 1 及び別表第 1 の 2 に定める額、国土交通省が国の建築保全業務を委託する際の費用の積算に用いるため毎年度決定する建築保全業務労務単価その他の公的機関が定める基準等並びに本市が既に締結した工事又は製造以外の請負の契約に係る労働者の賃金等

(受注者の連帯責任等)

第 8 条 受注者は、下請負者及び法の規定に基づき受注者又は下請負者に労働者を派遣する者（以下「受注関係者」という。）がその雇用する適用労働者に対して支払った賃金等の額が第 6 条第 1 項の規定により市長が定める賃金等の最低額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、当該受注関係者と連帯して支払う義務を負う。

## <新宿区>

### 新宿区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱

(平成 22 年 7 月 1 日 施行)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新宿区調達のあるり方について(指針)に基づき、新宿区(以下「区」という。)が発注する契約に係る適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達の推進を図るため、新宿区契約事務規則(昭和 39 年新宿区規則第 15 号。以下「規則」という。)第 45 条の 2 に規定する労働環境の確認について必要な事項を定めるものとする。

(労働環境の確認のための書面)

第 3 条 規則第 45 条の 2 の労働環境の確認のための書面は、労働環境チェックシート(様式)とする。

2 労働環境チェックシートの提出は、契約締結後速やかに行うものとする。

3 区は、労働環境チェックシートの提出があったときは、その内容を確認し、契約書とともに保存するものとする。

(労働環境の基準)

第 5 条 この要綱に基づき確認する労働環境は、次項に定めるものを除くほか、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)その他関係法令を基準とする。

2 この要綱に基づき確認する労働環境のうち最低賃金に係る事項については、次の各号に掲げる契約の区分に応じ当該各号に定める額を参考とし、最低賃金水準額を別途定めるものとする。

(1) 工事請負契約 農林水産省及び国土交通省が毎年度決定する公共工事設計労務単価(東京都)

(2) 委託契約 新宿区職員の給与に関する条例(昭和 27 年新宿区条例第 1 号)別表第 1 ロ行政職給料表(二)の項の表の適用がある職員の初任給の額

3 前項の規定により最低賃金水準額を定めたときは、これを公表するものとする。

## <豊田市>

### 豊田市公契約基本方針

(平成 23 年 2 月 10 日)

#### ○ 基本方針

#### 1 「公契約条例」によらない「新たな公契約」に向けた取り組み

本市では、法令を上回る賃金を条例に規定するための、法的合理性や客観的根拠に基づいた積算など解決すべき課題が多いことから、当面、公契約条例制定によらない「法令順守を基本に賃金等の上乗せや労働条件の向上又は雇用の創出などに配慮した企業に対する評価」を入札に反映する新たな公契約の取り組みを展開します。

#### 2 「賃金の上乗せ等」を実現するための企業の適正な利益確保

労働者の賃金の上乗せ、労働条件の向上及び雇用の創出等を企業に求めるためには、企業にとって適正な利益確保が必要です。そのため、適正な調査基準価格の見直しを行い、企業と労働者双方に配慮した入札契約制度を実現します。

#### 3 「労働者への賃金の上乗せ、労働条件の向上及び雇用の創出等」に対する評価

建設工事における総合評価方式の評価項目に「労働者への賃金の上乗せ、労働条件の向上又は雇用の創出に対する提案及び検証方法の提案」を新たに加えます。

#### 4 業務請負に対する総合評価方式の導入

業務請負の入札に総合評価方式を導入し、「労働者への賃金の上乗せ、労働条件の向上又は雇用の創出に対する提案及び検証方法の提案」をはじめとする評価項目を設け、実施します。

(17) 入札参加資格等において、防災協定や災害協定を締結している事業者に対する評価を定めている事例 (※各事例は、抜粋)

1. 入札参加資格審査において防災協定や災害協定の締結を評価項目としている例

<入間市>

入間市建設工事指名競争入札参加資格者の格付に関する要領

(平成 23 年 4 月 1 日 施行)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、入間市建設工事等の指名競争入札参加者の資格等に関する規程（平成 6 年告示第 191 号。以下「規程」という。）第 6 条の規定に基づき、建設工事の指名競争入札参加資格者の格付（以下「格付」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(格付の方法)

第 2 条 格付は、客観的事項と主観的事項をもって、次の算式により数値化した格付点数を別表第 1 の区分に従い行うものとする。

$$\text{客観的事項の数値} + \text{主観的事項の数値} = \text{格付点数}$$

(1) 客観的事項

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 に規定する経営事項審査の結果通知書に記載された業種ごとの総合評点とする。

(2) 主観的事項

規程第 4 条に規定する資格審査を実施する年の 1 月 1 日を起算日とした過去 2 箇年における次の審査項目について及び ISO 取得並びに地域貢献に関し、別表第 2 の区分に従い算出された合計の数値とする。

ア 市発注の請負工事に関する完成検査時の評点の平均点（工事成績）

イ 完成検査済である市発注の請負工事の年平均件数（請負件数）

ウ 完成検査済である市発注の請負工事の年平均請負金額（請負額）

(3) 前号ウにおいて、本体工事に附帯した工事は件数に加えないものとする。

2 前項において、主観的事項の数値の加算は、入間市内に建設業法に基づく許可を受けた主たる営業所を有する者について行うものとする。

別表第 2（第 2 条関係）

オ 地域貢献

入間市災害対策協会加入の有無	評点
あり	10
なし	0

入間市管工事協同組合、入間市水道協会加入の有無	評点
あり	5
なし	0

※入間市災害対策協会と入間市管工事協同組合または入間市水道協会に重複して加入している場合は、評点を10点とする。

<米子市>

災害時応援業務協定締結者への格付審査での加点措置について

1 目的

地震、大雨等の災害時における緊急工事への体制を確保するため、「米子市と災害時における応援業務等に関する協定書」を締結した工事業者に対して、格付審査における優遇策を新設する。

2 優遇内容

格付審査における主観点数項目中の地域貢献において、「米子市と災害時における応援業務等に関する協定書」を締結した者（団体にあつては、その加入者）に対して、20 点を加算。

ただし、加点対象とする格付業種は、対象者の登録分野が土木、電気、建築、管の複数工種にあつても、当該協定書の内容に対応した工種のみとする。

【参考】 格付審査のしくみ（抜粋）

区 分	説 明	備 考
⑧ 地域貢献度	市道除雪業務1年度受注に対して10点 災害時における応援業務等に関する協定書の締結で20点	今回新設

3 適用

次回格付審査時（平成 25 年 2 月受付予定分）より適用

2. 防災協定や災害協定の締結を競争入札参加要件としている例

<相模原市>

平成 23 年度 工事成績評価や災害時における市への貢献度などを条件とした競争入札（「評価型競争入札」）の試行実施について

本市では、工事成績評価や災害時における市への貢献度などを条件とした競争入札（「評価型競争入札」）を試行実施いたします。概要は以下のとおりです。

1 趣旨

工事成績評価や社会貢献度など企業の経営努力・姿勢を評価し、企業の技術力等の向上及び社会貢献への意欲の向上を図ることを目的とします。

3 対象者

対象者は、平成 23・24 年度競争入札参加資格認定で業種区分「工事」に認定されている市内業者のうち、営業種目の土木一式・舗装・建築一式・電気・管・造園で認定を受けている者とします。（共同企業体は除きます。）

※造園につきましては、本年度の発注予定案件が少ないため調整中です。

4 指名条件

以下の 3 つの項目を満たすことを参加条件とします。（平成 23 年 7 月 1 日を基準日とします。ただし指名日時時点で条件を満たさない場合、指名は取消します。）

1	工事成績評価	平成20、21、22年度において、工事成績評価「A」又は「B」を1回以上受けていること。ただし、工事成績評価「D」、「E」又は「F」を受けた場合、又は指名停止に該当した場合は除く。
2	市への貢献度	次のいずれかに加入又はその構成員（団体の場合）になっていること。 ①本市と災害に対する復旧等の協定を締結していること。 ②本市との緊急補修工事等に関する覚書を交わしていること。
3	建災防の加入	建設業労働災害防止協会（建災防）に加入していること。

### ＜茅ヶ崎市＞

#### 社会貢献企業を対象とした制限付き一般競争入札試行実施要領

(平成 23 年 4 月 1 日 施行)

(趣旨)

第 1 この要領は、茅ヶ崎市が発注する公共工事の施工において、建設業者の健全育成を図るとともに、地域社会に貢献した建設業者を評価し、その取組みの一層の拡大を目的に実施する社会貢献企業を対象とした制限付き一般競争入札の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(社会貢献の資格要件)

第 2 社会貢献とは、茅ヶ崎市と災害時の応急措置に関する協定等（入札参加者が構成員として所属する協会が別に掲げる当該協定等を締結している場合を含む。）を現に締結していることとする。

(社会貢献企業を対象とした入札の対象)

第 3 市長は、社会貢献企業を対象とした入札の対象については、設計金額が 5,000 万円未満の建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条に規定する建設工事をいう。）とする。

(制限付き一般競争入札の実施要領の適用)

第 4 この要領に定めるもののほか、社会貢献企業を対象とした制限付き一般競争入札の実施に関する事項については、茅ヶ崎市建設工事等制限付き一般競争入札実施要領（平成 21 年 4 月 1 日制定）の規定の例による。

### ＜藤沢市＞

#### 藤沢市社会貢献実績等評価型競争入札試行実施要領

(平成 21 年 7 月 1 日 改正)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、この市が発注する公共工事等の入札参加者に係る地域社会への貢献度及び優良工事の施工実績等（以下「社会貢献実績等」という。）を評価することにより当該入札参加者の社会貢献意欲及び技術力の向上を図るため、この市が実施する受注希望募集型競争入札（以下「公募型入札」という。）における入札参加者の資格に社会貢献実績等の要件を付して行う入札（以下「実績等評価型入札」という。）の試行に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(資格要件となる社会貢献実績等)

第 2 条 実績等評価型入札における資格要件となる社会貢献実績等については、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。

(1) 災害時等の地域貢献（この市に係る災害時の応急措置に関するこの市と締結した協定等（入札参加者が構成員として所属する組合等が当該協定等を締結している場合を含む。）を現に締結していること又は過去 3 年間にこの市に係る災害時における緊急対応作業実績を有していること。）

(2) 優良工事の施工実績（過去 2 年間にこの市が発注した 1 件当たりの請負金額が 130 万円以上の同種工事で工事成績評定が 75 点以上の元請施工実績を有していること又は過去 5 年間にこの市の優良建設工事表彰の受賞実績を有していること。）

(実績等評価型入札の対象)

第 3 条 実績等評価型入札の対象については、原則として前条第 1 項各号に掲げる社会貢献実績等を評価することが妥当と認められる工事等とする。



**(18) 低入札価格調査制度により、品質確保と適正価格での入札を図ろうとする事例**  
(※各事例は、抜粋)

**1. 失格基準を定めている例**

**<さいたま市>**

**さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱**

(平成 23 年 4 月 1 日 施行)

(失格基準)

第 4 条 契約課長は、調査基準価格を定めた建設工事の契約について、当該契約の内容に適合した履行がされないと認められる場合の基準（以下「失格基準」という。）を直接工事費、共通仮設費及び現場管理費並びに入札金額（入札者が見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額であり、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額をいう。以下同じ。）のそれぞれについて定めるものとする。ただし、特例政令の規定の適用を受ける契約及び前条第 4 項に規定する方法により調査基準価格を定めた総合評価方式による競争入札を行う契約を除く。

2 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び入札金額の失格基準は、以下の方法により定める。

ア 直接工事費の失格基準 直接工事費×0.92

イ 共通仮設費の失格基準 共通仮設費×0.82

ウ 現場管理費の失格基準 現場管理費×0.75

エ 入札金額の失格基準

直接工事費×0.92+共通仮設費×0.82+現場管理費×0.75+一般管理費×0.50

**<東海市>**

**東海市低入札価格調査実施要領**

(平成 23 年 4 月 1 日 施行)

(低入札価格調査における失格判断基準の試行実施)

第 3 条の 2 低入札価格調査における失格判断基準（以下「失格判断基準」という。）は、基準価格を下回った場合で、次に掲げるいずれかに該当する入札を失格とする基準である。試行実施対象は、解体工事又は機械器具工事を除き、かつ設計金額が 5 千万円以上の工事（その他の請負を除く。）とする。

(1) 入札価格の積算内訳である直接工事費の額が、市の設計金額における直接工事費の額に 10 分の 7 を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）未満である場合

(2) 入札価格の積算内訳である共通仮設費の額、現場管理費相当額及び一般管理費の額の合計額が、市の設計金額における共通仮設費の額に 10 分の 7 を乗じて得た額、現場管理費相当額に 10 分の 7 を乗じて得た額及び一般管理費の額に 10 分の 3 を乗じて得た額の合計額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）未満である場合

2 失格判断基準を設定する場合は、失格判断基準となる前項各号の金額を記載した調書を封入し、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

＜市原市＞

市原市低入札価格調査実施要領

(平成 23 年 12 月 1 日 施行)

(失格基準価格)

第 5 条 調査基準価格を下回る価格で入札をした者のうち、次の各号に掲げる額を下回る価格で入札をした者の入札は失格とする。

(1) 工事契約においては、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額(千円未満端数切捨て)の合計額を消費税及び地方消費税を加算しないで算出した設計金額で除した割合(小数点以下第 2 位切捨て)に予定価格を乗じて得た額(1 円未満端数切捨て)とする。なお算出にあたっては、別表 1 に留意するものとする。ただし、前条第 1 号の表で掲げたプラント設備工事については失格基準価格を設けないものとする。

- ア 直接工事費の額に 100 分の 75 を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に 100 分の 70 を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に 100 分の 70 を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に 100 分の 30 を乗じて得た額

(2) 測量又は建設コンサルタント業務契約においては、予定価格算出の基礎となった下表に掲げる額(千円未満端数切捨て)の合計額を消費税及び地方消費税を加算しないで算出した設計金額で除した割合(小数点以下第 2 位切捨て)に予定価格を乗じて得た額(1 円未満端数切捨て)とする。

業種区分	1	2	3	4	
測量業務	直接測量費の額に100分の80を乗じて得た額	測量調査費の額に100分の80を乗じて得た額	諸経費の額に100分の30を乗じて得た額	-	
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額に100分の80を乗じて得た額	特別経費の額に100分の80を乗じて得た額	技術料等経費の額に100分の50を乗じて得た額	諸経費の額に100分の50を乗じて得た額	
土木関係の建設コンサルタント業務	技術経費を用いる場合	直接人件費の額に100分の80を乗じて得た額	直接経費の額に100分の80を乗じて得た額	技術経費の額に100分の50を乗じて得た額	諸経費の額に100分の50を乗じて得た額
	技術経費を用いない場合			その他原価の額に100分の80を乗じて得た額	一般管理費等の額に100分の20を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額に100分の80を乗じて得た額	間接調査費の額に100分の80を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に100分の70を乗じて得た額	諸経費の額に100分の30を乗じて得た額	
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額に100分の80を乗じて得た額	直接経費の額に100分の80を乗じて得た額	その他原価の額に100分の80を乗じて得た額	一般管理費等の額に100分の20を乗じて得た額	

(3) 契約の性質上前 2 号の規定により難しいものについては、前 2 号に規定する算出方法にかかわらず、失格基準価格を設けないものとする。

(調査基準価格及び失格基準価格の決定)

第 6 条 担当課長は、前 2 条により求めた割合を、工事契約においては様式 1 に、測量又は建設コンサルタント業務契約においては様式 2 に記入し、金入封筒に封入の上、契約方法決議書とともに入札執行課長に提出しなければならない。

2 予定価格設定者は、前項により提出された書類で定める割合に基づき、調査基準価格及び失格基準価格を決定しなければならない。

## 2. 低価格入札に対するペナルティを定めている例

### <前橋市>

#### 前橋市建設工事低入札価格取扱要領

(平成 22 年 6 月 1 日 施行)

(低入札価格調査対象工事の手持ち数の制限)

第 11 条 最低価格入札者（建設工事等共同企業体の場合、構成員も含む。）は、落札者とし  
ない決定を受けるまでの間、又は、落札者とする決定を受けた後、当該建設工事が契約の  
内容に適合したものであることが確認されるまでの間、工事種別にかかわらず、他の建設  
工事において調査基準価格を下回る入札を行い調査対象となる場合は、その者の入札を無  
効とする。

### <静岡市>

#### 静岡市建設工事低入札価格調査試行要領

(平成 23 年 4 月 1 日 施行)

(監督体制の強化等)

第 10 条 低入札価格調査の結果、低入札価格調査の対象者が落札した場合には、次に掲  
げる措置をとるものとする。

(1) 工事担当課長は、受注者が施工体制台帳を作成し、又は変更している場合には、受注者  
に対し、その提出を求めるものとする。この場合において、必要があると認めるときは、  
受注者に対し、その内容について事情聴取その他の調査を行うものとする。

(2) 工事担当課長は、共通仕様書に基づき施工計画書を提出させるに当たり必要と認め  
るときは、受注者に対し、その内容について事情聴取その他調査を行うものとする。

(3) 当該工事の監督員は、設計図書に基づく検査等を入念に行うものとする。また、あ  
らかじめ提出された施工体制台帳及び工程表の記載内容に沿った施工が実施されている  
かどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理  
由を受注者から詳細に聴取するものとする。

(4) 工事担当課長は、静岡市工事検査実施要綱（平成 15 年 4 月 1 日施行）に基づく中  
間技術検査を実施し、当該検査に必要な手続を行うものとする。

(5) 工事担当課長は、工事の完成後、当該工事に従事した下請業者に対し、下請代金  
の支払状況、採算等について、聴取を行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、低入札価格調査の対象者が落札した工事については、次  
に掲げる条件を付すものとする。

(1) 当該工事に付すべき主任技術者又は監理技術者とは別に、次のア及びイの工事  
について当該ア及びイに掲げる技術者を配置すること。ただし、追加して配置した技  
術者は、当該工事の現場代理人になることはできないものとする。

ア 当該工事の主任技術者又は監理技術者が当該工事と同種・同規模の完成実績をも  
つ工事  
当該工事と同種・同規模の完成実績をもつ技術者又は当該工事の主任技術者又は監  
理技術者と同等の資格をもつ技術者

イ ア以外の工事 当該工事と同種・同規模の完成実績をもつ技術者

(2) 当該工事に係る前払金の額を、請負代金額の 10 分の 2 以内の額とすること。

(3) 規則第 12 条第 1 項に規定する保証に係る契約の保証金額又は保険金額は、請負  
代金額の 10 分の 3 以上の額とすること。

(4) 中間前払金（第 2 号の前払金に追加して支払う前払金をいう。）は、支払わな  
いものとする。

## <和歌山県>

### 低入札価格調査実施要領

(平成 22 年 6 月 1 日 施行)

#### 17 低入札調査時の積算と工事完了後の実績等対比

(1) 調査者は、工事完了後速やかに、請負業者から工事完了後の実態について、調査票(様式 9 及び様式 9-1)を提出させ、低入札価格調査時の積算内訳書と実態との対比、さらに調査者は、工事完了後速やかに、下請代金の不払いや支払い期間が不適切でないか等、請負業者から様式 10「下請代金支払状況等調査表」を提出させ、請負業者、下請負者の双方に県積算とを対比する。なお、調査表の内容によっては、事情聴取を行うものとする。

#### (2) 下請業者への適正な支払確認等の実施

調査者は、工事完了後速やかに、下請代金の不払いや支払い期間が不適切でないか等、請負業者から様式 10「下請代金支払状況等調査表」を提出させ、請負業者、下請負者の双方から、事情聴取を行うものとする。

なお、上記(1)(2)の事情聴取により、必要と考えられる者に対しては指導を行う。

また、その指導の結果によっては、次の措置を行うとともに、技術調査課長あて通知する。

ア 口頭による厳重注意

イ 文書による厳重注意

ウ 悪質な場合は、その内容の公表(閲覧等)

## <岡山市>

### 岡山市建設工事低入札価格調査実施要綱

(平成 22 年 12 月 1 日 施行)

(契約保証金の納付)

第 13 条 前条の規定により、第 5 条に定める調査基準価格未満の額で落札者と決定された者(以下「低入札価格落札者」という。)は、岡山市契約規則(平成元年市規則第 63 号。以下「規則」という。)第 31 条第 1 項ただし書に規定する契約保証金(契約金額の 100 分の 30 以上)を契約書の作成期日までに納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(前払金の額)

第 14 条 低入札価格落札者が契約を締結したときは、岡山市公共工事の前金払取扱要綱(昭和 62 年市告示第 74 号)第 3 条ただし書の規定により、前払金の額を請負代金額の 10 分の 2 以内とする。

(違約金の額)

第 15 条 低入札価格落札者が契約を締結したときは、規則第 47 条第 2 項の規定により、違約金の額を契約金額の 100 分の 30 とする。

第 16 条 対象工事の入札において、低入札価格入札者が、電子入札実施要綱第 10 条第 5 項又は郵便入札実施要綱第 8 条第 6 項の規定により参加資格の有無の確認を行う対象者(以下「確認対象者」という。)となった場合は、当該入札に係る契約の履行が完了するまでの間(当該確認対象者が落札者とならなかったときは、当該入札の落札者を決定するまでの間)、他の対象工事の入札に参加できないものとする。この場合において、確認対象者が現に他の対象工事の入札に参加しているときは、当該確認対象者の行った他の対象工事の入札を無効又は失格とする。

## <鳥取県>

### 鳥取県建設工事等入札制度基本方針

(平成 21 年 8 月 1 日 適用)

#### 第 3 品質の確保及び不良・不適格業者の排除

- 低価格受注（建設工事等の予定価格を著しく下回る落札金額で受注する落札行為をいう。以下同じ。）の中には、契約内容に適合した施工若しくは履行がなされない、又はその者と契約することが公正な取引を乱すおそれを生じさせると思われるものも見受けられる。
- 過度の低価格受注は、建設工事等の品質の低下、下請業者に対する不当な抑圧等を招き、又はそうした受注を繰り返した結果として経営破たん等による建設工事等の不履行により県に不測の損害を与えるおそれがある。
- また、施工能力等のない者が建設工事等を受注した場合、建設工事等の適切な施工又は履行がなされないおそれがあるため、建設工事等の入札に参加する者の応募条件を適切に定める必要がある。
- これらのことを勘案し、低価格受注等については、原則として次のとおり取り扱うものとする。

#### (1) 建設工事に係るもの

##### イ 施工現場に配置する技術者の増員

予定価格を著しく下回る落札金額で受注した者（以下「低価格落札者」という。）に対しては、施工現場に配置される技術者を増員することにより、施工現場における施工管理の適正化を図るものとする。

##### ウ 経営診断の受診指導

低価格落札者に対しては、中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 11 条第 1 項に規定する経営診断を受診させることとし、当該受診結果が健全と判断されるまでの間は、建設工事の入札に参加させないものとする。

#### (2) 測量等業務に係るもの

##### イ 資格を有する技術者の配置

低価格落札者に対しては、技術士（技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士をいう。）等必要な資格を有する者を技術者として配置させるものとする。

##### ウ 成果品の重点確認の実施

低価格落札者に対しては、成果品に対する通常の履行確認に加え、さらに重点的かつ詳細な履行確認を行うものとする。

### 鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領

(平成 20 年 8 月 6 日 適用)

#### 3 増員対象業者

この要領の対象となる事業者（以下「増員対象業者」という。）は、適用対象工事ごとに発注機関が定める低入基準価格（鳥取県低入基準価格及び最低制限価格設定要領（平成 19 年 8 月 15 日付第 200700071998 号県土整備部長通知）第 5 条に規定する低入基準価格をいう。以下同じ。）を下回る価格で落札した者又は共同企業体（現存する 2 以上の事業者が共同して建設工事を施工するために用いる共同経営の方式をいう。以下同じ。）の構成員のいずれか（当該共同企業体が分担施工方式の場合にあっては、その構成員の全員）とする。

#### 4 増員対象業者に求める措置

発注機関は、増員対象業者に対して、次に掲げる措置を求めることができる。

- (1) 適用対象工事の施工期間中、その施工現場に主任技術者又は監理技術者を補助する者として次の要件のすべてを具備している者（以下「追加技術者」という。）を 1 名以上追加して配置すること。

## <山口市>

### 低入札価格調査をへて契約を締結する措置要領

(平成 21 年 4 月 1 日 施行)

(目的)

第 1 条 この要領は、山口市低入札価格調査実施要領に基づく低入札価格調査を経て調査基準価格を下回る価格をもって落札者となったものに関し、当該工事の適正な施工の確保及び下請負人、資材納入業者等に対する不当な要求の防止を図るため、必要な措置について定めることを目的とする。

(対象業者に対する施工に関する措置)

第 3 条 市長は、対象業者に対し、対象工事の施工に関し、次の各号に掲げる事項を措置するものとする。

#### (1) 下請契約の厳格化に関する事項

ア 下請契約の請負代金の額にかかわらず、契約締結後 14 日以内に別に定める「施工体制の適正化」に関する事務取扱要領に規定する「施工体制台帳」及び「施工体系図」の提出を義務付ける。

イ 下請契約締結後、速やかにその写しと、別記様式 1「下請工事発注・資材利用状況報告書」の提出を義務付ける。

ウ 工事費支払い完了後、30 日以内に下請契約毎に支払額の確認ができる書類の提出を義務付ける。

#### (2) 資材調達にかかる契約等の厳格化に関する事項

ア 契約締結後、速やかに資材仕入れ先、及び仕入れ単価について、別記様式 1「下請工事発注・資材利用状況報告書」及び別記様式 2「建設資材の購入及びリサイクル製品の利用状況」の提出を義務付ける。

イ 工事費支払い完了後、30 日以内に別記様式 2 に基づき支払額の確認できる書類を提出するものとする。

#### (3) 工事品質の向上に関する事項

ア 監督体制の強化

施行に当たり、別に定める「山口市建設工事重点監督実施要領」を適用する。

イ 抜き打ち検査の実施

対象工事のうち、請負代金の額が 3,000 万円以上の工事について、別に定める「山口市抜き打ち検査実施要領」による検査を施工中に 1 回以上、実施する。

#### (4) 検査成績等に関する事項

ア 市内業者について、対象工事の工事成績評点が 65 点未満のときは、当該工事成績評点の通知日の翌日から 15 日（休・祭日含む）を経過した日から 30 日（休・祭日含む）の間は山口市が発注する条件付一般競争入札への入札参加を禁止する。ただし、別に定める「工事成績評定要領」第 8 条に基づく質問を受理したときは、当該対象業者への入札参加禁止措置を保留する。

なお、市内業者以外については入札参加禁止期間を 60 日（休・祭日含む）とする。

イ 市内業者について、対象工事の完成検査において、山口市工事検査規則第 13 条第 1 項に基づく手直しを命じられたときは、その日の翌日から 15 日（休・祭日含む）を経過した日から 30 日（休・祭日含む）の間は山口市が発注する条件付一般競争入札への入札参加を禁止する。

なお、市内業者以外の場合は入札参加禁止期間を 60 日（休・祭日含む）とする。

## <愛媛県>

### 愛媛県建設工事低価格入札者排除措置要綱

(平成 22 年 6 月 1 日 施行)

(目的)

第 1 条 この要綱は、県が発注する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事（以下「県工事」という。）の競争入札における公正な競争と県工事の品質を確保するため、県工事の競争入札において繰り返し低価格の入札を行う者に対して、県工事の競争入札から排除するために必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 県工事において、愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱に定める調査基準価格及び愛媛県建設工事最低制限価格制度実施要綱に定める最低制限価格を下回る価格で入札（以下「低入札」という。）を行った者（以下「低入札者」という。）に適用する（開札後に無効となった者を含む。）。ただし、特定共同企業体が低入札を行った場合については、当該特定共同企業体の各構成員を低入札者として取り扱うものとする。

(注意喚起)

第 3 条 工事を発注する部局の長又は地方機関の長は、低入札の再発を防止するため、低入札者に対して、様式第 1 号により注意喚起を行うものとする。

(排除措置)

第 4 条 県工事の一般競争入札及び指名競争入札からの排除（以下「排除措置」という。）については、各四半期の末日を基準日として、基準日以前に開札した当該年度の県工事の競争入札において、低入札を累積 2 回以上行った者に対して行うこととし、排除措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）の排除期間は、基準日の翌々月の第 1 日から 3+（低入札累積回数-2）ヶ月（ただし、6 ヶ月を超える場合は 6 ヶ月）とする。

2 排除措置を行った場合は、排除措置の対象となった基準日までの低入札については、翌四半期以降の基準日の集計に加算しない。

3 土木部長は、排除措置対象者へ様式第 2 号により、入札から排除する旨通知する。

(その他)

第 5 条 一般競争入札においては、排除措置対象者について排除期間は県工事の入札に参加できないことを公告しなければならない。

2 低入札者及び排除措置対象者並びに排除期間については建設工事排除措置対象者一覧表（様式第 3 号）により公表する。

3 入札期間の初日から落札決定日までの間に排除措置の期間がある者の行った入札は無効とし、当該入札が低入札であった場合には、低入札の累積回数に加算する。

## <島根県>

### 島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領

(平成 23 年 4 月 1 日 施行)

(入札参加資格の制限)

第 17 条 入札に参加しようとする者に、別表 2 に掲げる工事において完成した低入札価格調査対象工事があるとき、当該工事において 70 点未満の工事成績評定を通知された者（共同企業体の構成員（ただし出資比率 20 %以上）として工事成績評定を通知された者を含む。）は、同表に掲げる期間、入札に参加することができない。

## <佐賀県>

### 佐賀県建設工事低入札価格調査制度事務処理要領

(平成 23 年 4 月 1 日 施行)

#### 5 契約締結での条件

低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合は、次の事項を条件とする。

- (1) 佐賀県建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 4 条第 2 項及び第 4 項に規定する契約保証の額は、通常の場合（請負代金額の 10 分の 1 以上）と異なり、請負代金額の 10 分の 3 以上となること。なお、契約保証を受けられない場合は失格となるものであること。
- (2) 約款第 34 条第 1 項に規定する前金払ができる額は、通常の場合（請負代金額の 10 分の 3（1 件の請負代金額が 50 万円以上の工事（工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）にあっては 10 分の 4）以内）と異なり、請負代金額の 10 分の 2 以内となること。また、約款第 34 条第 5 項及び第 6 項もこれに準じて割合を変更すること。
- (3) 約款第 44 条第 2 項に規定する瑕疵担保責任の存続期間は、工事目的物の引渡しを受けた日から、木造の建物等の建設工事又は設備工事等にあっては通常の場合（1 年）と異なり 2 年、コンクリート造等の建物等の建設工事又は土木工作物等の建設工事等にあっては通常の場合（2 年）と異なり 4 年となること。
- (4) 約款第 46 条第 2 項に規定する違約金の額は、通常の場合（請負代金額の 10 分の 1）と異なり、請負代金額の 10 分の 3 となること。
- (5) 当該業者が入札日から過去 2 年以内に県が発注した工事において、以下のいずれかの要件に該当する場合には、約款第 10 条第 1 項（2）に規定する主任技術者又は監理技術者とは別に、入札説明書等に明示した入札参加資格要件を満たす技術者（以下「増員配置技術者」という。）1 名を、専任で現場に配置すること。（低入札調査基準価格を下回って落札した者が、特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員が増員配置技術者を配置するものとする。）

- ① 70 点未満の工事成績評定を通知された者
- ② 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。
- ③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は文書警告を受けた者
- ④ 自らに起因して工期を 7 日以上遅延させた者

なお、増員配置技術者は、適正な施工と品質確保の徹底のため、施工中、主任技術者又は監理技術者を補助し、建設業法第 26 条の 3 に規定する主任技術者及び監理技術者の職務と同様の職務を行うものとする。

#### 1 5 工事完了後の実績等確認

##### (1) 低入札価格調査時の積算と工事完了後の実績等対比

発注機関の長は、工事完了後速やかに、請負業者から工事完了後の実態について、低入札価格調査制度調査様式作成要領に定める工事完了実績書（様式 20-1）、実績書に対する明細書（様式 20-2）を提出させ、低入札価格調査時の積算内訳書と実態との対比、さらに県積算とを対比するものとし、請負業者から事情聴取を行うものとする。

##### (2) 下請業者への適正な支払確認等の実施

##### (3) 指導、厳重注意等

#### 1 6 入札参加制限

低入札価格入札者が落札者となった場合において、当該工事に係る工事成績が 70 点未満であった場合は、当該工事成績評定日の翌日から 1 ヶ月以内に公告される県発注工事への入札参加を認めない。



### 3. 低価格入札に対するペナルティを HP 等で周知している例

#### <京都府>

#### 建設工事におけるダンピング（低価格入札）の抑制強化について

（京都府 HP より）

京都府では、予定価格 1 億円以上の建設工事の競争入札に低入札価格調査制度を導入し、調査基準価格未満で応札した全ての者に低入札価格調査資料を求め、契約に適合した履行がなされないおそれがないか調査した上で契約しているところですが、今回の低入札調査制度に係る価格算定基準の引き上げに併せて、安易な低価格入札を防止し、契約後の品質管理体制等を担保するため、下記のとおり、ダンピング（低価格入札）の抑制強化を行います。

記

#### 1 低入札価格調査資料を提出できなかった者等に対する指名停止等の実施

##### 【措置内容】

- ① 低入札価格調査時に、その価格で契約に適合した履行が可能であることを示す資料が提出期限までに提出できなかった者
- ② 補助技術者の配置ができない等の理由により申出書を提出する者に対し、下記の指名停止等を実施

- 1 回目 口頭注意（入札執行機関の長による）
- 2 回目 文書注意（指名停止措置要領に基づく文書注意）
- 3 回目 指名停止（2 ヶ月）

[ただし、1 年間上記措置がない者は、履歴を抹消する]

#### 2 低入札価格調査を経て契約した者に対する監視強化

##### 【措置内容】

- 低入札価格調査資料の内容変更における監督職員による事前確認の実施
- 段階確認や完成検査時の体制強化、随時検査の実施、下請への支払状況確認等、監督及び検査における監視強化
- 資料記載内容と施工体制に相違が認められる者への指名停止を要領に明記

<参考> 従来から実施しているダンピング対策

- ・ 工事完了まで、下請へのしわ寄せ実態等の把握
- ・ 請負者に現場専任技術者の増員を義務化
- ・ 前金払の限度額を 2 割に引き下げ（通常 4 割）

#### 3 適用

平成 22 年 1 月 4 日以降に資格確認通知を行う建設工事から適用

#### ★ 1 億円以上の工事の入札に当たっての注意事項 ★

- 資料提出期限（開札日の 5 日後）までに、低入札価格調査資料を提出できない者（資料に一部でも不備があれば受け付けません）は、上記のペナルティを受けることとなります。（事情聴取時に指定する追加資料等が提出できない場合も同様です。）
- 低入札価格調査を経て契約する場合は、専任の補助技術者を配置しなければなりません。（JV の場合は全ての構成員が補助技術者を配置する必要があります。）

## <大阪府>

### 低入札対策の強化について

(平成 22 年 10 月、建設工事の入札参加資格登録をされている皆様宛て、大阪府 HP より)

現下の厳しい経済情勢等により、低価格での受注競争が激しい状況にあるなか、工事品質の確保や下請事業者へのしわ寄せ等を防止する観点から、平成 22 年 11 月 1 日から、下記のとおり低入札対策を強化します。

なお、詳細については、各発注部局のホームページや入札公告で確認してください。

### 記

#### 1 低入札価格調査の一層の厳格で公正な運用

低入札価格調査に必要となる資料（以下「調査資料」という。）において、現場管理費等の金額が一定割合未満の場合には、さらに資料を求め確認を行います。

(例) 従業員給料手当について、給与明細書や賃金台帳等を求め確認 等

#### 2 失格基準価格の設定

失格基準価格については、現在、土木一式工事（予定価格 1.8 億円以上）で設定していますが、住宅まちづくり部の建築一式工事、電気工事、管工事についても予定価格の 2/3 を下限値として設定します。(試行実施)

#### 3 入札時における調査資料の提出義務化

低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札書を提出する事業者は、入札書の提出に際して調査資料を作成しなければならないこととしていますが、より公正な入札を確保するため、調査基準価格を下回る入札を行う者は全者、調査資料を入札公告で定める期日に提出していただきます。(調査資料を提出しない者の入札書は無効となります。)

ただし、低入札価格調査基準価格の事後公表を試行する案件については、従前どおり、落札候補者のみ調査資料を入札公告で定める期日に提出していただきます。

#### 4 低入札価格調査失格者の入札参加制限の拡大

現在、都市整備部等の発注工事において、入札公告日前 3 ヶ月間に低入札価格調査の失格判定を受けている者は当該発注部局の入札に参加できないこととしていますが、この措置を住宅まちづくり部等全ての部局の発注工事に適用します。

(19) 高い落札率であった入札に対し調査を実施する制度により、適正価格での入札や談合対策を図ろうとする事例 (※各事例は、抜粋)

<広島市>

広島市建設工事高落札率入札調査マニュアル

(平成 19 年 6 月 1 日 施行)

第 1 章 一般原則

1 趣旨

このマニュアルは、本市が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）について、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除いたもの。）に対する最低入札価格（有効なものに限る。以下同じ。）の比率が著しく高い場合（以下「高落札率入札」という。）において、適正な積算に基づいて入札価格が設定されているか、また、談合の恐れがないか否かを調査するために必要な事項を定めるものとする。

2 対象工事

高落札率入札調査は、入札希望価格を設定している建設工事について、最低入札価格が入札希望価格を超える場合に行うものとする。

3 委員長への報告

最低入札価格が入札希望価格を超える場合は、落札決定を保留した上で、当該競争入札の執行を担当する職員は、直ちに所属している課の課長（以下「入札執行課長」という。）にその旨を報告するとともに、広島市建設工事等競争入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に直ちに通報しなければならない。事務局は、速やかに委員会の委員長（以下「委員長」という。）に報告するものとする。

4 委員会の招集及び審議

委員長は、事務局から報告を受けた場合は、委員会を召集するものとする。この場合において、委員会は、談合の事実の有無及び次章以下の手続を進めることについて審議するとともに、同章以下の手続の各段階において必要となる判断を行うものとする。

5 関係機関への通報等

委員会の審議を踏まえて談合に対し疑義があるとした場合には、速やかに公正取引委員会及び警察本部（以下「公正取引委員会等」という。）に通報等を行うものとする。

第 2 章 具体的な対応

高落札率入札があった場合には、以下の手順に従い、この章において特に定めているものを除き、事務局が対応するものとする。ただし、これにより難しいときは、委員会が別に定める。

1 入札執行

2 工事費内訳書等の調査

3 最低入札価格提示者の事情聴取

4 入札参加業者等の事情聴取

第 3 章 個別手続の手順等

第 1 章及び前章に定める手続を行うに当たっては、以下の事項に留意するものとする。

1 公正取引委員会等への通報等

2 入札参加業者等の事情聴取の方法等

3 注意喚起

4 入札の取止め又は無効後の再度公告入札等

(20) 下請け要件を付した条件(制限)付き一般競争入札等の要綱を定め、地元業者の受注機会増大を図っている事例 (※各事例は、抜粋)

### <鈴鹿市>

#### 鈴鹿市建設工事に係る下請要件を付する条件付き一般競争入札実施要領

(平成 21 年 7 月 7 日 施行)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、関係法令、鈴鹿市契約規則(昭和 41 年鈴鹿市規則第 18 号。以下「契約規則」という。)、鈴鹿市条件付き一般競争入札実施要綱(平成 14 年鈴鹿市告示第 73 号)及び鈴鹿市郵便入札実施要綱(平成 15 年鈴鹿市告示第 29 号)に定めるもののほか、建設工事に係る下請要件を付する条件付き一般競争入札の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 対象工事は、条件付き一般競争入札に付する工事で、かつ、市長が指定する大規模な工事とする。

(入札の公告)

第 3 条 契約規則第 6 条第 2 項第 7 号に規定する入札について必要な事項は、下請契約を締結する予定の請負人(以下「下請負人」という。)に関する要件その他入札の手続に関し必要な事項とする。

(下請負人に関する要件)

第 4 条 前条の下請負人に関する要件は、下請負人に必要な資格及び市内に本店を有する下請負人との下請契約の予定価格の総計が入札金額に占める比率とする。

2 下請負人に必要な資格は、下請契約締結時において、鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱(平成 11 年鈴鹿市告示第 148 号)の規定に基づく資格停止の措置を受けていない者であることとする。

(資機材の調達)

第 6 条 資機材の調達は、市内業者からの調達に努めるものとする。

### <長野県>

#### 内訳書等の提出及び下請要件を付する受注希望型競争入札試行要領

(平成 23 年 11 月 30 日 最終改正)

この要領は、長野県が発注する受注希望型競争入札のうち、積算根拠の明確化と施工体制の適正化を図ることを目的とする内訳書等の提出及び下請要件を付して発注する入札方式の試行に係る公告、提出書類及び審査手続等について定めたものである。

(下請負人の要件)

第 3 条 下請負人に必要な資格等の要件(以下「下請要件」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 下請負人の資格等は次の事項を満たすこと。

ア. 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ. 公告日から落札決定日までの間において、建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

ウ. 下請負人は、建設業法第 3 条、又は当該業務において必要な場合の許可を有すること。

(2) 入札参加者の本店が県外の者に対する要件は次の事項を定めることができる。

ア. 県内に本店を有する下請負人との契約予定額の総計が、入札価格に占める比率(以下「県内下請比率」という。)

## ＜東大阪市＞

### 東大阪市建設工事に係る下請要件を付する制限付き一般競争入札実施要領

(平成 22 年 7 月 1 日 施行)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、本市発注の建設工事について、その財源が貴重な市税で賄われていることに鑑み、調度課が実施する制限付き一般競争入札に参加する市外業者（単体）が受注した場合において、一定の下請要件を付しその条件について規定をするものである。

(対象工事)

第 2 条 この要領において対象とする工事は、市外業者の参加が認められる大規模工事とし、当面的間は別表第 1 に示すとおりとする。

(下請負人の要件)

第 3 条 下請負人の要件は、下請負人に必要な資格を有しかつ市内に本店を置く者とし、その範囲は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 建設業の許可を有する一次下請負人全て
- (2) 交通整理人、ガードマン等を外部委託する場合の警備会社等
- (3) 産業廃棄物の処理・運搬を外注する場合の委託業者
- (4) 測量又は各種調査等を外注する場合のコンサル会社等

(下請比率)

第 4 条 下請比率は、下請負人との契約予定金額の総計が入札価格に占める比率とし、比率についてはその都度、東大阪市建設工事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経て定める。

(下請要件の確認)

第 5 条 下請要件の確認は、第 1 条で規定する入札参加者が落札候補者となったとき調度課が規定する下請負計画書の提出を求め、落札候補者と契約の締結後、施工体制台帳及び下請負人と締結した下請契約書等の写しの提出を求め確認することとする。

2 前項の下請要件の内容に変更が生じたときは、その都度、変更の内容について報告を受けることとする。

(違反の措置)

第 6 条 契約の締結後、前条の規定により提出を受けた下請要件の内容に著しい差異があると認められる場合、工事請負契約書第 43 条第 1 項第 4 号の規定により契約の解除を行うことができることとする。

2 第 4 条で規定する下請比率を達成できない場合、以後の入札において単体での参加を 3 年間制限することができることとする。

(21) 調達と政策目標や社会貢献とリンクさせ、政策目標の実現とともに地元業者の受注機会増大を図っている事例 (※各事例は、抜粋)

1. 社会貢献項目を競争参加資格や指名選定の評点としている例

<川崎市>

主観評価項目制度実施要綱

(平成 23 年 4 月 1 日 改正)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市競争入札参加者選定規程（昭和 50 年 6 月 30 日訓令第 7 号）第 8 条に定める有資格業者（以下「事業者」という。）について、当該事業者をより適正に評価するとともに、当該事業者の技術力等の向上及び社会的貢献への意欲を高めることを目的とする主観評価項目制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(主観評価項目及び登録対象事業者)

第 2 条 主観評価項目及び主観評価項目の登録対象事業者は、次のとおりとする。

(1) 事業者の申請により登録するもの。ただし、登録対象事業者は、次のアからカに定める事業者のうち、市内業者又は準市内業者とする。

ア 障害者の雇用状況

(ア) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」第 43 条第 5 項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者で法定雇用率を達成している事業者

(イ) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」第 43 条第 5 項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者以外で障害者を常用雇用している事業者

イ 災害時における本市との協力体制 本市と応急防災措置等に関する協定等を締結している事業者及び締結している団体に加入している事業者

ウ 建設業労働災害防止協会の加入状況 建設業労働災害防止協会に加入している事業者

エ ISO9001 の認証取得 本社又は委任先若しくは市内の営業所が認証を取得している事業者

オ ISO14001 の認証取得 本社又は委任先若しくは市内の営業所が認証を取得している事業者

カ 男女共同参画 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定している事業者

(2) 本市の資料により、本市が登録するもの

ア 優良建設業者表彰 川崎市優良建設業者表彰要綱に基づく表彰を受けた事業者

イ 指名停止 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止を受けた事業者

ウ 工事成績 川崎市請負工事監督規程・川崎市請負工事検査規程、川崎市上下水道局請負工事監督規程・川崎市上下水道局請負工事検査規程、川崎市交通局請負工事監督規程・川崎市交通局請負工事検査規程及び川崎市病院局請負工事監督規程・川崎市病院局請負工事検査規程に定める工事成績評定書の成績評定点の業種ごとの過去 3 年間における最高点、最低点及び平均点

(主観評価項目点)

第 5 条 登録された主観評価項目には、事業者ごとに次の主観評価項目点を付与するものとする。

(1) 第 2 条第 1 号に掲げる主観評価項目 1 項目につき 10 点

(2) 優良建設業者表彰 10 点

(3) 指名停止 指名停止期間が 6 月以上の場合は、-10 点

指名停止期間が 6 月未満の場合は、-5 点

2 主観評価項目点は、これを合算し、主観評価項目合計点を算出するものとする。

3 主観評価項目点の付与期間は、次のとおりとする。

## <三鷹市>

### 三鷹市競争入札参加者選定基準

(平成 22 年 4 月 1 日 施行)

#### 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この基準は、三鷹市契約事務規則(昭和 39 年三鷹市規則第 14 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、三鷹市が行う競争入札に参加する者の選定について必要な事項を定めるものとする。

#### 第 2 章 制限付一般競争入札

(対象案件)

第 4 条 この制限付一般競争入札は、原則として、工事請負(以下「工事」という。)並びに委託及び物品購入その他(以下「委託等」という。)の契約において、いずれも 1 件の予定価格(単価契約にあっては支出予定額) 1,000 万円以上の案件について実施する。

(地域貢献度等に対する評価)

第 6 条 前条の参加要件の設定に際しては、次に掲げる者の参加について一定の配慮をするものとする。

- (1) 三鷹市内に本店を有する者で、告示日において 3 年以上営業を継続している者
- (2) 工事に係る制限付一般競争入札に参加しようとする者で、三鷹市発注工事における工事成績(評定)が特に優秀な者
- (3) 三鷹市と災害時における支援等に関する協定を締結している者で活動の実績を有する者
- (4) ISO(国際標準化機構)の認証取得者等市長が特に必要であると認める者

## <平塚市>

### 平塚市社会貢献等評価型一般競争入札ガイドライン

(平成 23 年 4 月 1 日 改定)

#### 1. 趣旨

平塚市が発注する公共工事の入札参加者に係る地域社会への貢献度(以下「社会貢献活動等」という。)を評価することにより当該入札参加者の社会貢献意欲及び技術力の向上を図るため、当市が実施する競争入札における入札参加者の資格に社会貢献活動等の要件を付して行う「社会貢献等評価型一般競争入札」の試行に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

#### 2. 入札参加資格要件となる社会貢献活動等

次のいずれかの条件を満たしていること。

- (1) 平塚市と防災協定を締結している。
- (2) 平塚市防災インストラクターを雇用している。
- (3) 低公害車(いわゆるエコカー)を導入している。
- (4) エコアクション 21 に認証・登録されている。

#### 4. その他の要件

- (1) 平塚市における平成 23・24 年度競争入札参加資格者名簿に登録しており、かつ当市内に本店を有し、かながわ電子入札共同システム登録者であること。
- (2) 単年度予算で、設計金額が 1 億円未満の工事案件を対象とする。

## <山口県>

### 政策課題を評価項目とする入札参加者指名制度事務取扱要領

(平成 23 年 10 月 1 日 改正)

#### 1 目的

指名競争入札における入札参加者の指名について、「業務委託契約事務取扱要領」(平成 11 年 11 月 10 日付け会計第 339 号会計管理局长通知。以下「業務委託要領」という。)に定めるもののほか、本県の政策課題に寄与する取組を行っている事業者を優先して指名(以下「優先指名」という。)する入札(以下「政策入札」という。)制度を設けることにより、当該事業者の入札参加機会の拡大を図り、もって事業者の政策課題への取組を促進する。

#### 2 対象とする入札

(1) 契約担当者は、業務委託契約(建設工事を除く。以下同じ。)に係る全ての指名競争入札を対象として政策入札を実施するものとする。ただし、業務委託要領の規定による競争入札等審査会(以下「審査会」という。)において、当該入札を政策入札として実施することが適当でないとして決定された場合は、この限りでない。

(2) 政策入札を実施しないこととする場合には、その理由を文書にして入札執行伺に添付し、併せて決裁を受けるものとする。

#### 3 指名対象者

優先指名は、業務委託契約に係る競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録された者(以下「有資格事業者」という。)で、県内に本店又は主たる事務所を有し、かつ、本県の政策課題に寄与する取組を行っている者(5(1)の登録をした者に限る。)を対象とするものとする。

#### 4 評価項目

(1) 契約担当者は、優先指名の際、県の政策課題に寄与する取組のうち、別表に掲げる項目(以下「評価項目」という。)及びその評点により、事業者の取組を評価するものとする。

#### 8 指名業者選定

(1) 契約担当者は、政策入札を実施しようとするときは、指名業者を審査会の審査を経て選定するものとする。

(2) 指名業者の選定にあたっては、入札に係る指名予定数を業務委託要領別表 3 の規定により、優先指名すべき事業者数(以下「優先枠」という。)を指名予定数の 2 分の 1 以上となるように定めるものとする。

(3) 指名業者の選定は、予定価格に応じて業務委託要領別表 2 の 1 により定められた等級(以下「該当等級」という。)に格付けされた者を対象として、次の手順により行うものとする。

##### ①優先指名

登録事業者を対象とし、優先枠について選定(指名することのできる事業者の数が優先枠を下回る場合には、その全てを選定)

##### ②一般指名

登録事業者及び登録事業者でない者の双方を対象とし、①による指名業者数との合計が指名予定数になるよう選定。

(5) 優先指名に係る指名業者の選定は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

##### イ. 平成 24 年 4 月 1 日以後に指名通知をする入札

取組状況一覧表の取り組んでいる評価項目に係る評点の合計点が高い登録事業者から順に選定するものとする。



別表第 1

政策課題取組状況評価項目

- I 暮らしの安心・安全基盤の強化
  - 1 救急ステーション・AED 設置救急ステーションの認定
  - 2 消防団協力事業所の認定
  - 3 セーフティドライブ・チャレンジ（無事故無違反コンテスト）への参加
  - 4 セーフティライフセミナー（出前講座）の利用
  - 5 やまぐち健康応援団の登録
  - 6 献血サポーターへの参加登録
  - 7 障害者施設への物品調達、業務委託等の発注実績
  - 8 子ども 110 番の家（車）への参画
- II 次代を担う子どもたちの育成
  - 9 男女共同参画推進事業者の認証
  - 10 母子寡婦福祉団体への売店業務等の委託
  - 11 家庭の日協力事業所の認定
  - 12 子育て応援団（サポート会員）の登録
  - 13 子育て家庭応援優待協賛事業所の登録
  - 14 やまぐち結婚応援団の登録
  - 15 やまぐち教育応援団の登録
  - 16 家庭の元気応援キャンペーン協賛企業の登録
  - 17 企業等家庭教育出前講座の開催
- III 多様なひとが活躍できる基盤づくり
  - 18 「技能検定合格者」の輩出
  - 19 Uターン者の雇用
  - 20 キラリ！やまぐち企業ナビの登録
  - 21 やまぐち障害者雇用推進企業の認定
  - 22 高齢者雇用確保措置の導入
  - 23 農林漁業と連携するボランティア活動の実績
  - 24 やまぐち道路愛護ボランティアの登録又は届出
  - 25 県内高校の新卒者の雇用
  - 26 「総合型地域スポーツクラブ」への支援
- IV 多様な交流と新たな活力の創造
  - 27 企業メセナ活動の実績
  - 28 優良産廃処理業者の認定
  - 29 山口県エコ・ファクトリーの認定
  - 30 山口県認定リサイクル製品の認定
  - 31 地域及び県内事業者・卸売業者との取引の実績
  - 32 商店街等の実施するイベントへの参加・協力
  - 33 経営革新計画の承認
- V 福祉・労働対策、少子化対策、環境対策  
 （入札参加資格審査項目としたもの）
  - 34 ISO14001 認証取得又はエコアクション 2.1 の認証及び登録
  - 35 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用
  - 36 一般事業主行動計画の策定・届出  
 （一般事業主行動計画に関連したもの）
  - 37 次世代育成支援対策推進法に基づく認定
  - 38 やまぐち子育て応援企業宣言の届出

## <鹿児島市>

### 鹿児島市建設工事等競争入札参加者の格付を定める場合の総合点数の算定要領

(平成 24 年 1 月 1 日 施行)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、鹿児島市建設工事等競争入札参加資格審査要綱(以下「資格審査要綱」という。)第 5 条第 1 項の総合点数の算定について、必要な事項を定めるものとする。

(主観点数)

第 4 条 主観点数は、次に掲げる項により算定された点数を合計したものとする。ただし、合計した点数の最低点数は 0 点とする。

5 その他の事項による主観点数は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める点数を加算するものとする。

- (1) ISO9000 シリーズを取得している者 10 点
- (2) ISO14001 を取得している者 10 点
- (3) エコアクション 21、KES・環境マネジメントシステム・スタンダード、エコステージのいずれかの認証又は ISO14001 を自己(自主)適合宣言し、市民団体認証を受けている者。ただし、前号との重複は認めない。 5 点
- (4) 鹿児島市環境保全条例(平成 16 年条例第 12 号)に基づく環境管理事業所の認定を受けている者 10 点
- (5) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)に基づく障害者の雇用が義務づけられている者であって、法定雇用率を満たしている者又は同法に基づく障害者の雇用が義務づけられていない者であって、障害者を雇用している者 10 点
- (6) 本市に居住する者であって、当該格付年度の前年に学校教育法に規定する学校又は専修学校を卒業した者を卒業から 3 月以内に雇用し、資格審査要綱第 2 条第 1 項により申請した日現在まで常勤継続雇用している者 1 名につき 4 点とし上限 12 点
- (7) 本市に居住する者を 10 人以上常勤雇用している者。ただし、加算する点数は雇用人数に応じ、次に掲げるとおりとする。
  - ア 10 人以上 20 人未満 2 点
  - イ 20 人以上 50 人未満 5 点
  - ウ 50 人以上 10 点
- (8) 本市と大規模災害時における応急対策業務に関する協定を締結している団体に所属する者 10 点
- (9) 鹿児島市消防団協力事業所表示制度実施要綱(平成 20 年 3 月 12 日制定)に基づく消防団協力事業所の認定を受けている者又は鹿児島市消防団員を雇用している者。ただし、加算する点数は、該当する区分に応じ、次に掲げる点数のいずれかとする。
  - ア 消防団協力事業所の認定を受けている者 5 点
  - イ 鹿児島市消防団員を雇用している者 2 点
- (10) 本市内において公共施設等への愛護活動等を実施している者。ただし、加算する点数は実施回数に応じ、次に掲げるとおりとする。
  - ア 年間 1 回以上 3 回以下 2 点
  - イ 年間 4 回以上 6 回以下 4 点
  - ウ 年間 7 回以上 6 点
- (11) 鹿児島市安心安全協力事業所登録事業実施要綱(平成 21 年 12 月 1 日制定)に基づく鹿児島市安心安全協力事業所として登録されている者 2 点

## <船橋市>

### 船橋市建設工事入札参加業者資格審査基準の主観点数に係る算出規程

(平成 23 年 4 月 1 日 施行)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、船橋市建設工事入札参加業者の等級別格付について、一層の適正性及び透明性を確保するため、船橋市建設工事入札参加業者資格審査にあわせて行う各業者の経営事項審査以外の項目を審査する主観点数に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 主観点数の対象業者は、船橋市建設工事入札参加業者資格審査基準に基づき作成した建設工事入札参加有資格者名簿に登載されている者とする。

2 第 3 条第 1 項第 3 号から第 6 号については、前項のうち船橋市内に本店（主たる営業所）のある者のみを対象とする。

(評価項目及び評価方法)

第 3 条 主観点数の評価項目は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 工事成績評定点数

入札参加資格申請受付期間の最終日を含む月の末日から遡って、2 年以内に引渡を受けた工事（請負金額が 130 万円未満のものを除く。）の工事成績評定点数の平均点を基に評価する。

(2) ISO 認証取得状況

ISO9000 シリーズ又は ISO14001 を認証取得し、かつ本市に届け出ている者について評価する。

事業協同組合については、当該事業協同組合として ISO の認証取得している場合に評価する。

認証取得は、(財)日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又は JAB と相互認証している認定機関が行う ISO の認証取得か、国際組織である国際認定機関フォーラム（以下「IAF」という。）に参加している各国の認定機関のうち、IAF 相互承認グループに加入している認定機関が行う ISO の認証取得を対象とする。

(3) 地域貢献度

入札参加資格登録年度の 4 月 1 日現在で、本市と災害時の応急措置に関する覚書を締結している団体に加入している者を評価する。

(4) 優良建設業者及び優秀現場技術者の表彰実績

本市発注の建設工事に対して市長表彰を受けた者を評価する。ただし、入札参加資格登録年度の 4 月 1 日現在で、過去 2 年間に受けた表彰を対象とする。

(5) 障害者雇用

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率制度において、法定雇用率を達成している者又は、同法に基づく障害者雇用納付金制度において、報奨金を受給している者を評価する。

(6) 子育て支援

「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年法律第 120 号）に基づき、一般事業主行動計画を策定し厚生労働大臣へその旨を届け出ている者あるいは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成 3 年法律第 76 号）の規定と同等以上の育児休業制度を導入し、就業規則を労働基準監督署に届け出ている者を評価する。

(7) 指名停止措置状況

入札参加資格登録年度の 4 月 1 日現在で、過去 2 年間に指名停止措置を受けた期間の合計が、3 か月以上の場合は減点する。

2 対象となる前項各号の評価項目について、別記 1 によりそれぞれ点数を算出し、加減して得た点数を主観点数とする。

## 2. 地域・社会貢献度を認証制度化し、その証明書を有する事業者への優先発注を定めている例

### <京都府>

#### 認証地域貢献企業からの物品調達実施要領

(平成 23 年 12 月 12 日 施行)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、府が発注する物品の調達に当たり、入札等の競争性、契約の公平性、適正な履行の確保及び予算の適正な執行に配慮しつつ、障害者雇用若しくは労働環境の整備又は地域における防災活動に積極的に取り組み、府の認証等を受けている認証地域貢献企業の受注機会の拡大を図り、企業等の地域貢献活動を促進するため、認証地域貢献企業からの物品の調達に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりとする。

- (1) 物品の調達 物品の買入れ及び物品の製造の請負
- (2) 競争入札参加資格者名簿登載者 物品の製造の請負及び物品の買入れに係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱(昭和 58 年京都府告示第 375 号。)(以下「入札参加資格審査要綱」という。)
- (3) 認証地域貢献企業 次のすべてに該当する者で、第 4 条の規定による登録を受けたもの  
ア 府内に本店、支店、営業所等を有する中小企業者(中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に掲げる者をいう。)  
イ 競争入札参加資格者名簿登載者で、府と直接取引を希望する事業所として登録されている者のうち、次のいずれかに該当するもの  
(ア) 障害者雇用推進企業 京都府障害者雇用推進企業(京都はあとふる企業)認証事業実施要綱に基づき京都府の認証を受けているもの  
(イ) 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証企業 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度要綱に基づき京都府の認証を受けているもの  
(ウ) 消防団協力事業所 事業所の所在する市町村の規定に基づき認定を受けているもの(職員が消防団活動を理由として、昇進、賃金、労働時間その他の処遇について不利な取扱いを受けない旨を内部規則で定めており、かつ、前年度において職員が勤務時間中に消防団員として活動している実績があるものに限る。)  
ウ 次条による申請前 1 年以内に法令違反による行政処分等又は府税及び社会保険料の滞納がないもの

(申請)

第 3 条 認証地域貢献企業の登録を受けようとする者は、認証地域貢献企業登録申請書(別記第 1 号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 前条第 3 号イに定める認証等(以下「地域貢献認証等」という。)を証する書類の写し
- (2) 消防団協力事業所にあつては、同号イに規定する内部規則の写し及び申請前 1 年間に係る消防団活動実績についての市町村長の証明書

(認証地域貢献企業の指名等)

第 10 条 知事は、認証地域貢献資格者が取引を希望する種目に該当する物品の調達を指名競争入札により行うときは認証地域貢献資格者から指名することができる。また、随意契約(地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する場合に限る。)により調達するときは予算の適切な執行に配慮しつつ、認証地域貢献資格者と契約を締結することができる。

## ＜札幌市＞

### 札幌市ワーク・ライフ・バランス取組企業認証

を受けている企業に対する契約上の優遇制度 (札幌市 HP より)

札幌市では、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に取り組む企業を応援するため、独自の認証制度を設け、その認証企業に対し、契約上の優遇制度を実施しています。

優遇制度の内容は、契約の種類によって異なります。

#### 1 物品・役務契約

物品・役務契約においては、各担当課において直接、指名競争入札の参加者や随意契約の相手方を選定できる契約手続の際に、札幌市ワーク・ライフ・バランス取組企業認証を受けている企業を優先的に選定するよう努めます。

#### 2 工事契約

工事契約においては、入札への参加企業の選考において優遇策を導入しています。入札参加企業の選考に用いる評価点に、次のいずれかに該当する企業には、5点を加点しています。

- (1) 常時雇用する労働者が 101 人以上で、札幌市の認証がステップ 3（先進取組企業）の認証を受けている者
- (2) 常時雇用する労働者が 100 人以下で、札幌市の認証がステップ 2（行動計画策定企業）またはステップ 3（先進取組企業）の認証を受けている者

### 認証の要件と申請方法

企業の取組内容に応じて、次の 1～3 のステップに認証します。企業の規模は問いません。認証した際には、ステップに応じた認証書を交付します。認証された企業は、助成金やアドバイザー派遣（無料）などの支援制度を利用することができます。

#### ステップ 1 取組推進宣言企業（具体的な取組を決めて宣言した企業）

##### ステップ 1 認証の要件

- 1 札幌市内に事業所があること
- 2 ワーク・ライフ・バランス取組宣言シートにより、取組内容を明らかにすること
- 3 就業規則を労働基準監督署に届け出ていること（従業員数 10 人未満の企業は不要）

#### ステップ 2 行動計画策定企業（一般事業主行動計画を策定した企業）

##### ステップ 2 認証の要件

- 1 ステップ 1 の要件を満たしていること
- 2 一般事業主行動計画を策定し、届け出ていること

##### 【一般事業主行動計画とは？】

- 従業員のワーク・ライフ・バランスを支援する雇用環境整備について事業主が定める行動計画です。
- 平成 23 年度から、従業員 101 人以上の企業に策定が義務付けられます。

#### ステップ 3 先進取組企業(法令を上回る取組を行っている企業)

##### ステップ 3 認証の要件

- 1 ステップ 2 の要件を満たしていること
- 2 労働関係法令に基づく最低基準を上回る制度を規定し、取り組んでいること

##### 【労働関係法令を上回る制度の例】

- 子が 3 歳に達するまで育児休業を取得できる
- 子が小学校に入学するまで短時間勤務をすることができる
- 育児休業取得者に対する職場復帰プログラムがある

### 3. 特定の政策目的に限定し、それを達成する事業者への優先発注を定めている例

#### 【 ① 男女共同参画の推進（中小企業者） 】

##### <新潟県>

##### ハッピー・パートナー企業からの物品等調達に関する要綱

(平成 23 年 4 月 1 日 施行)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、県が行う物品等の調達において、男女が共に働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるような職場環境を整え、女性労働者の育成、登用等に積極的に取り組む企業等からの物品等の調達を積極的に行うことにより、企業等における男女共同参画の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ハッピー・パートナー企業 ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）登録要綱第 3 条の規定に基づき登録された企業等をいう。

(2) ハッピー・パートナー企業調達事業者（以下「調達事業者」という。）

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であって、第 4 条第 1 項の規定による登録を受けた者をいう。

ア ハッピー・パートナー企業に登録している者であること。

イ 新潟県物品入札参加資格者名簿若しくは新潟県庁舎等管理業務入札参加資格者名簿に登録されていること又はそれと同等の資格を有すると認められること。

ウ 中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる者をいう。）であって、県内に事務所又は事業所を有する者であること。

エ 別表で定める男女共同参画の推進に関する取組項目に 5 項目以上該当していること。

(3) 物品等の調達 製造の請負、財産の買入れ及び役務の提供の調達をいう。

(登録の申請)

第 3 条 調達事業者の登録を受けようとする者は、「ハッピー・パートナー企業調達事業者登録申請書」（別記第 1 号様式）及び「男女共同参画の推進に関する取組項目審査票」（別記第 3 号様式）に必要書類を添え、知事に提出するものとする。ただし、新潟県庁舎等管理業務入札資格審査の対象となっていない役務の提供を行おうとする場合は、「ハッピー・パートナー企業調達事業者登録申請書」（別記第 1 号様式）に替えて、「ハッピー・パートナー企業調達事業者登録申請書（その他役務用）」（別記第 2 号様式）を提出するものとする。

2 前項に規定する申請書は、登録を希望する 2 か月前までに、提出するものとする。

(登録の有効期間)

第 5 条 最初の登録の有効期間は、平成 23 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までとし、以後は 3 年間とする。ただし、登録日が有効期間の途中の場合は、登録日から有効期間の末日までとする。

(物品等の調達)

第 10 条 契約担当者は、物品等の調達にあたり、契約の予定価格が新潟県財務規則第 72 条、新潟県病院局財務規則第 215 条及び新潟県企業局財務規程第 165 条に定める額を超えない額で随意契約を締結しようとするときは、調達事業者を契約の相手方とするよう努めるものとする。ただし、調達の対象となる物品等は、1 つの調達事業者につき別表で定める取組項目の 5 項目に該当している場合は 1 品目、6 項目以上に該当している場合は 2 品目までとする。

2 契約担当者は、物品等の調達において、物品の購入又は物品の製造の請負の契約に係る指名競争入札を実施する場合にあっては、指名業者に調達事業者（入札参加資格者名簿に登録されている者に限る。）を追加選定するよう努めるものとする。

【 ② 障害者の雇用促進および障害者支援（中小企業者）】

<上越市>

上越市障害者多数雇用事業者の優遇措置に関する要綱

(平成 23 年 8 月 31 日 実施)

(目的)

第 1 条 この要綱は、市が物品又は役務を調達する場合において、障害者の雇用に積極的な事業者から物品又は役務を積極的に調達することにより、障害者の雇用の促進及び職業の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(4) 障害者多数雇用事業者 次のいずれにも該当する人及び法人をいう。

ア 中小企業者であって、主たる事業所（法第 44 条第 1 項に規定する親事業主を含む。）が市内に所在すること。

イ 法第 43 条第 1 項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用し、かつ、市内の事業所において雇用する障害者数（法第 43 条第 3 項、第 71 条第 1 項及び第 3 項並びに第 72 条の 4（第 72 条の 6 において準用する場合を含む。）の規定により算出したもの。）が、第 4 条第 1 項の規定による申請の日の属する月から起算して前 1 年間の各月ごとの初日における常用労働者数に 100 分の 1.8 を乗じて得た数（その数に 1 人未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。）を超えていること。

ただし、法第 43 条第 1 項の規定による法定雇用の義務付けのない事業所においては、障害者 1 人以上を雇用していること。

(調達時の優遇)

第 3 条 市は、物品又は役務を調達する場合においては、上越市物品入札参加資格審査規程（平成元年上越市告示第 5 号）第 5 条の物品入札参加資格者名簿に登載されたもののうち次条第 3 項の規定により登録を受けた障害者多数雇用事業者（以下「登録事業者」という。）を優遇するよう努めるものとする。ただし、優遇の対象となる物品又は役務は、一の障害者多数雇用事業者が製造し、若しくは製作する物品又は提供する役務のうち、合計して三つまでの物品又は役務とする。

(契約状況の公表)

第 9 条 市長は、物品又は役務を障害者多数雇用事業者から調達したときは、当該調達の契約状況を公表するものとする。

## <滋賀県>

### 滋賀県ナイスハート物品購入実施要綱

(平成 20 年 3 月 1 日 施行)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、県内の障害者の雇用および福祉的就労の促進を図ることを目的として、県が発注する物品の買入れもしくは売払いもしくは物品の製造もしくは修繕の請負の契約または役務の提供に係る契約（建設工事または庁舎維持管理に係るものを除く。以下「物品の買入れ等」という。）において、障害者雇用促進事業者および障害者支援施設等から優先的に物品の買入れ等（ナイスハート物品購入）を行う場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### 2. 「障害者雇用促進事業者」

次のいずれにも該当する者であって障害者雇用促進事業者の登録を受けたものをいう。

1. 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 57 年滋賀県告示第 142 号）第 5 条の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
2. 県内に本店、支店、営業所等を有する者であること。（県外業者は、県内の支店、営業所等に滋賀県との取引の権限を委任していること。）
3. 2 のうち会社および個人にあつては中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる者をいう。）であること。
4. 県内の本店、支店、営業所等において常時雇用する障害者の数の合計数が、別表の左欄に掲げる常時雇用する労働者の数の合計数に対して、同表の右欄に掲げる数以上であること。

(競争入札における優先的取扱い)

第 10 条 知事は、一般競争入札により物品の買入れ等をしようとするときは、障害者雇用促進事業者を入札参加条件として入札を実施することができる。

- 2 指名競争入札により物品の買入れ等をしようとするときは、1 者または複数の障害者雇用促進事業者を指名するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときはこの限りでない。

(随意契約における優先取扱い)

第 11 条 知事は、随意契約により物品の買入れ等をしようとするときは、当該契約が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する場合（以下「定額随意契約」という。）に限り、予算の適正な執行に配慮しつつ、次に掲げるところにより取扱うものとする。

1. 公募型見積合せにより見積書を徴するときは、障害者雇用促進事業者を見積参加条件として見積合せを実施することができる。
2. 2 人以上の者から見積書を徴するときは、障害者雇用促進事業者を 1 者以上選定するよう努めるものとする。
3. 1 人の者から見積書を徴するときは、障害者雇用促進事業者を優先して選定するよう努めるものとする。

(障害者支援施設等からの物品の買入れ等)

第 12 条 知事は、障害者支援施設等で製作された物品の買入れ、特定印刷物（県内の福祉の増進もしくは障害者雇用拡大のための施策に利用する印刷物をいう。）および障害者支援施設等が提供できる役務の発注（以下「障害者支援施設等からの物品の買入れ等」という。）にあつて、定額随意契約を行う場合には、予算の適正な執行に配慮しつつ、見積書を徴する相手方を障害者支援施設等に限ることができるものとする。



## <宮崎県>

### 障害者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱

(平成 18 年 10 月 1 日 施行)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、障害者の雇用に努める企業及び授産施設等から物品の買入れを行う場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (2) 障害者雇用促進企業

次に掲げる要件を満たす者であって、第 4 条第 1 項の登録を受けたものをいう。

ア 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号。以下「参加資格者要綱」という。）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有する者であること。

イ 県内に本店、支店、営業所等を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる者をいう。）であること。

ウ 県内の本店、支店、営業所等で、常時雇用する労働者の数に対するその雇用する障害者である労働者の数の割合が、100 分の 1.8 以上であること。

#### (3) 授産施設等

県内で社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 4 号若しくは第 5 号又は同条第 3 項第 7 号に規定する事業を行うもの及び小規模作業所等福祉的就労の場を営むものをいう。

(登録の有効期間)

第 5 条 障害者雇用促進企業の登録の有効期間は、前条第 1 項の規定による通知を受けた日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 9 月 30 日までとする。

(指名競争入札における取扱い)

第 9 条 知事は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の規定により、指名競争入札により物品の買入れをしようとするときは、障害者雇用促進企業を含めて指名するように努めるものとする。

(随意契約における取扱い)

第 10 条 知事は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号。以下「財務規則」という。）第 136 条の 2 の規定により、随意契約により物品の買入れをしようとする場合において見積書を徴するときは、障害者雇用促進企業から優先して徴するよう努めるものとする。

2 知事は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び財務規則第 136 条の 3 の規定により、随意契約により授産施設等の供給できる物品の買入れをしようとするときは、予算の適正な執行に配慮しつつ、授産施設等からの買入れに努めるものとする。

## ＜鹿児島県＞

### 障害者雇用促進企業等からの物品の調達に関する要綱

(平成 17 年 11 月 29 日 施行)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、県内の障害者の雇用の促進及び安定を図るため、障害者雇用促進企業及び授産施設等支援企業（以下「障害者雇用促進企業等」という。）並びに授産施設等から県が物品の調達を行う場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱（第 4 号カを除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(2) 障害者雇用促進企業

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であつて、第 4 条第 1 項の登録を受けたものをいう。

ア 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和 52 年鹿児島県告示第 166 号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

イ 県内に本店、支店、営業所等を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる者をいう。）であること。

ウ 法第 43 条及び第 71 条の規定の例により算定した県内の本店、支店、営業所等で常時雇用する労働者の数の合計に対するその雇用する障害者である常時雇用する労働者の数の合計の割合が 100 分の 1.8 以上であること。

(登録の有効期間)

第 5 条 障害者雇用促進企業等の登録の有効期間は、前条第 1 項の規定による通知を受けた日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 9 月 30 日までとする。

(指名競争入札における取扱い)

第 8 条 知事は、指名競争入札の方法により物品を調達しようとするときは、障害者雇用促進企業を 1 人以上含めて指名するよう努めるものとする。

(随意契約における取扱い)

第 9 条 知事は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び鹿児島県契約規則（昭和 50 年鹿児島県規則第 23 号）第 24 条の規定により随意契約の方法により物品の調達をしようとする場合において、2 人以上の者から見積書を徴するときは障害者雇用促進企業又は授産施設等支援企業を 1 人以上含めて選定するよう、見積書の徴取を省略することができるときは障害者雇用促進企業又は授産施設等支援企業を選定するよう努めるものとする。

2 知事は、随意契約の方法により授産施設等が供給できる物品を調達しようとするときは、予算の適正な執行に配慮しつつ、授産施設等からの調達に努めるものとする。

---

### 障害者雇用促進企業からの庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達に関する要綱

(平成 18 年 12 月 26 日 施行)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、県内の障害者の雇用の促進及び安定を図るため、障害者雇用促進企業から県が庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達（以下「役務の調達」という。）を行う場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

【 ③ 環境保全活動の促進および環境配慮（中小企業者）】

<京都府>

環境配慮企業からの物品調達実施要領

(平成 20 年 4 月 1 日 施行)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、府が発注する物品の調達に当たり、入札等の競争性、契約の公平性、適正な履行の確保及び予算の適正な執行に配慮しつつ、環境負荷の低減に積極的に取り組む企業等（以下「環境配慮企業」という。）の受注機会の拡大を図り、企業等の環境保全活動を促進するため、環境配慮企業からの物品の調達に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要領において「環境配慮企業」とは、次のすべてに該当する者であつて、第 4 条に規定する登録を受けたものをいう。

(1) 物品の製造の請負及び物品の買入に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和 58 年京都府告示第 375 号）（以下「入札参加資格審査要綱」という。）第 4 条に規定する参加資格を有する者（競争入札参加資格者名簿登載者）

(2) 府内に本店、支店、営業所等を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に掲げる者をいう。）

(3) 競争入札参加資格者名簿登載者であつて、府と直接取引を希望する事業所として登録されている者のうち、次のいずれかに該当するもの。

ア 国際標準化機構（ISO）の国際標準規格「ISO14001」の認証を取得している者

イ 財団法人地球環境戦略研究機関の認証登録制度「エコアクション 21 認証・登録制度」の認証登録を受けている者

ウ 京のアジェンダ 21 フォーラムの環境認証「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」の認証を取得している者

エ 府の認定・登録制度「エコ京都 21（京都・環境を守り育てる事業所等）」に認定・登録されている者

2 「物品の調達」とは、物品の買入れ及び物品の製造の請負をいう。

(登録資格の有効期間)

第 5 条 環境配慮企業の登録資格の有効期間は、第 2 条第 1 項第 1 号に規定する参加資格の有効期間内で、かつ、環境認証等の有効期間内とする。

(環境配慮企業の指名等)

第 10 条 知事は、環境登録資格者が取引を希望する種目に該当する物品を指名競争入札により調達するときは環境登録資格者から指名することができる。また、随意契約（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する場合に限る。）により調達するときは予算の適切な執行に配慮しつつ、当該資格者と契約を締結することができる。

(グリーン配送に関する宣言)

第 13 条 環境登録資格者は、「環境にやさしい配送宣言」「エコドライブ宣言」に積極的に参加するよう努めるものとする。

(グリーン購入ネットワーク)

第 14 条 環境登録資格者は、京都グリーン購入ネットワークに積極的に参加するよう努めるものとする。

「Ⅴ. 地方公共団体施策事例」で引用掲載した条例・要綱等の一覧

北海道	中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針
札幌市	札幌市中小企業振興条例 札幌市ワーク・ライフ・バランス取組企業認証を受けている企業に対する契約上の優遇制度 認証の要件と申請方法
旭川市	旭川市中小企業振興基本条例 旭川市の公契約に関する方針
釧路市	釧路市中小企業基本条例
帯広市	帯広市物品購入等指名競争入札参加者指名基準
青森県	青森県中小企業振興基本条例
盛岡市	市営建設工事請負契約競争入札事務取扱要領 建設工事を受注された皆様へ
宮城県	地元企業の受注拡大に関する調達方針
山形県	物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針
福島県	福島県中小企業振興基本条例
茨城県	茨城県産業活性化推進条例 茨城県産業活性化に関する指針 茨城県新分野開拓商品事業者認定制度実施要項
ひたちなか市	ひたちなか市公共事業の入札及び契約の適正化を図るための取り組むべきガイドライン
栃木県	新商品購入・販路開拓支援事業実施要領
宇都宮市	宇都宮市入札制度合理化対策実施要領
群馬県	中小企業者に対する発注拡大の方針
前橋市	前橋市建設工事低入札価格取扱要領
桐生市	桐生市建設工事請負契約に関する入札の一抜け方式取扱要領
埼玉県	埼玉県中小企業振興基本条例 平成23年度公共事業等施行方針 物品調達等条件付一般競争入札参加資格基準
さいたま市	さいたま市物品納入等業者選定基準要綱 さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱
戸田市	戸田市中小企業振興条例
入間市	入間市建設工事指名競争入札参加資格者の格付に関する要領
新座市	平成23年度の市政執行方針
千葉県	千葉県中小企業の振興に関する条例 中小企業者に対する県の官公需契約の方針 千葉県官公需問題研究会について 千葉県官公需問題研究会設置・運営要領
船橋市	平成23年度の市政執行方針 船橋市建設工事入札参加業者資格審査基準の主観点数に係る算出規程
野田市	野田市公契約条例
柏市	柏市指名業者選定基準
市原市	下請契約における市内業者への優先発注等について 市原市低入札価格調査実施要領
東京都	東京都物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準
千代田区	千代田区物品等指名競争入札参加者指名基準
中央区	中央区小規模事業者登録について
港区	港区小規模事業者登録取扱要領 港区建設工事等の共同施工方式に対する発注取扱要綱 港区物品買入れ等契約指名競争入札参加者指名基準
新宿区	新宿区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱

「V. 地方公共団体施策事例」で引用掲載した条例・要綱等の一覧 (つづき)

台東区	台東区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準
墨田区	墨田区物品等業者指名基準 墨田区物品等業者指名基準運用指針 平成22年度官公需についての中小企業者の受注機会の確保等に関する区の方針 大規模建設工事請負契約に伴う共同企業体の指名取扱要綱
目黒区	目黒区工事請負指名競争入札参加業者指名基準 目黒区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準
世田谷区	世田谷区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準 世田谷区工事請負指名競争入札参加者指名基準 世田谷区建設工事等競争入札参加資格者優先業種区分登録要領
中野区	中野区小規模事業者登録制度について
杉並区	杉並区競争入札実施要綱 杉並区小規模工事等受注希望事業者登録事業実施要綱
板橋区	板橋区小規模事業者登録要綱
練馬区	練馬区小規模事業者登録要綱
足立区	足立区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準
葛飾区	物品等業者指名要綱 工事業者指名要綱
三鷹市	三鷹市競争入札参加者選定基準
青梅市	青梅市物品買入れ等指名競争入札参加指名基準 青梅市における中小企業者の受注機会増大のための共同企業体に対する建設工事の発注取扱要綱
町田市	町田市物品購入契約等指名競争入札参加者指名基準 町田市発注の建設工事に係る共同企業体の取扱い方針
国分寺市	国分寺市小規模工事受注希望業者名簿制度実施要綱
神奈川県	「平成23年度中小企業者に関する国等の契約の方針」に準じた中小企業者の官公需の受注機会の確保・増大のための施策の要点
横浜市	横浜市中小企業振興基本条例 横浜市公募型見積合せ実施要綱 横浜市公募型見積合せ実施要綱
川崎市	川崎市契約条例 事業協同組合に係る総合数値の算定方法等に関する特例要領 主観評価項目制度実施要綱
相模原市	平成23年度 工事成績評価や災害時における市への貢献度などを条件とした競争入札(「評価型競争入札」)の試行実施について
平塚市	一般競争入札参加条件設定に係る基準 平塚市社会貢献等評価型一般競争入札ガイドライン
鎌倉市	小規模契約取扱基準
藤沢市	藤沢市社会貢献実績等評価型競争入札試行実施要領
茅ヶ崎市	社会貢献企業を対象とした制限付き一般競争入札試行実施要領
厚木市	厚木市物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準 厚木市業務委託に係る指名競争入札参加者指名基準
新潟県	新潟県中小企業者の受注機会の増大による地域産業の活性化に関する条例 ハッピー・パートナー企業からの物品等調達に関する要綱
新潟市	新潟市物品購入発注基準及び業者選定要綱 新潟市建設工事の発注基準及び指名業者選定要綱 新潟市委託事務の執行に関する要綱
新発田市	新発田市中小企業活性化推進基本条例
上越市	上越市障害者多数雇用事業者の優遇措置に関する要綱
長野県	内訳書等の提出及び下請要件を付する受注希望型競争入札試行要領

「V. 地方公共団体施策事例」で引用掲載した条例・要綱等の一覧 (つづき)

山梨県	一般競争入札参加資格設定要領 県の契約についての県内中小企業者の受注機会の確保に係る推進方針
甲府市	平成23年度工事契約事務基本方針
静岡市	静岡市における物品調達に係る指名人の選定に関する基準 静岡市が発注する委託契約等に係る指名人の選定に関する基準 静岡市建設工事低入札価格調査試行要領
浜松市	物品の購入等に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱 工事請負契約等に係る入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱 市内業者への下請負等の優先発注について(お願い)
富士市	富士市における物品調達に係る指名人の選定に関する基準 建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の選定取扱基準
磐田市	磐田市小規模修繕参加登録要領
掛川市	掛川市物品購入等に係る指名等の選定基準
愛知県	愛知県公共工事発注方針
名古屋市	名古屋市契約事務手続要綱
豊田市	豊田市公契約基本方針
東海市	東海市低入札価格調査実施要領
四日市市	本市発注の建設工事における市内企業活用の促進について
鈴鹿市	鈴鹿市建設工事に係る下請要件を付する条件付き一般競争入札実施要領
福井県	福井県中小企業振興条例
滋賀県	滋賀県における中小企業者向け官公需確保のための推進方針 事業協同組合の格付方法等に関する特例要領 滋賀県ナイスハート物品購入実施要綱
草津市	平成23年度建設工事等の発注方針について
東近江市	市内下請業者・市内材料調達の促進について
京都府	平成23年度 建設交通部の運営目標 建設工事におけるダンピング(低価格入札)の抑制強化について 認証地域貢献企業からの物品調達実施要領 環境配慮企業からの物品調達実施要領
京都市	京都市競争入札等取扱要綱
大阪府	大阪府中小企業振興基本条例 大阪府物品関係条件付一般競争入札実施要綱(紙) 平成23年度 中小企業者向け官公需確保のための基本方針 低入札対策の強化について
大阪市	工事請負入札指名基準 物品調達に係る入札の取扱いについて
池田市	池田市入札参加資格審査要綱
吹田市	吹田市産業振興条例
高槻市	高槻市建設工事業者格付及び選考要領
守口市	守口市物品購入契約事務取扱要綱
枚方市	枚方市制限付き一般競争入札実施要綱
寝屋川市	平成23年度総務部運営方針
箕面市	箕面市工事請負指名競争入札参加者選定基準 箕面市物品購入等指名競争入札参加者選定基準 箕面市測量・設計等業務委託指名競争入札参加者選定基準
東大阪市	東大阪市建設工事に係る下請要件を付する制限付き一般競争入札実施要領

「V. 地方公共団体施策事例」で引用掲載した条例・要綱等の一覧 (つづき)

兵庫県	物品調達事務取扱要領 兵庫県建設工事入札参加者選定要綱 平成23年度中小企業者に対する官公需確保の推進方針
和歌山県	低入札価格調査実施要領
鳥取県	鳥取県県土整備部公共事業に係る分離・分割発注方針 鳥取県建設工事等入札制度基本方針 鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領
鳥取市	鳥取市トライアル発注事業実施要綱
米子市	災害時応援業務協定締結者への格付審査での加点措置について
鳥根県	官公需における県内中小企業者への優先発注について 鳥根県建設工事低入札価格調査制度実施要領
岡山県	岡山県地域ITベンチャー企業等優先発注制度実施要綱
岡山市	岡山市建設工事低入札価格調査実施要綱
倉敷市	倉敷市中小企業振興条例
広島県	広島県新商品による新事業分野開拓事業者の認定に関する要綱
広島市	広島市建設工事高落札率入札調査マニュアル
尾道市	尾道市物品購入等指名業者選定基準
廿日市市	廿日市市建設工事競争入札取扱要綱
山口県	山口県ふるさと産業振興条例 山口県工区分割発注先抜け方式実施要領 政策課題を評価項目とする入札参加者指名制度事務取扱要領
下関市	下関市地元企業優先発注等に係る実施方針
山口市	低入札価格調査をへて契約を締結する措置要領
岩国市	岩国市ふるさと産業振興条例
徳島県	徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例 「県内企業優先発注及び県内産資材の優先使用のための実施指針」について 公共工事に係る県内産資材調達の実施要領
徳島市	徳島市地元企業優先発注等に係る実施方針
高松市	高松市中小企業振興条例 高松市契約事務処理要綱
愛媛県	愛媛県建設工事低価格入札者排除措置要綱
松山市	入札・契約及び適正な施工体制について(周知)
福岡県	中小企業の受注確保に対する協力依頼について 中小企業受注確保対策部会実施要領
佐賀県	ローカル発注について 佐賀県トライアル発注制度実施要綱 佐賀県建設工事低入札価格調査制度事務処理要領
唐津市	唐津市内業者育成推進取扱要領 唐津市建設工事競争入札における取り抜け方式試行要領
長崎県	長崎県建設工事共通仕様書
熊本県	熊本県中小企業振興基本条例
大分県	新商品による新事業分野開拓事業者認定事業実施要綱
宮崎県	障害者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱
都城市	都城市事業協同組合に係る総合数値の算定方法等に関する特例要領
延岡市	市内下請業者・市内材料調達の促進について
鹿児島県	障害者雇用促進企業等からの物品の調達に関する要綱
鹿児島市	障害者雇用促進企業からの庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達に関する要綱 鹿児島市建設工事等競争入札参加者の格付を定める場合の総合点数の算定要領

本書は、「平成23年度中小企業者に関する国等の契約の方針(平成 23 年 6 月 28 日閣議決定)」における、以下の措置事項に基づいて作成されています。

第3 官公需対策における政府一体の取組み

(3) 地方公共団体の施策

中小企業庁は、地方公共団体による官公需施策の事例等を収集して取りまとめ、これらの情報を公表することにより、地方公共団体の官公需施策の推進に資することとする。

【解説】

地方公共団体における官公需施策はそれぞれ独自性がありますが、他の地方公共団体がどのような施策を講じているのかを承知することは、地方公共団体における官公需施策の推進に資すると考えられます。

このため、中小企業庁が地方公共団体の実施している官公需施策の事例等を収集して取りまとめ、これらを情報提供することとされています。

「平成23年度中小企業者に関する国等の契約の方針(解説)」より